

且つ大學、専門學校の給整理を行ふ

一、しかし乍ら、一方國家要員養成の十全を期するために、理工科系統の學校は二層擴充整備し、その學生に對しては入營延期の新制度を設ける

一、教育要員確保のために、法文科系統と雖も教員たるべき者は、繼續して勉學せしめる如く措置する

一、勞務動員の完璧を期するために、昭和十九年度より實施せらるべき豫定の、國民學校高等科の義務制實施を延期す

一、國土防衛の見地より、都市集中の學校校舎の整理疎開に就いて、適當なる措置を講ずる

二、學徒特別鍊成と決戦下臨時措置

惟ふに今回の措置は、決戦下の今日ではあるが、國の動員計畫と睨み合せて、國家の所要の要員を養成するといふ企圖に基くものである。従つてこれまで學志に在つて勉學を續けてゐた學徒も、今こそ勇躍奮起、銃を執つて第一線に立つ時が來たのである。この故に國家の要請に基いて、學志に残り勉學を續けるものは、正に國家に徵用せられたものといふべきであつて、一層の勉學修養に精進努力することが、何よりも第一の學要なる責務である。

叙上の如き處置により、一部の教育は停止せられることゝなるが、一方では國土防衛の全きを期する上からも、必要なる程度に於いては、學校校舎の整理疎開などの點をも考慮し、今後適當なる措置が講ぜらるべきであらう。なほ學徒が服務より歸還したる場合に於ける復學に就いては、十分なる措置が講ぜらるゝこととなつてゐる。

今回の措置によつて、一部の教職員に於いては、直接授業を擔當すること無きに至る者もある譯であるが、此れ等の者は學問研究に、或は他の學校の教育、その他の要務に、それぞれ御奉公の途が存する次第であつて、これに就いても文部省にては適當なる方途が講ぜらるゝことゝなつてゐる。それと同時に、學校教育の全般に亘つて、決戦下に對處すべき行學一體の本義に徹し、教育内容の徹底的刷新と、能率昂揚とを圖り、國防訓練の強化、勤勞動員の一層積極的、且つ徹底的なる實施等を併せ考へて置かねばならない。而して學徒勤勞に就いては、學徒として集團的に動員するやうに考案せられつゝある。

昭和十九年度より實施のことゝなつてゐた國民學校高等科の義務制は、諸般の情勢を考慮し、この際當分のうちこれが實施を延期することゝせられた。青年學校に就いては、實情に即じて戰力及び生産増強に資するやう、刷新改善せられるのである。

要するに、今回の決戦の教育に關する臨時措置は、戰ひ抜き勝ち抜くための非常措置であつて、既に職場勤勞に出勤して天晴れの實績を擧げた學徒は、今こそ

御民生ける驗あり天地の榮ゆる時に過へらく念へば（海犬養岡麻呂）

の自覺に徹し、思ふ存分第一線に勇戰奮鬥、盡忠報國の誠を效すことが出來、その若き力は皇軍に一層の威力を加へることゝなつたのであつて、このことは誠に學徒の本懷であり、また光榮これに過ぐるものはない。この際勇躍國難に赴く學徒は、内外の情勢を察し、必勝の信ふの下に、悠久なる皇國の將來と、雄渾限り無き大東亜戰爭の意義に徹し、以て國策の意圖の貫徹に邁進すべきである。

三、決戦下臨時措置と皇國民の覺悟

東條總理大臣の、昭和十八年九月二十二日に於けるラジオ放送の中より次の通りに引用する。

一昨年十一月八日、謹みて大詔を奉戴し、皇國の自存自衛のため、一億國民が驟然起上つてから今日に至るまで、作戦に於いて將た又建設に於て、著々進めつゝある巨大なる歩みは、正に世界歴史にその比を見ざるものである。

御稜威の下、我肇國の大理想が、かくも力強く大東亞の天地に、昭かに實現せられつゝある事を目の邊りに見て、大業翼賛の光榮を擔ふわれわれ臣民は、誠に感激に堪へない次第である。顧みるに政府は、（中略）特に大東亞戰爭勃發以來第一線將兵の善謀勇戰に呼應して、大東亞戰爭遂行のため國內態勢の強化については、凡ゆる努力を傾倒して參つたのである。

これが實施にあたつては、一億官民の自發的に盛り上る忠誠奉公の精神を、基調と致してきたのである。（中略）今次大東亞戰爭の遂行に當り、我々一億國民は常に必勝の信念を堅持すると共に、愈々不屈不撓・飽くまでも戦ひ抜き膝ち抜く、牢乎たる決意を有してゐるのである。

固よりこの大戰争の目的を完遂せんがためには、尋常一樣の覺悟を持つてしては、容易にその結果を求めることが出来ないことは、開戦勢頭より既に我々の齊しく覺悟してをつた所である。今や敵米英は、豫期せる如く、凡ゆる犠牲をも顧みず、短時日の間に帝國を壓倒せんとして、頻に反攻の舉に出で、戰局は日一日と奇烈の度を加へてをるのである。一億國民が決意を新にし、凡ゆる點に於いて、凡ゆる私生活に於いて、一大勇斷を以て、總てを擧げて戰爭完勝の一點に集中すべき緊急の時機は到來したのである。

惟ふに、危急に際して敢然として奮起し、欣然として一切を大君の御爲に獻げまつる盡忠の至誠こそは、日本國民の特性であり、皇國必勝の根源である。三千年來日本國民が、斷乎として幾多の外敵を一掃し、

嚴として光輝ある國體を擁護することの出來たのは、實にこれあるが爲である。
今こそ一億國民が、宣戰の大詔を奉戴せし彼の日の感激を以て、再び奮起するの秋は來つたのである。この感激、この奮起あつてこそ、大東亞戰爭の完勝は愈々確實となるのである。

こゝに於いてか政府は、國政運營上に思ひ切つた刷新を敢行し、（中略）作戦に即應して國內諸般の態勢

を徹底的に強化し、以て専ら戰力の急速にして、しかも劃期的な強を圖らんことを決意するに至つたのである。

而してこの際政府が斷行せんとする、國內態勢強化の目標と致す所は、官民を擧げて、常に悠久なる國體觀念に徹し、今次聖戰の本義に鑑み、愈々必勝の信念を以て、不撓不屈、盡忠報國を致さんとする強毅なる精神的結集の下に、國力を擧げて軍需生産の急速増強、特に航空戰力の躍進的擴充を圖り、（中略）また國內防衛態勢の徹底強化を圖る點にあるのである。素よりこれ等の諸點は、從來よりも、政府の施策として、最も力を效して來たものであるが、特にこの際これを取り上ぐる所以のものは、現下内外の情勢に對處し、特に時、一刻の遷延をも許さざる時の重要性に鑑み、所要の施策の急速にして徹底せる、實行を期せんとするにあるのである。

この目標に、到達するためには政府が、今回特に執らんとする方途の主要なるものについて、以下申し述べたいと存する。

これより行政運營の決戰化を圖る爲に、執るべき方途を述べたる後に、

その第二は國民動員の徹底を圖ることである。現下の戰局に對處し第一線の戰力を更に増強し、作戦の要求に即應して生産の兼羅的増強を圖らんがためには、國民動員に關し、徹底せる措置に出づるを必要とす

るに至つたのである。

これがため政府は、國民動員に付き各般の緊急對策を執り、特に學生生徒の動員に關し、割期的措置を講ずることゝ致したのである。豫てより殉國の至情抑へ難き青年學徒の念願に應へ、政府は此の際此等學徒をして、直接戰爭遂行に參與せしむることに方針を決定したのである。今や重大戰局に直面し、將來國民の中樞となり、國民の指導者となるべき青年學徒が、他の同僚に伍して、身を挺して敢然祖國の難に赴くの秋は到來したのである。素より學問の保持向上、特に戰爭遂行に當面、必要なる理工科等の部門に於ける教育の維持に關しては、その萬全を圖るものである。

また徵集猶餘を停止せらるべき學生生徒に對する諸般の措置に關しても、十分考慮致して居ることは申すまでもない所である。

學徒諸君、征くものも、又殘るものも、克く國家の要求に徹し、それぞれの分野に於いて戰爭完遂に渾身の力を致し、以て決戰下帝國青年の意氣とその實力とを、遺憾なく示して戴き度いのである。(後略)

と、眞摯熱誠溢る、長廣の舌を振はれたのあつた。

更に同年九月二十七日に於ける、大日本言論報國會事務理事、文學博士、鹿子木貞信氏の放送の要旨は、

次の如くであつた。

今次之征戰は、實に上、皇祖皇宗の御神靈を奉戴あらせられ、下一億國民の忠誠勇武に御信倚あらせられて、天皇の大御戰である。私共はこの戰が實に、天皇の大御戰なるが故に、その必勝を信すると共に、進んでその必勝を期せねばならぬ。而して必勝を信じ必勝を期する所以の大道は、私共各々その「さかしら」を措きて、勅を畏むよりほかにはない。』

この大戰下、私共の夢寐なほ戴しまつりてその違はざらんことを畏む詔勅は、實に宣戰の大詔である。その宣戰の大詔は、私共に必勝を期する所以の道として、「國家ノ總力ヲ舉ヶテ」と宣らせ給ひ、國家の總力を擧ぐる所以の淵源を尋ね給ひて、「億兆一心」の原理を掲げ給うてゐるのである。億兆一心の原理の下、國家總力戰體制の確立こそ、實に必勝の構へと申さねばならない。

わが皇國の國體が、實に億兆一心の原理の上に構成せらるゝものなるは、明治三年正月三日「惟神天道ヲ宣揚シ給フ詔」に「億兆心ヲ同シクシ」と宣ひ、軍人勅諭に「朕ト一心ニナリテ」と仰せられ、「教育ニ關スル勅語」に「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ」とみことのりあらせられたるに鑑み、毫末の疑ひを容れざるところである。而してこゝに宣らせ給ふところの一心が、究極するところ、實に天津日嗣の、天皇の大御心の御一心にほかならざるは言を俟たざるところ、私共一億國民が、各々その私心を去りて、大御心のたゞ一つ心に歸し奉り、「海行かば水漬く屍・山行かば草むる屍、大君の邊にこそ死なめ、のどには死なじ」と、生き、働き、戰ひ、且つ死ぬるその時にこそ、億兆一心、金剛不壞の、必勝不敗の團結は現成するのである。

今日、大日本帝國は、狂濤怒濤の中、毅然としてその存在のため、國を擧げて戰ひつゝある戰國國家である。しかし宣戰の大詔は、おこそかに億兆一心の原理に基く、必勝不敗の國家總力戰體制の確立を宣うてゐるのである。この時政府におかれて、この度の措置に出られたことは、私共國民の勇躍禁じ得ざることである。

今の時は、實に私共國民が、各々その一門の肝膽を擧げて國家の難に渴し、各々その憲法の定むるところ

の、臣民の権利を、臣民の義務に打ち換へ、老若男女の區別なく、その官にあるものは、事務を執るに簡にして精、よくその責に任じて、天皇陛下の官吏たるの名に負かず、學國の青年學徒は、筆を投じて劍に更へ、勇奪君國の難に赴き、深窓妙齡の女子も亦たその深窓を出でゝ工場轟々の處に、その純手に落下傘を縫ひ、砲弾、水雷を磨き、老いたる者も亦たその隱居安穩、悠々自適の生活を抛ちて、身を以て國家の用に奉じ、幼少の國民なほ且つ田園に食糧増産に挺身すべきの秋である。私共一億國民のすべての身骨と、心志と、物資と、金錢とは、擧げてこれを大君のため、御戦の勝ちの榮えに獻げまつるべき秋である。

四、皇國學徒の戰時體育訓練

昭和十八年三月二十日、文部省體育局に於いては、「戰時學徒體育訓練實施要綱」を、全國大學、高等學校、専門學校長、並びに地方長官に對し通牒を發した。

文部省が、皇國學徒體育訓練の點種目を指定して、積極的な指導鍛成に乘出したことは劃期的な事實であり、殊に最近各種勤労作業や、防寒防護訓練の實施に加ふるに、學制改革によつて、學徒の日常手務が著しく増大し、學行一致の生活が、新なる體制に進捗せるとき、體育訓練の目標を、戰力増強の一點に於いて明示したことは、正に注目すべきことである。

戰時學徒體育訓練實施要綱は、特に男子學徒にあつては、卒業後直ちに皇軍の精銳なる將兵として、戰場に征でたるべきものであることを想ひ、これに必要な資質の鍛成に力め、眞に緊要なるものゝみを嚴選實施せしむることとなつたものである。

訓練種目は「戰技訓練」「基礎訓練」及び「特技訓練」の三に大別される。

女子學徒に就いても、強健な母性教育のための「基礎訓練」に終始してゐる。
これらの要綱は、主として中等學校以上の學校を對象としてゐるが、國民學校にては、大體從來實施して來たものを一層充實整備し、また青年學校にては、職域勤労の青年を對象とする特殊を考慮し、大體この要綱の趣旨に基いて實施することになつてゐるのである。

(1) 戰時學徒體育訓練實施要綱

基本方針

- (一) 戰力增强、聖戰目的完遂を目標とし、強靭なる體力と、不撓の精神力との育成に力むること
- (二) 特に男子學徒にありては、卒業後その總てが、直ちに將兵として戰場に赴くべきを想ひ、これに必要な資質の鍛磨育成に力むること
- (三) 訓練實施の重點を、平素の訓練の普及強化徹底に置き、各種大會、試合等の諸行事は、平素の訓練と不離一體の關係に於いて、直に緊要と認めらるゝものに就き、嚴選實施すること
- (四) 全學徒をして、正課を含み、必ず毎日一回以上適切なる體育訓練を實施せしむること 大學、専門學校等にして、施設その他の實情により、直ちに右を勵行し難き場合にありても、適宜の方途を講じ、右の實施に力むること
- (五) 學徒の體力、健康狀態等を考慮し、適切なる訓練により、強健なる者を一層鍛錬すると共に、強健ならざる者の強健化に力むること

訓練種目

(一) 正課の體育訓練に關しては、體練科教授要目（又は要綱）、並びに修練指導要綱に準據し、益々その充實徹底に力むること

學校教練、集團勤勞作業、防空訓練、並びに救護訓練については、別に定むるところにより、これを實施すること

(二) 課外の體育訓練を一層刷新整備し、在記種目に重點を置きて、これを實施すること

男子之部

イ、戰技訓練

行軍、戰場運動、銃劍道、射擊

ロ、基礎訓練

體操、陸上運動、劍道、柔道、相撲、水泳、雪滑、球技、闘球（その他適切なるもの）

ハ、特技訓練

海洋訓練（挽櫓漕等を含む）、航空訓練、甲訓練、馬事訓練

女子之部

體操、陸上運動、行軍、武道（薙刀、弓道、その他適切なるもの）、水泳、雪滑、球技（女子に適切なるもの）、海洋訓練

大會、試合等の行事

(一) 學徒體育訓練大會、試合、講習會等の行事にして、左記に該當するものは、從前の如く總て文部省の承認を要し、その承認せるものに限り學徒を參加せしむること

(イ) 參加範圍が二以上の道府縣に亘るもの。

(ロ) 參加のため學業を缺くもの（但し中等學校以下の學校に關しては、當該地方長官の承認を要す）

(イ) 前掲の重點種目中、特に必要と認むる種目の行事に限り、承認すること

(ロ) 全國的大會よりは地域的大會、地域的大會よりは一道府縣内の大會へ重點を置くこと

(ハ) 開催期日、開催回數、主催者等に就き、層適正を期すること

(三) 一道府縣内の大會等は、大學、高等學校、專門學校に就いては、學校長、中等學校以下に就いては、地方長官に於いて、前項の趣旨に準じ適宜に處理せしむること

(四) 對校試合は、平素の訓練の延長として、極めて質實な形式に於いて、左記に據り實施すること

(イ) 當該學校内に於いて行ふこと

(ロ) 旅行を伴はざること

(ハ) 入場料等を徵收せざること

(ニ) 特に必要ありて、右各項に據り難き場合は、文部省（中等學校以下に就いては地方長官）の承認を受くること

五) 一等體育訓練大會（學徒、及び學徒以外の者の併せ參加する大會）に關しては、文部省（一道府縣内の大会に就いては、大學、高等學校、專門學校は學校長、中等學校以下は地方長官）の承認せるものに限り、前掲の重點種目に就いてのみ、學徒を參加せしめ得ること

(六) 大會、試合等に參加する者は、總て學校長に於いて、健康に異狀無きを認めたる者にして、男子學徒にありては、體力章檢定初級以上の合格者たるべきことと說かれれのであつた。右の二篇は以て教育者、及び學徒の鑑識とし箴言とすべき所であらねばならない。

(2) 體育訓練實施要綱解説

イ、戰刀の増強を期す

文部省としては、大東亞戰爭下、學徒體育訓練の刷新強化に就いて、慎重なる研究を経たる後、「戰時學

徒體育訓練實施要綱」を決定して公布し、全國各學校に於いて、大いに實績の顯揚に努めしめてゐるのである。

學徒體育訓練の規ひは、不時、戰時の差別なく、身體を鍛錬し精神を煉磨して、潤達剛健な心身を育成し、以て盡忠報國、獻身奉公の實踐力を培養することを目標とし、強兵健母の養成を期してゐる。

從來にても、此の目標の下に種々の體育、運動、武道、教練、國防訓練、勤労作業等の訓練に就いて適正に指導せられたが、大東亞戰爭の一大決戦に直面せるこの際、それでもなほ未だ徹底せざる憾あり、茲に覺悟を新にしてその方策を根本的に立て直すに至つた。

殊に國運の推進力たる青年學徒の體育訓練が、種々内外の情勢によつて戰時色を濃厚にするは當然で、寧ろ今こそ最大の馬力を掛けてその傾向を益々強化徹底させると同時に、訓練の目標を戰力増強に結集せしめられるに至つた。

ロ、訓練強化の促進

而して、國民學校、青年學校、中等學校、師範學校、高等學校、專門學校、及び大學のすべての學校に亘

つて、體育訓練に就いては、大學以外は何れも體練科の時間があつてそれぞれ教授要目や、教授要項が定められ、教材が決定してをり、此等の學校の體育訓練は正課として擴充強化せられてゐるが、體練科の時間だけではなほ未だ十分ではない。高等學校や、師範學校、中等學校では、今回の學制改革に據つて新しく「修練」といふ制度が設けられ、その時間内でも正科と同じやうに、體訓練が行はれることとなつた。

これらの學校に「修練」時間が設定せられたことは、體育訓練の充實を期せられたがためである。新度に據り、高等學校や、師範學校の如く「全寮制度」である所では、所謂二十四時間教育が可能で、體育訓練にも一層拍車が加へられるとはいへ、中等學校の如く一週を通じて三時間の「修練」時間中に、一時間だけが體育訓練に充てられる學校では、正科の時間を含めてもなほ未だ十分であるとはいひ得ない。

また大學の如く、學校教師以外には、體育訓練の時間が制度化せられてゐる場合もあるから、この方面に對して、正課以外の體育訓練を、更に正課に近いものに刷新改善し、その實績を擧げて行くことを必要とする傾向を是正せんがためである。

勿論學校では、從來でも正課と課外とは、總て一貫した教育方針の下に、體育訓練の振興を圖つて來たのであるが、實情としては、課外の體育訓練はとかく緊張を缺き易き傾向があり、その指導監督の側に於いてもこれを軽んじ腰ちとなつた。文部省が正課、課外を一體とする體育訓練の適正を圖つてゐるもの、以上の如き傾向を是正せんがためである。

ハ、體育訓練の刷新

戰時下の學徒體育訓練は、如何なる點を改善し、如何なる點を刷新せられたか、を述べよう。

(第一) 體育訓練に對する心構へを明確にすること

これは即ち、學徒體育訓練に對する指導精神を確立することに他ならない。文部省では「戰時學徒體育訓練實施要綱」の目標を、大東亞戰爭完遂のための戰力増強といふ一點に置き、今後此の目標に向つて強烈な體力、旺盛不屈の精神力を育成することを、その眼目としたのである。

特に男子の學校は、生徒が卒業後その總てが直ちに將兵として戰場に赴くのであるから、その體育訓練は戰場聯繫の訓練に重點を置いて、その徹底を圖ることとなつた。かうした見地に立つて、戰時下學徒の體育訓練を指導するためには、正課の體練科時間のみに依存するに止めることが出來なくて、正課の時間がなき日にも、一日一回以上は必ず全校體育訓練の時間を設け、必須なるべき訓練種目に力を注がれ、學内皆訓練の實を擧ぐると努めてゐる。學内皆訓練は、努めて全校全學徒を對象として偏頗なく行はしめられるのである。

要するに、學徒の體育訓練の基調は、飽くまで學校内の修練を第一義とし、學校外の各種の大會や、試合等の行事は、平素の訓練の延長として不離一體の關係を保たしめられるのである。従つて學徒を參加させる大會や、試合等は、戰時下特に緊要なものを選んで決定せられる。これらの體育訓練大會は、時局柄を考慮して、從來よりも認可の基準を高めて嚴重に商量される。

(第二) 二校間の對校試合は、學内體育訓練の成果を發揚するのに最も容易な獎勵方法であり、また一校の團結氣分を作り愛校心を昂揚せしめ、延いては戰闘的氣魄を旺盛ならしむるため、進んで機會を十分に與へて獎勵する

しかし乍ら戦時下の事なるが故に、對校試合も、戦力増強に就いて必要なる種目を、優先的に行ふやうに企畫する要される。更に對校試合の實施は、その試合の場所を學校内の運動場とし、見學者等より入場料を收めず、關係當事者は旅行をせず、といふことを原則とし、實情已むを得る場合は、文部省當局の指示によつて行ふこととせられた。

ニ、體育訓練の重點的種目

以上述べ來つた要綱中の支柱をなせる訓練種目は、各方面に對して最も影響する所が多いため、最善の努力を盡して慎重に研究を重ねられたのである。

正課の體育訓練は、それぞれ教授要目があるから、訓練種目に就いても要目中の教材をそのまま行つて然るべきであるが、課外の體育訓練の種目は、固より各學校にて選擇して行ひ來りたるものであるだけに、その再編成に就いては、特に傳統もあり、沿革もあり、種々複雑な事情があるが、これを何時までも放置することは、戰力増強といふ目標に對しても許さるべきではない。

乃ち文部省では、重點を置くべき種目を明かにし、その他の運動競技は、學校長の教育的識見と、學校當局の徹底したる時局觀に應へることゝし、畫一的、機械的な決定をきし控へられてゐる。

運動競技や、武道の種目に就いては、動もすれば徒らに排他的な思想を作り勝ちなものよりも、進んで振興助長すべき種目を掲げ、これらの種目に力を注ぎ、更に餘裕ある場合は、重點的に擧げざる種目についても、特に一學校内のみを基調として行ふことは、何等差支へがないとせられた。

殊に種目の採擇に當つては、外來の運動競技であるとの理由のみを以て、これを排斥するが如きことはなく、また日本的であるからとの理由のみを以て、これを無條件に採用はせず、専ら一大決戦に備へんがために、效果的な種目を選びてその特長を發揮するやうに措置せられてゐる。

元來、運動競技は、何れも本質的には何つとして不可といふものはないが、戰國に際して最も武力を發揚し得るもの優先的に列舉し、眞に大決戦下に相應はしいものに就いて重點的に選定されたのである。

男子の學徒の訓練種目は、行軍、戰場運動、銃劍道、射擊を合せて戰技訓練とし、

體操・陸上運動、劍道、柔道、水泳、スキー、闘球、その他適切な球技を合せて基礎訓練として、

また海洋訓練、航空訓練、甲訓練、馬事訓練を合せて特技訓練とし、

以て訓練種目を三に大別されたが、中に就いても、戰技訓練に重點を置き、強健な學徒であれば、必ず實修すべきことを強調されてゐるのである。

勿論、基礎訓練の種目の中にも重點があつて、その中でも體操、陸上運動と、季節によつて行ひ得る水泳、スキー等は、戰技訓練の土臺を作るものとして、努めて全校全學徒をして實修するを要せられてゐる。

特技訓練は、何れも直接戦力に聯繫するものであるだけに、施設、資材、適性、指導力等の事情さへ許せば、これ亦た全校全學徒をして實修せしめることが期待されてゐる。

次ぎに女子の學徒の訓練種目は、體操、陸上運動と、薙刀、弓道等の女子に適切な武道、水泳、スキー、女子に相應はしい球技を合せて、基礎訓練として行はせることゝし、健康激勵とした「日本の母」を育成することに努め、更に海洋訓練をも加へ、皇國女性も亦た海洋に親しむの素地を作らしめることゝなつてゐる。

以上の要綱の實行上の微細な諸點に就いては、學校の種別、男女の特性、學徒の健康狀態等を考へて、適

期に實施せらるべきであるとせられてゐる。

今や政戦ともに一層緊迫を加へ、國內の施策も、重點主義から更に超重點主義に移行した折柄、次代の日本を雙肩に託された青年學徒の任務は愈々重きを加へ、これ等の學徒の鍛成する體育訓練の方途は、茲に新たな決意と、新構想の下に再編成された。

なほ今後學徒が、大會や、試合等の行事に參加する場合の一條件として、男子は綜合基本體力を測るべき、體力章検定初級以上の合格者に限られたことを考へても、所謂一技一能の選手たるに止まらず、兵士型の萬能的な活動力を全學徒に要求せられてゐるのである。

ホ、學徒鍛成と國防特技訓練

學徒に對して、將來の軍務に備へ、國防能力の增强を圖ることは、戰爭遂行上必須の要件でなければならぬ。即ち大東亜戰爭を唯一不二の絶對緊急の目標として、凡ゆる國策を綜合して戰力增强の一途に歸せしめつゝあるの秋、皇民教育、學徒鍛成に於いても亦たその目標をこゝに置くべきは當然であつて、將來軍務に服し、直接米英擊滅の戰闘に參加する男予學徒に對して、戰技訓練を徹底し、國防總力を啓培し增强することは、まことに焦頭爛額、急務の急務とすべきである。

しかも大東亜戰爭の必勝を確保するためには、勿論、確乎たる必勝の信念と、旺盛不屈なる精神力を緊要とするが、更に優秀なる近代兵器の知識、とこれが技能の訓練とを徹底せしむることを要する。就中、航空戰力、海洋戰力、通信戰力、機械化戰力の強化に於いて、その萬全を期することを以て、これが絶對要期と

せねばならない。

乃ち此の如き特技訓練を學徒に課し、戰力增强の根基を學校教育に於いて培養せんことを期し、大學、高等學校、專門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒に對して、特技訓練の徹底強化に努められるに至つた。

即ち昭和十三年、文部省は滑空訓練の指導獎勵に關して、地方長官並びに大學、高等學校、專門學校長に通牒を發して、滑空訓練の普及徹底に力め、同十五年、學校報國團の編成によつて、その國防訓練部の内部に、滑空班、航空班、自動車班、海洋班等を設置せしめ、學校報國團の活動によつて、特別訓練を普及徹底せしむるに至つた。同十六年、學校教練教授要目の改正を行ひ、高等學校、專門學校以上の學生、生徒に對しては、機關銃、歩兵砲、野山砲、機甲、航空等の特技訓練を、中等學校生徒に對しては、第三學年より滑空訓練を教練時間内に於いて、正科として施さるべき途を開いて、その普及に努めた。特に海洋教練に就いては、文部省は海軍省その他關係方面の協力を得て、大日本學徒海洋教練振興會を設立し、これを通じて海洋訓練の普及を圖つてゐる。

更に同十八年より、機甲訓練、通信訓練に贈しても、文部省に於いて、直接學徒の講習會を開いてその普及に努めてゐる。特技訓練の現在情勢を概説すれば次の通りである。

1、航空訓練

現下大東亜戰爭に於ける、航空戰に於ける血戰が、一日は一日を加ふる毎に熾烈苛練を極めつゝある時、

益々我航空戦の増強が須臾も苟せにすべからず、學徒に對して航空思想及び技能を普及涵養し、學校教育の中に空軍要員鍛成の基礎を確立して、學徒を空軍の強力な豫備たるべきものとして訓練し、特に滑空訓練は、航空に關する確實な知識と、基礎的技能の涵養と、適性の檢知培養に資するところ大なるが故に、愈々これが振起に努してゐるのである。

滑空訓練は、昭和十年頃にはその實施學校は僅々六校に止まつてゐたが、文部省がその普及獎勵に努めて、或ひは教職員に對して滑空訓練、滑空機製作講習會を實施し、その指導者を養し、或ひはその訓練の教程を定め、或ひは訓練用初級滑空機の型を制定し、或ひは機材配給の幹施を行ふ等の方法を講じ、現在は約一千校を突破する狀態である。

滑空訓練は、男子中等學校第三學年以上的學徒に對して、教練時間中に正科として課し、また學校報國團の中に於いて修練として施されてゐる。昭和十八年度では、大學、高等學校、專門學校の教職員約百二十人を對象として、指導者たる初級の訓練を實施し、また各種の學校教職員約百六十人を對象として、中級の訓練を實施してゐる。

これらに養成された指導者は、それぞれの學校で初級訓練を指導に從ふのであるが、學徒の中級、高級の滑空訓練及び飛行訓練は、學校教練として、また學校報國團の訓練として、主として大日本飛行協會の施設に就いて、訓練を受けしめてゐる。

2、海洋訓練

海洋教練は、その性質上學校に於いて直接これを實施することが困難であるため、海軍の施設等に於いてこれを實施せしめてゐるのであるが、大日本學徒海洋教練振興會が置されてより、學徒の訓練は急速に進展し、特に帝國海軍の勇戦奮闘は、全國學徒の逞しい鬪魂を奮起せしめ、學校報國團海洋班を結成せる學校數、並びにその班員は頓に激増すると同時に、海軍への志願者も激著しきものがある。かくて現在既に海洋班を有する大學、高等學校、專門學校は約百六十校を算してゐるのである。

學徒の海洋教練は、主として修練として學校報國團によつて實施され、海軍の施設に於いて、その指導の下に訓練を受けてゐる。平常に於いても、土曜日、日曜日を利用してこの訓練を受ける學徒は多數であり、十八年夏期の如きは八千人に及んだ。

3、機甲訓練

機甲訓練は、從來は、主として機械化國防協會の斡旋の下に、陸軍の施設に於いて、學校報國團の活動と、して實施して來たが、文部省としても特にこれが普及徹底を圖るために、器材の斡旋、拂下を機械化國防協會に委託し、また教練の正科としてこれが訓練を實施し得るに至つたのである。

なほ從來は、學徒の聯合演習に際しては、學校の機甲班員として機甲部隊を編成して參加せしめて來た。十八年には直接學徒の機甲訓練を文部省で主催し、その普及強化を圖るため、同年の夏季には、陸軍より施設の貸與及び、指導協力を受けて約三百六十名の學徒に對し、二ヶ所に於いて四回に亘つて訓練講習會を實施し、良好の成果を收めた。今後一層、この種の訓練の擴充強化が行はれることになつてゐる。

4、通信訓練

廣大なる地域に亘つて戰線が展開され、作戰行動の迅速的確を要するの際、通信技術の向上、並びにその普及徹底を期することが緊要であり、通信要員の補充を、學徒に就いて期待されること愈々切實となつた。從來、學徒の通信訓練に關しては、學徒聯合演習に於いて、學校報國團通信班の參加を求め、報國團の活動としてその振興を圖つてゐるが、時局下國家の要請に即應して、學徒に對する通信訓練の強化に努めんとし、文部省は遞信省（通信運輸省）等の協力により、訓練講習會の實施を企畫し、通信要員たるべき資質を涵養するため、多數學徒に對してこの種の訓練を實施することになつてゐる。

（1）皇國學徒戰時動員體制

文部省では、苛烈凌絶なる現決戰段階に即應して、學徒の總力を以て、戰力増強の國家要請に凝集せしめるため、教育的見地に立脚せる廣汎なる學徒動員計畫を立案し、これが體制確立のために、陸軍、海軍、厚生、農林、商工、遞信等の關係各省、並びに企畫院と協議を進めたる結果成案を得て、昭和十八年六月二十五日の閣議に對し、「學徒戰時動員體制確立要綱」を附議して決定を見たる後、これを發表した。

右の要綱の主眼とするところは、我國學校教育をして眞に國家の現實に即應する態勢たらしめ、學業、訓練、勤労を一貫し、綜合的な教育鍛成の體系下に、學徒の心身鍛錬の全きを期せんとするもので、教育の全

面的機動化ともいふべき長期的施策である。

これに示されたる學徒動員計畫の主たる指向に就いては、

- 一、學徒の國防訓練、並びに勤労作業の實施方法を、根本的に強化再編し、學徒の燃え上る忠誠心を遺憾なく發揮せしめんとしたこと
- 二、勤労作業の重點を、食糧增産・國防施設建設、緊要物資增産、輸送力増強等に置き、實施に當つては、飽くまで計畫性を與へ、作業效率の向上、作業量の増嵩を意圖したこと
- 三、訓練及び勤労を學校の種類、程度に應じてこれに適應する如く計畫し、その教育的措置に十全の注意をとしたる等である。これが運營に當つては、あくまで學問研鑽が學徒の本領たることを沒却せず、苟にも單なる勞務提供の如き結果に陥らざること、及び學校教職員に就いては、率先垂範、學徒と一體となつてこれに對處し、學徒動員の眞精神を發揚すべきことを要望せられてゐる。

（2）學徒戰時動員體制確立要綱

第一 方 鈺

大東亜戰爭の現段階に對處し、教育鍛成内容の一環として學徒の戰時動員體制を確立し、學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤労動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戰力増強に結

集せしめんとす

第二要領

一、有事即應態勢の確立

學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の増強を圖らしむると共に、必要に當りては、直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとし、これがため概ね左記各項の方途を講ずること

(一) 學校報國團の隊組織を、直ちに國土防衛に有效に動員し得る如く強化すること

(二) 「戰時學徒體育訓練實施要項」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等專門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒に就き、戰技訓練を徹底すること

(三) 前項の學徒に就き、航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登録制度を確立し、本人の適性に従ひ、特技訓練を實施すること

(四) 基本訓練種目、戰技訓練種目、及び特技訓練種目に就き、中等學校より大學に至る訓練教程を、綜合的、且つ各學校の段階に適應する如く制定し、以て訓練の適正と、徹底とを圖ること

(五) 學徒全員に對する防空訓練を徹底すると共に、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊、及び特別警備隊としての訓練を強化すること

(六) 中等學校以上の女子學徒に對し、看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

二、勤労動員の強化

學徒をして挺身、國家緊要の業務に從事せしめ、その心身の鍛成を全からじむるものとし、左記各項により、食糧增産、國防施設建設、緊要物資生産、輸送力增强等にその重點を指向し、これが積極強力なる動員を圖ること

(一) 勤労動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類、程度に應する作業種目の適正なる選擇により、作業效率の向上、作業量の増嵩を圖ること

(二) 勤労動員期間は、學校の種類、程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること

(三) 作業と學校との、臨時且つ分散的なる關係を、可及的に改め、力めてこれを常時且つ集注的ならしむること

(四) 勤労作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤労作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し、事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と、事業管理者との緊密なる聯繫により、作業場に於ける學徒の取扱を、一層適正ならしむること

(五) 員數及び期間が、相當多數且つ長期に亘る學校の動員に就いては、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること

(六) 學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類、性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業による

傷痍、その他の事故の豫防、救護に遺憾なからしむること

(七) 食糧増産作業に就いては、食糧増産應急對策に即應し、從來、實施し來れる農耕應援作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき、極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむること

(ロ) 既設の學校報國農場、その他の附屬農園に就いては、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地、一般學校用地に就いても、主要食糧、及び雜穀を栽培せしむること

(ハ) 収穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等に就き、學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして、可及的一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地の緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等に就いては、一校または數校を特定して、努めて一貫作業を目途として、これが完成に協力せしむること

(八) 各種の工場、事業場等に於ける勤労動員に就いては、特に左記各項を考慮し、これが實效を改めしむること

(イ) 學校の種類、程度、及び土地の情況を勘案し、適當なる計畫を得たる場合は、通年當時循環して、計畫的に一定要員を出動せしむること

(ロ) 學徒の専門技術は、努めてこれを活用すること

(ハ) 學業の實習場などに於いても、工場と聯繫を密にし、その委託作業に從事せしむること

(九) 女子に就いては、前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき、工場地域、農村等に、簡

易、または季節的幼稚園、保育所、及び共同炊事場を設置せしめ、または他の經營するこの種施設に於いて、保育等に從事せしむること

(3) 青少年學徒の食糧増産への勤労動員（文部、農林次官の通牒）

「學徒戰時勤員體制確立要綱」に對して、その有力なる一翼なすところの「青少年學徒の食糧増産への勤勞動員に就いては、昭和十八年六月二十五日文部、農林兩次官より、大要次の如く道府縣に通牒されたのである。

(一) 勞力不足のため生じたる不耕作田、耕作廢止畑は、市町村農會、部落團體等で共同耕作を行ふことになつたので、中等學校以上の學校では、學校報國隊を動員し、可能なる限り協力すること

(二) 農村地域所在の國民學校高等科、及び初等科高學年兒童に就いては、農繁期の授業廢止を必要に應じ延長せしむ

(三) 北海道に於ける内地農學校の、長期滯在學校報國隊の派遣は、一ヶ月滯在を二ヶ月とし、延九十六萬人とする

(四) 勤労動員に要する宿舎、寢具、農具、種子は、行政官廳、及び關係國體協力して斡旋し、必要に應じ一部を助成する

(五) 本勤労動員に要する経費、その他には、相當額（百六十萬圓の豫定）の助成を行ふ見込である

五、皇國學徒の勤勞新體制

- (1) 皇國學徒戰時動員體制
- (2) 學徒戰時動員體制確立要綱
- (3) 青少年學徒の食糧增産への勤勞動員
- (4) 戰時動員體制解説

イ、勤勞作業の本質

學徒の勤勞作業は、昭和十三年六月九日、荒木文部大臣在任の當時、文部次官から直轄諸學校長、官公私立大學長、地方長官に對して發せられた通牒が、正式に取り上げられたる濫觴である。

支那事變の勃發の後、學徒の勤勞作業が益々盛んに各地に行はれるやうになつたが、特に宮崎縣の如きは、勤勞倍加運動すら行はれ、やがては「祖國振興隊」を結成して、知事を統監とした公的な組織の下に、その運動が展開せられた。これは當時の國民精神總動員運動に即應して、開墾、植林、應召農家の應援作業等について、相當に顯著な效果を挙げたのである。文部省は、此の如き一體的情勢と、勤勞作業の有する教育的意義とに鑑み、右の通牒にも、

集團勤勞作業運動ハ實踐的精祌教育實施ノ一方方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スルハ勿論特ニ現下時局處シ極メテ堅要ナルコトト認メラル

る旨が特に強調せられてあつたのである。

學徒の集團勤勞作業に關する文部省のこの態度は、文教上當然のことであつて、それは今日と雖も依然として踏襲せられて、些少も變更せられないものである。閣議で決定せられた「學徒戰時動員體制確立要綱」にも「教育鍊成內容ノ一環トシテ」と明示せられ、凡ゆる機會を通じて學業・訓練・勤勞の一貫性が強調せられ、綜合的な教育鍊成の體系の下に、學徒の心身鍛錬の全きを期すべく要求せられてゐるのである。

ロ、作業種目の變遷

學徒勤勞の本質は、その後時局の進展に伴つて、その質と量との強化擴大を必然に要求せられ、その後の通牒には毎次その要求が現はれてゐる。

從つて作業種目も、最初に於いては、

- 一、校庭、農場、演習林等、學校設備の手入
- 二、應召軍人遣家族の農事、家事の手傳
- 三、神社、寺院等の境内地の清掃、設備の修理
- 四、都市防空設備、公園、運動場等、公共設備に關する作業
- 五、日用品に關する簡易な作業
- 六、開墾その他の農業作業
- 七、道路改修、埋立等、土木に關する簡易なる作業

等であつて、多くは平時的色彩を有するものであつた。

然るに昭和十四年になつては、本炭増産勤労報國運動が展開され、更に同十五年には、飼料資源開發事業、空閑地利用の食糧増産施設實施、園栗利用、蓖麻栽培貢納、桑皮採集等の強調となつて、労力補充の分野が戦時の色彩を濃厚にして擴張されて來た。

同十六年になつても、學徒勤労は、主として農業、特に食糧、飼料等の増産運動に集中されてゐたが、同年十二月に至つて、遂に「國民勤労報國協力令」が公布され、學徒の勤労作業種目が變更され、例へば、

總動員物資の生産、

修理または配給、

國家總動員上必要な運輸または通信、

國家總動員上必要な衛生または救護、

軍事上特に必要な土木建築、

國家總動員上必要な警備、

等の如き總動員業務へと、飛躍的に擴充されたのであつた。

現行の學徒の勤労作業種目も、主としてこの勤労報國協力令制定以來、依然として變化はないが、學徒戰時動員體制確立要綱では、これに對して學徒の出動すべき作業の重點を定め、(一) 食糧増産、(二) 國防施設建設、(三) 増要物資生産、(四) 輸送力增强の四事業を強調してゐるのである。

ハ、作業實施期間の延長

學徒勤労の出動日數に就いても、逐年非常な増加を示して來てゐる。

昭和十三年の通牒にては、
實施期間ハ夏季休暇ノ始期終期其ノ他適當ノ時期ニ於テ概ネ五日ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ應シ學校ニ於テ適宜之ヲ定ムルコト

となつてゐるが、翌十四年の通牒に於いては變化を示して、

實施ノ時期ニ就テハ夏季ノ休業ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ出缺點検ヲ爲ス等正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコトとし、こゝに具體的に、授業と勤労作業との關係が規定されたのである。

その後昭和十六年に至り、二月八日の食糧、飼料等增産運動に關する通牒では、更に徹底されて次のやうに定められた。

(イ) 本運動ヲ實施スル爲成ル可ク休業日又ハ放課後ノ時間ヲ充當スルノ外必要ニ應ジ授業日又ハ授業時間ヲ勤労作業ニ振り替フルコト
(ロ) 一學年ヲ通ジ三十日以内ノ日數ハ授業ヲ廢シ勤労作業ニ振り替フルモ差支ヘナキコト
(ハ) 勤労作業ニ振り替ヘタル日數ハ授業又ハ時數ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト

右の三十日の期間は、同年末に至り、國民勤労報國協力令第四條を以て、次のやうにそのまゝ取り上げられた。

國民勤労報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内トス
前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合、又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

右の第二項の場合に關しても、同協力令實族要綱にて

令第四條第二項ノ規定ニ依ル特別ノ必要アル場合ト雖モ成ルベク六十日ヲ超エザルコト

と定められてをる。それが今回協力令そのものを改正されて、一年に付き六十日以内とされ、三十日の最高限が一躍倍加された。しかし乍ら學徒勤労に對する適用に關しては、これまでの實情に徴し、今直ちに六十日に延長擴大する必要が認められないために、從來の通りに三十日を限度とする事になつてゐるのである。

今までの實績に就いて見ると、全國各學校を通じて一年平均動員數はさまで多からずして、三十日に對してもなほ相當に餘裕を有し、なほ現在以上に相當に大規模の動員をなし得る餘地が残されてゐる。勿論學校によりては、これまでに既に二十七、八日に達し、ごく稀には三十日を超過したる所もないではないが、これ等の學校にありても、休日、祝祭日等の利用と、新學制にて定められた「修練」の時間の活用を考ふれば、甚だしい不便は感じないのである。

併し乍ら學徒戰時動員體制確立要綱にもある通り、國家の要請ある場合には、具體的な場合、場合によつて、學校の種類、程度と、作業種目とを勘案して、その動員期間を決定さられるのである。北海道に派遣された全國農學校生徒の作業期間は、二ヶ月と決定されたのであつた。

昭和十八年六月二十五日の文部次官通牒に於いても

農村地域ニオケル國民學校高等科及ビ初等科高學年兒童ニツイテ農繁期ニオイテ地元市町村農會ノ要請ヲ

考慮シ農繁期授業禁止ヲ必要ニ應ジ延長セシムルコト

を示達してゐる。

尤も北海道の食糧增産應接隊は、その地域が交通不便な所であり、しかも主として夏季鍛錬期間を利用して行はれた關係もあつて、既に昭和十六年にも、

現地滯在三十日ヲ原則トスルモ實施ノ場合特ニ必要ナルトキハ東北地方ニアリテハ十日前後、其ノ他ノ地方ニアリテハ、五日前後延長スルコトアルベシ

と定められてゐたが、今回これを一躍二ヶ月に延長されたのは、専ら北海道に於ける食糧增産の國家的緊要性と、輸送關係等をも考慮されたためである。

ニ、出動地域と學校移駐

學徒の出動地域は、昭和十四年から、興亞學生勤労報國隊を結成して、主として滿洲、中華民國に及んでゐたが、これは特異の例であつて、内地に於ける出動地域は、大體その學校の所在府縣内に限られてゐた。それが次第に他府縣、特に北海道等に大々的に派遣されるやうになり、更に樺太にも及ぶに至つたので、その動員規模は全國的となつた。

殊に今回の一要綱に於いて、

員數及期間が相當多數且長期ニ亘ル學徒ノ動員ニ付テハ學校移駐ノ考へ方ニ依リ之ヲ實施セシムルコト、となつたから、特に國防施設建設等には、全國的に出動計畫が勘案されることとなつたのである。

ホ、出勤學徒の特定と效果の昂揚

かくて學徒の勤労動員は逐年活潑となり、國民動員計畫に於いても、臨時要員として重要な地位を占め、學徒の動員々數は、昭和十七年の實績に於いて、恐らく總延人員は一億を突破してゐるであらう。併し乍ら從來の學徒の勤労作業は、多くは偶々依頼または命令を受けた學校が、臨時にその農村または工場・事業場等に出勤するに止まり、どうしても分散的となり、學徒も勤労に對する愛好心を削減せられ、作業の成果も比較的に舉がらざる傾向あるを免れないために、今回の要綱に於いては、能く限り作業と學校とを緊結して、當時且つ集注的に特定學校が、特定地域の農業或ひは特定工場・特定事業場の作業に出勤するやうにし、學徒動員をして實質的に效果あらしめるやうにせられた。

これは具體的には學徒勤労を活用する需要者側が、學徒勤労作業の意義を十分理解すると共に、學徒も亦事業の性質に對する理解を深め、學校當事者と、事業管理者との緊密な聯繫を圖ることが、何よりも大切なことである。

この意味に於いて、學校の種類、程度と、作業の種類とを適合させる如き計畫を立案することが必要とされ、専門技能は力めてこれを活用すべきである。學校の實習場等を利用して、教育上支障のない限り食糧供給に寄與せしめたり、工場・事業場の下請をなさしめたりすることは、勞力調整上から見ても極めて有意義なることであり、それがためには需要者側、殊に工場・事業場側に於いても、なほ一層の積極的協力を要望せられてゐるのである。

ヘ、學徒出勤の動機

學徒が勤労作業に出勤する場合は、大體次の三種に分たれる。

(一) 國民勤労報國協力令に基づき協力命令を受けた場合

これは勿論、同令行規則第一條に記載されてゐる總動員業務に限るが、現在の學徒勤労作業の大部分はこの業務中に屬する。この協力令に依る出勤は、鐵道の優先輸送とか、運賃の割引とか、幾多の利便が與へられ、その活動が伸長されてゐるが、實際にはこの協力令の存在や、手續などを知らずして、この適用により學徒の出勤を求めるものは、比較的に少いやうである。

(二) 國又は道府縣で計畫された一大運動の一環として出勤する場合

これが一番多いのであつて、例年實施されるる食糧増産運動、木炭増産運動等は、その適例である。

(三) 各學校で作業場を見つけたり、又は作業を依頼されて、自發的に出勤する場合

これは最近多く行はれ、特に時局の緊迫が純眞な學徒の心中に轟々と感じられるやうになり、じつとしてゐられないほど國家を思ふ至情は、必然、學徒自體の自發的出勤の機運を促進し、その代表者を當路者にまで派遣して、自ら仕事を見つけ、自分等が直接戦力増強のお役に立ちたいとの、熱情を吐露する場所を求めて出勤するのである。

今後、學徒戰時勤労體制確立要綱に基いて、實際に働き出すならば、國民動員の上からも、寄與する所は極めて大である。

ト、勤労による鍊成とその施策

國民動員計畫遂行に寄與せんとして、文部省では次の如き施策を實施してゐる。

一、學制改革——昭和十八年四月一日より實施され、從來五年制なりし中等學校を四年制に改め、三年制であつた高等學校、大學豫科を二年制としたことによつて、新しく四年制の中等學校、及び二年制の高等學校を作り、その教育内容を皇國の道に則つて刷新し、その教授内容を簡素化し、しかも從來に劣らざる實效を收めようとするものであつて、一面では學徒をして一日も早く實社會に出て、國家のために盡させるべく、國家不斷の要請に即應したものである。即ち修業年限短縮といふ點に於いて、新學制改革も、國民動員計畫の遂行に資すること大なるものがあるものである。

二、各種學校の刷新整備——これは各種學校の教育内容と、教育施設の刷新充實とが直接最大の目的であるが、更にこれに依る勞務動員の給源確保が企圖されてゐるのである。即ち學科内容が時局下緊要でないものとか、教育内容の刷新充實が出來ないものなどは、この際閉鎖して、これに依つて生ずる人員を勞務動員の給源にしようとするものである。

右のほか國民學校、青年學校等の如き、義務制を布いてゐる學校以外の學校の新設については、相當に嚴重なる統制加へ、資材關係の考慮、及び國民動員計畫の策定上より實施せられたものである。

實業學校の卒業生に對する進學制限も、右と同様の目的を有するものである。

要するに、國民動員は決戦下益々重要な問題であるから、教育に課せられた皇國悠久の發展を期する基調を常に堅持しつゝ、時に即應する刷新改善をよく理解して、決してこれに對して協力を惜しむべきではない。

第八章 主知的鍊成の反省

一、主従道德より皇民鍊成へ

本邦に於いて、明治時代に至るまでに行はれたる教育の特色は、實に日本魂修練の教育たることでめつた。故きを温ねて新しきを知らんがために、先づ振り返つて彼の王朝時代を回想するに、此の時代に在りては、儒教及び佛教の影響を受くること濃密強盛なるものがあり、その部面及びその事項、その時期等によりては、その形式に於いても、その内容上に於いても、原形原質そのまゝを直接攝受し、何等の加工變化を加へざる如くにも見れば看做されたのであるが、仔細に之を觀察し精密に検討せんか、その程度の相違こそあれ、儒教、佛教の文化文物に就いては、常に日本魂を以て日本的に解釋判断し、日本的に變化加工を加へて、遂に烹く日本的に消化同化し盡し、漸次之を吸收し來りたるものに他ならなかつた。

當時に在りては、本邦に於いて行はれたる教育は、或は佛教的臭味を帶べるものあり、或は儒教的色彩を資めたるものあり、その他これら二大文化に隨伴し來れる外國文化の傳來も尠なからず、日本文化乃至、日本教育の内容を潤澤にすると共に、その色彩と臭味とを寧渥にし、これを綜合すれば、皇國文化の水準を昂

揚せしむるの功績は、これを否み難きものがあつた。

後世に至つて、彼の菅原に假託して、江戸時代の諸學者の言を爲すもの、以て「和魂漢方」と稱したるが、その頻みに倣ひ亞流を波むものは、此の王朝時代の外來文化に對する態度を指して「和魂漢方」と稱するは、その字義上より之を考慮して、甚だ我意を得たるものと看做すべきである。

進んで鎌倉時代及び、室町時代に至りては、即ち「武家時代」と唱へられるが、此の時代に於ける教育に就いて見るに、謂ふ所の「武士道教育」の時代にして、日夕日本精神の修練に淬勵し、極端とまで見らるべきほどに精神主義を發揮した。則ち指導階級者以外は、原始的に、單純なる主従道德に拘束せられ、多くのものは、主君のために一身を獻げ、また忠誠を盡して、只管その及ばざるを惧るゝ有様であつた。

但だ纔に指導階級の者の中に就きては、その一部には、畏くも聖上に對し奉り、大義名分を辨識して、忠誠を致すべき臣道の自覺を留むる者の、必ずしも稀少とすべきではなかつた。

此の如く、皇民的自覺の低次の簡易にして、その規模の單純稚拙であつたとはいひ乍ら、日本魂に即する武士道の精神に味到し、その祕機要訣を悟得せんとして、懸命なる努力を拂ひ盡して、正にその底止する所を知らざるが如き實情に在つたのである。

之を要するに、彼等多數者の原始的主従道德は、武士道的鍛錬に依つて、漸次に高次のとなり、生長醇熟して醜陋味を發揮し、遂によく時代の進運と、文化の向上とに伴つて、皇國民的覺醒を促進するに至り、國體、國家精神の眞姿實相を確明に譲得するの、その根源を啓發するに至らしめたる功績は、まことに偉大なりとせらるべきである。

此くて一旦外寇の來襲に遭ふや、その幼老婦女子たるを忘れ、國民を擧つて祖國の大難に赴かしむるに至り、その經濟的危難に忍び難きに忍びつゝ、惟神の皇民そのものに復活し、敢然として苦戰健闘して、夷狄を殲滅臺殺し、以て克く皇國の金甌無缺を守護し奉つたのであつた。

乃ち知る、星霜を歷ると共に順調に發達し來つた主従道德に據れる教育は、畏くも聖上陛下に歸一し奉るに及びて、一誠一家を護るに止まつてゐたその規模を擴大し、遂に祖國の、普天の下、率土の濱を守るに至り、當然存るべき姿に存るに至るや、茲に始めて、皇國民魂の自覺的發現を見るに及び、敢て侵略して自國の巧利を圖るに非ず、祖宗以來の惟神の道に遵順して、或は皇國の防衛に任じ、或は遂んで皇謨の翼賛に心魂を打込み、以て肇國の大業を恢弘し奉るの外、全く他事なきに至つたのである。

二、日本魂の鍊成教育

本邦の武家政治が斷續して時代を経過し、吉野朝時代以後の國內治亂常なきこと久しきに及び、竟に江戸時代に入つたのであるが、一旦、王朝時代に發したる皇國民觀も、習ひ久しきに及んでその覺醒を荒頽せしめ、謂ふ處の封建制度なる反自然的制度は、折角、一旦は肇國精神に隨順するの、當爲の祖國々民本來の姿を顯現したるにも拘らず、可惜七花八裂の悲愴に陥つて、復ひ中心より分離脱逸し去り、主従道德の桎梏に過嚴なる拘束を擔つたのである。

さりながら對外交渉の平穡を亂し、靜和を失ふに及ぶや、建封制度はそのまゝに存りながらも、幕府の下に、國民一致し協戮して、皇國の尊嚴神聖を防衛し奉ること、比々として之れ然るを以て、常恒の定例たらしめ、儼乎として違例の事は無かつたのである。

我が皇威維れ揚り、我が國運維れ伸び、明治維新の完遂せらるゝや、皇政古に復して開國を敢行したので

あるが、明治維新に起つてその前後を相對照せんに、英、米、佛等各國の侵略の爪牙は、漸を追うて東洋の天地に迫り來り、殷鑑失して遠からず、大清帝國の領土の蠶食せられて止まざる結果、終に日東神洲の汀涯は、或は紅毛碧眼の虜奴の爲に、その神聖を守るに危からんとするなきを保し難きに至つた。乃ち尊王攘夷の報國赤誠の猛運動は、皇國の天地に澎湃として勃興するに及んだ。

茲に於て、具眼有識の士の蹶然奮起するもの決して小少に止まらず、外交内政の刷新肅正に努め、第十八世紀物質文明の具備につきて肝膽を碎き、謂ふ所の科學知識の培養と、その收斂のため、全力を擧げて最善を盡し、只管その及ばざるを惧れたのであつた。しかし乍ら此の如きは、皇國全土に就きて極めて少數の指導者的一部に止まり、その大部分に於いては、殊に江戸時代中葉以降に在りては、人物の鍛修を眼目とし、造士作人を標榜して、修徳脩身、日本魂の琢磨と、その鍛錬とを目的として、實踐主義鍛錬主義に准據し、以て皇民鍛成に精勵するのが常例であつた。

今や覺醒したる皇國民は、主従道德の規範を擴充延張して、皇民道德の規範に躍進し、知育より出でて訓育に突入せるものとなつたのである。

然るに、益々科學的新知識の吸收攝取の激烈を加ふるや、愈々目的と手段との認識に混亂溷濁を來し、形式的知識の過度なる崇拜は、遂に病膏肓に入つて、彼の歐化萬能の於代を出現するに至つた。

明治維新以降、開國より後に在りては、新來の科學的知識に眩惑せられ、物質文明に魅惑せられて、主知主義に墮し入り、凡そ教育といひはゞ知識の吸收のみを目的とし、人物といひはゞ單なる形式的知識の所有者たるに止まつて、敢て他を顧慮する暇さへ有しなかつたのである。

三、師弟同行の家塾鍛錬

之を要するに、江戸時代中葉以後に在りては、流石に新時代の新文化に眼醒め來れる列侯諸伯は、各々相競うて碩學鴻儒を禮聘し、乃ち大いに藩賛を興して、舉藩盛んに教學を作振し、藩學の擴充をその向上とに全力を集中し、以て人材の養成に尤も意を用ゐたのである。

これと同時に、各地に所在の碩學鴻儒は、或は自ら求め、或は他より委ねられて、私塾家學を興し、私塾教育はこゝに益々隆昌を極めんとするに至つた。私塾にあつてはその教育者たる塾主、或は、塾長塾頭の如き個人的指導者の下に、極めて小數の塾生が起居を俱にし、今日謂ふ所の寮生活を同一にし、或は疇耕雨讀・共に薪を拾ひ共に炊ぎ、或は右武・左文、共に技を練り共に修め、則ち師弟同行の全生活を完了して、行の生活を辿して、皇民精神を精鍛し、惟神の皇道の體驗得に努めて怠らず、以て行の教育に於いて、その精華を發揚するに至つたのであつた。

四、大君隨順の全體觀的鍛成

皇國民が封建的幕府制度の治下にあつて、昇平久しきに亘るや、教學漸く興り文物の流行盛んとなるや、長夜の睡りに在つた皇國的自覺は全國民の心魂を搖すぶつて振起され、國體思想の生長發展は鬱然として興り、澎湃として天地に漲溢するに至るや、何等の權威も利益も、能く之を阻止するなく、尊皇攘夷の二大標榜の下に一心一體たらんとするの國民的冀求は、幕府の倒潰、王政復古の實現を完遂するに至つたのである。

その間、一身を犠牲にし、一家をも顧みるなくして、是れ忠是れ孝、唯一専念の大義を躊躇んで、大君に隨

順し奉るの、國家的全體觀は形成充實せられ、獻身盡忠の皇民魂錬成が、諸藩に於いて行はれ始むるに至つた。

第一節 和魂洋才時代の反省

明治開國以來、洋學の輸入が開始さるゝや、所謂、皇學を主とし洋學を羽翼とするの大方針すら之を見失ひ、歐米文化心醉の時代を現じて、その病膏肓に入り、内外相比し、表裏相檢して、國體、歴史、等の特性の相違性をすらこれを無視するに至り、歐米新來思想に據る、理想主義、文化主義、創造主義、郷土生活主義、勞作主義等の各種の教育、郷土教育等は、何れも在來の日本教育に對し、新しき規範、方法等を與へ、教育部面の新聞拓を成したが、その基本觀念が抽象的個人主義を出でざる以上、自然科學的唯物的、及び巧利的人生觀等を以て、皇民的自覺を溷濁せしめたる罪は、到底之を否み難いのである。

一、個人的機械的分解主義の教育

當時十八世紀は、個性發見の時代とて、個人偏重よりも、之に加ふるに人格尊重の風潮は、寧ろ個人拘泥となり、更に分解主義に禍され、全一體を分解して、各部分をその要素とはするが、此等を孤立的にのみ觀、全體と部分との關係は單に機械的にのみ觀、遂には、國民に就いても、人類の一員たる個人として抽象的に觀、皇國民の一人としての皇民觀は極めて稀薄不明瞭なものとなつた。而も國體觀、國家觀の如きは、殆んど捨てゝ顧みるの違がないとせられた。

所謂教へるための教育たるに止まり、被教育者は、部分的には知識も豊富となり、實踐方法も訓練せられたが、個々的に分散せるを以て、全一的綜合もなく、生命的培養の效果は、遂に期して得べからざるものであつた。

二、自由主義と巧利主義との教育

自由思想が文化の發達に寄與した處は、決して鮮少としない。然も自由思想が國家性諸思想に及ぼした災禍も亦た、俄に決して甚大ならずとは断じ難いのである。自由思想に據れる教育思潮は、自由教育、個性教育、主觀主義教育、心理主義教育、デモクラシー教育等はこれに屬するが、要するに個人の自由を基調とする教育であつて、これに就いては國家性を考慮せる検討によつて、限定、制止等を加へてこそ始めてその效用を期すべきである。

實利主義の教育も亦た、その根本は、個人主義的な機械觀に立脚し、各銓自稱、純然たる巧利主義である例へば天地自然に對しても、人間生活の爲に如何に利用するを考ふるも、天地自然の大道真理を體得して之に徹することはなかつた。

三、所謂日本教育の缺陷

かくて日本の教育は、合理主義、理想主義に偏し、主知主義に執し來り、知行分離し、言語記憶を過度に尊重し、實踐なく體驗を輕んじ、理論を盲信するの變態に陥るなど、要するに答案記述の能力を誘導するに止まつたのであつた。従つて、それらの日本の教育は、現實を逃避したる理論を以て理想的人間を空想し、

その行動に就いても亦た、非實際的な理論を以て空想し、大膽にもかゝる空想的所産を以て教育的の標準とし、この標準を盲信して、これによつて活きたる日本國民を指導するの實情であつた。その結果は敢々如々を要するまでもなく、日本人たる國民より、皇民性と奉ひ、實踐力を失はしめ、具體性・情意性、利他性を或は衷ひ或は薄弱ならしめ、凡そ口を啓けば空理空論を弄すに過ぎざるに至つた。言語により頭脳のみに頭教育に墮したる。似而非日本教育の禍害の惧るべきは、殆んどその際涯を知らざるに近かつた。

第三節 皇民魂に據る鍊成

學徒をしてその心魂に宿れる皇民魂に目醒めしめ、この皇民魂を鍊成培養せんがためには、その場所と指導者とを要する。

その場所とは、學校等を指して稱するのであるが、從來は、學校は單に學問する所、勉強する所と考へられてきた。皇民魂を鍊磨すべき學校は、國家の機構に應じその要請に即したる環境たることを要する。

一、修練道場の學校と鍊成

則ち從來の考へ方によれば、學校とは知識を傳達、生活、殊に職業能力を養ふ所とせられてゐた。知識習得を以てその能事足りりとするのである。今や學校は人間を作る道場と考へられてきた。皇國民鍊成の大道場は學級であると考へられて居る。

學校學級にして既に然り、指導者たる教師は、皇國民鍊成の指導に適する日本の教師でなければならぬ。故に皇民鍊成のために、最も適切にして最も效果多き設備を充實徹底して、道場としての機能を完全ならしむることに努め、之を運営する教師の心構へを始め、その活動の一切を擧げて、皇國民的な認識と理解と、自覺と、皇國民たることの榮譽に就いての感謝と、矜持と、自信と、熱情的忠誠とを有し、その接するところの被教育者を、悉く皇民的自覺を以て灼熱せしめ、皇民的觀喜に燃え立たしめて、至純無難なる皇民魂の生成を促さざれば已まない底の、大信念と大感化的教育力を有せしめ、常に皇民鍊成を行じて、内外充實し擴大し向上して、以て進展して已まざる大修養、大鍊成を行する者たらねばならない。

從つて、皇民鍊成を行する學校は、その如何なる箇所も、部分も、如何なる時機にも、場合にも、常に最も善き皇民魂鍊成の雰圍氣を満たし溢れしめ、最も善き皇民鍊成の道場たらしめねばならない。

二、皇民親和の學校と鍊成

かくして學校學級が皇民鍊成の道場たる以上は、その學校に於ける學徒は、皇國民の一人であり、畏くも、上御一人の赤子の一人たることを、教師は深く強く明かに銘記すべきである。このことは單に教師たるもののみならず、洽ねく父兄母姊を始め、一般社會、一般國民て於いても、天皇の赤子たることに就いての森嚴なる尊敬と、富渥なる親愛の情とを、常住坐臥にも把持操守すべきである。

同時に、學徒それ自身に於いては、「義ニ於イテハ君臣、情ニ於イテハ父子」の、聖旨を奉戴して、皇國獨自の國體に即應しての皇民觀に徹底せしめ、「我は、陛下の臣民なり、我は、陛下の赤子なり」との大信

念に自覺せしめ、嵩高無比、神聖無上なるこの自覺に立つて、皇民たるべき鍊成に、全生活的熱意熱情を以て、日夕、自強不息の修養に邁進せしむべきである。

則ちこゝに於いて、學校學級は、日本赤子のための億兆一心、盡忠報國の皇民鍊成の道場となり、凡そこの世に生を享けてより、最後の息を引きとつてこの世に於ける生を終るまで、何時何處に在りても、皇民鍊成の行念は、常に終始一貫すべきであり、學徒は少くとも學校學級にある限りは、最も忠良なる皇國民たるべき、鍊成を行するを要するのである。

かくして既に鍊成道場たる學校學級に於いて、皇民的自覺の下に、鍊成の行的目的を通して、或は單立的に或は集國的に、皇民鍊成行に邁進する時、學友は悉く家族であり、同僚亦た悉く家族たらざるものはない。その間或は學校學級の對外的に相互間に、或は對內的に、或は對立し、或ひは抗争するの意義は聊なりとも之を存しない。たゞ協心戮力があり、接輓誘掖があり、指導服從があるのみである。

従つて、捨私奉公、愛國獻身が、何等の無理がなく順調に行はれなければならない。

三、家族精神修練の學校と鍊成

皇國は惟神の道に立てる大家族的國家である、故に皇國民たる學徒は、その大家族の一員たると同時に、小家族の一員である。既にして學校學級が、皇民鍊成の道場たる以上、各學徒に就いては、家族精神の鍊成に重點を置かなければならぬ。それは知識習得の生存競争場ではなく、一切の抗争對立の心を排除し、血族的、温情的、親和的精神を以て、その内外表裏に満ち溢れしめねばならない。而して親和、敬愛、信順の精神を以て、これが根基とすべきである。

その間學徒の相互間には同胞としての情誼を實踐し、師弟の相互間には父子としての情誼を實踐し、休戚を同じくし、喜愛悲憤は相分つべきである。故に學校學級をして、單なる機械的乃至無機的集合場たらしむることを戒しめ、能ふ限り家庭的行事を行じて、家族精神の實踐的充足と、動的發現に努めねばならないのである。

之を社會として考ふるならば、皇國に於いては、上御一人に對し奉れる奉公のための結合を以て、社會存立の根本義とする。去私奉公、一切の私利私益を超越して、社會を愛し社會に奉仕するのみにして、敢て報酬を求めず、絕對的奉仕の行を以て終始一貫せるものである。

社會はまた、小家族の皇國的聯結體とも觀るべきであつて、家族精神による皇民鍊成の行を、此の意味に於いて、社會に實踐し充足すべきである。少くとも學徒は學校社會に對して、奉仕して求めざる鍊精に精進し、また精進せしむべきものである。

かくてそこに團體訓練が行はれ、協同作業が營まれ、一切の團體的行を通して、皇民魂の團體的鍊成が成

就せられて行かねばならないのである。

學徒は、かくて、學校學級の一員であり、團體の一員であり、學校社會の一員であり、小家族の一員であり、國民の一員である。常にこれら、各規範に據る反省と考察と、検討とが、或ひは自力により、或ひは師友等の他力により、自己に對し、或ひは單獨に、或ひは協同に、加へられて、各規範に於ける全き在り方を成就すべきである。

四、皇國文化發現、學校と鍊成

皇國の使命としはゞ數多舉示するを得るが、その中に就いて最も重大なるものは、皇民魂の鍊成によつて發祥したる皇國文化を、世界に對して宣布することであらう。

皇國文化は、皇道に立ち、國體に基き、皇室を中心とせられてゐなければならぬ。それは單に認識的教育に止まることなく、進んで實踐的教育により、實地に於ける體驗に重きを置き、實際的感激を以て、至醇至厚なる忠孝道を行じて、學校學級に於ける教育をして、この皇國文化の精華を發揮せしめなければならぬ。啻に國初以來の傳統を承くるのみならず、更に一段とこれを充實進展せしめ、之を承繼しことに關しての功績を樹立し、然後、更に後進に對して、能く此の皇國文化を、謬なく、漏るゝなく、傳ふべきである。傳へて更に之を向上發展せしめ、かくして常に生成不滅の大文化たらしめねばならないのである。

學校學級は正に皇國文化の精華を、發現すべき、神聖なる齋庭であらねばならない。

第九章 興亞日本教育の皇民鍊成

第一節 興亞日本教育の目的

興亞日本の教育の在り方は如何やうなるものか？興亞日本の教育の働き方は如何やうなるものか？

これに關しては他の章節に於いて、既に論じ盡し説き悉したところであるが、特に興亞日本の意義に就いて考ふるまでもなく、大東亞共榮圈を確立して、圈内に皇道を弘通し、皇國文化を宣布し、以て大東亞文化の充實向上を圖り、十億民衆悉く一心一體以て一家一族となり、八紘爲宇の皇道觀に徹して、遂に永遠の和平を保有し、友邦をして悉く、その處を得しむるを以て至高至大の目標とする秋、過去二千六百有餘年の皇國は、興亞日本への躍進的準備の時代であつたが、今や生成不滅、修理國成して、大東亞共榮圈確立の上に地歩を占め、萬古不易の皇道を振起し、皇國文化を宣布し、廳ては世界和平の確保と、人類文化への寄與を致すべき、世界的皇國を以て完結とすれば、右の準備時代と、完結時代との中間は、即ち興亞日本躍進の時代であらねばならない。此の時代に於ける皇國の當爲の姿を興亞日本と稱して不可がないと信じる。

興亞日本に於ける皇國文化が、皇道に則れる以上、興亞日本の教育も亦た當然に皇道に則るべきであり、所定の教學を施して以て國家須要の人物を鍊成するを目的とする、ものでなければならぬ。

第一二節 興亞日本教育と惟神の皇道

茲に於いてか、興亞日本教育は、肇國の大精神に則つて、皇道を奉じ、皇國精神の實踐により、皇國民を鍛成すべき行である。

肇國以來連綿として傳承し來れる惟神の皇道を奉じ、數々の神勅を始め、歷朝の詔勅、聖諭等、殊に「教育ニ關スル勅語」等を體し奉り、宇内無比の神聖なる國體の神體に徹して、これが精華を事毎に發揚し、宏大無邊の神恩皇澤に報じ奉りつゝ、皇運扶翼の臣道を完全に遂行しなければならない。

即ち興亞日本教育の基礎は、實に惟神の皇道に確立確定されて、不動不易であらねばならないのである。

第三節 興亞日本教育と皇國民性

惟神の既に皇道に立てる教育たる以上は、皇國民を對象とする教育でなければならぬ。皇國々民の教育は皇國の民族性、國民性に根柢を置いて行ぜられねばならない。

元來、民族性は一民族の歴史的所産でありて、之に風土的特性の限定を加へられたものである。しかもその民族の固有にして特性的な活動は、更に之に對して、内包と外攝兩様の變化を與へ、民族精神は之を一層醸成し、醇熟せしめて、遂に大成せずには惜かないものである。

皇國々民は、血の清淨を固有し、却つて外來民族を血族内に同化し、一族一體に化し去つて今日に及ぶ。

その風土に於いて特性顯著なるものあり、その民族運動に於いては、緩急起伏ありと雖も、常に皇道精神の照破する處、戰時を問はず平時を論せず、皇國民の特性を發揮して、皇國民族文化を充實發展せしめ、皇國民に宿る皇民魂を常に成長せしめつゝある。この皇民魂が皇道精神を行じて、民性を發揮するのである。日本教育は此の皇民魂の成長を保護し、之を指導し、之が發展を圖るを以て目的としなければならない。それは總ては國民的特性に根源を發する臣道實踐の、根本的原動力たる皇民鍛成の行であらねばならない。

第四節 興亞日本教育と皇國の使命

皇國の使命は何であるか？神國日本の使命は、惟神の皇道に於いて明かに確定せられて、萬古不易である。萬邦をして悉くその處を得しめ、八紘を掩みて宇と爲すこと、これその信條でなければならない。こは先驗的なる神示神與の大憲章であらねばならない。

即ち皇國民として惟神の道を奉じ、天業を恢弘し、皇運を扶翼し、滅私奉公、尊皇獻身、を以て最高最大の使命とすべきである。

興亞日本教育は、皇國民をして、斯の皇國の大使命の達成に獻身して退轉なき、忠良の者たらしめねばならないのである。約言すれば忠良なる臣民として、臣道實踐を行じて皇國に奉公することである。

しかも、八紘を宇と爲すの使命の下に、實に皇國民は、皇道を世界に宣布弘通しなければならない。以て世界恒久の秩序を確立し、眞實なる人類平和を確保し、一定不易の皇道世界を現じて、萬邦安堵の福祉を存立せしめねばならない。

大東亞共榮圈の確立と、皇道大東亞の完成を以てして、皇國民の能事了れりとするの短見は、速に斷乎として之を拠擲すべきである。皇國民は、生々發展し、修理國成して、無限に推進し、無限に奮勵し、皇道世界の建設を成就すべきである。

凡そ此の如き大使命を操守し、此の大使命必成の大信念を把握し、皇道精神を行じて天業の恢弘を翼賛し奉るべきである。此の如き國民にしてこそ始めて、大國民とも稱し得べき、斯の大國民を鍊成し得てこそ始めて、大日本教育たり得べきである。

第十章 皇民魂の特性

第一節 皇民魂の實體

皇道精神の存る所、そこに至妙なる精神原動力が宿る。これを名づけて皇民魂といふ。故に皇民魂は、精神的原動力たるべきものでなければならぬ。従つて皇民魂は、皇國民に宿り、神代以來承せる傳統を通して、常に生々發展して、不休不止である。それは全體的統一體であつて、身體と精神とを「元一如」として活動する。

皇民魂は、凡そ皇國民の生命の祕奥に内在し、生命そのものゝ主動力を成すものである。皇國民的性格は、この皇民魂の統一的陶冶によつて形成され、集成調和して皇道による道德生活を規制し、この道德生活を以て、一切の價値生活を協和調成するものである。日本教育は、此の皇民魂に基き、これを鍊成するを以て最高指向とすべきである。

第二節 皇民魂の屬性

イ、滅私奉公性

皇國の臣民赤子として、如何なる時にも、如何なる處にも、常に、天皇に歸し奉り、天皇を中心として、一切の私心を抛棄して顧みることなく、七生報國の大信念を貫ぬかずには惜かない。皇民魂の属性の最高の一は、實に此の滅私奉公にある。皇國民として具有せる一切の道德は、その根源を發して生成し、一切の道德はその一元に歸する時、斯の滅私奉公となるものであつて、實に皇國道義の一切を規制するものに他ならないのである。

四、崇敬感謝性

敢て二宮尊徳の報徳説に據るまでもなく、天地萬物各々徳を具へ、一旦その徳に感應感激すれば、必ずこれに報せんとする。これ生活の根本であると教へられるが、天地萬有の一切諸徳に感應し、心を誠にして報謝する所、敬神・崇祖・忠君・愛國・孝弟・信義・尊師等一切の皇國道徳は煥發せずにはゐないのである。社會への奉仕、自然への愛好、自己の自覺慎獨等一切が、皇民魂の躍動によつて、これを崇敬しこれに感謝する所に、有難し、勿體なしの感恩となつて現はれる。

五、公正秩序性

皇民魂の属性には秩序を尊重し、公正に隨順するの大精神を藏してゐる。公明正大、秩序を守るところに、惟神皇國の眞體として正義を尊び、これを擁護し、これを愛好せずにはゐないのである。

しかも、任侠の心を失はず、弱小を庇護して強大を抑制し、よく全體的調和を確保し、規律を重んじ秩序に隨ひ、從つて分限を守り差別を重んじ、之を掩ふに禮節を以てし、常に公正と秩序を一貫して謬らざるは、これ實に皇民魂の一属性であらねばならない。

六、質實剛健性

皇民魂の躍動するところ、皇民生命を規制して、質實剛健の特性を爲すは、古來皇民の美風とし、誇とするところである。
皇國民の性情が、清淨潔白を尚び、勤勉精勵を喜ぶと共に、克己自制、華をたり實に就き、堅忍持久、簡素質實を旨とし、それと同時に泰然自若として、盲動輕舉を棄て、沈勇にして節度を失はず、剛毅朴直を尊ぶるのである。これこそ皇民たる者の本領である。

天地萬物の諸徳に感應するところ、純忠至誠の皇民魂は、即ち剛健質實の躍動を振起せずしてはゐないのである。

七、渾一親和性

更に皇民魂の發露は、分析に非ず、排他に非ずして、在るを選ばず、來るを擇まず、一切萬有を包摶し、これを抱擁し、綜括し、これを化して渾然たる一體たらしめずには措かない。氣宇絢大にして雄渾豪宕な

る、太陽の萬照を照破育成するが如く、一點の私照なく、一片の偏頗なく、天空一闊にして光風霁月、眞に明々朗々、樂天にして樂地、悠大久遠の氣象こそ、眞に皇民特性の隨一とすべく、かくてこそ、そこに發動する皇民魂は、清濁併せ呑んで、一切を同化し、自ら進んで一切に同化せられ、同黨異閥を拠つて、一心同體の血族とし、乃ち茲に皇民的大家族を集成するのである。

彼の島國民的狹量といふ如きは、主従道德に繫縛され、封建的陋習の桎梏を脱逸し得ざりし時代に於ける、異常なる一變相たるに過ぎないのである。

既に一血一族の大家族たる皇民たる以上、魏親和魂集結の大襟度の本領に恢復し來つたのが、興亞日本の大皇民でなければならないのである。

ヘ、自律自營性

皇民道德の隨一は、隨順恭敬を無されてゐる。恭順はまた依存所由の德を啓發するは、まことに自然自明の事に屬する、乃ち服従を以て善美とする所以も亦た此所に存する。

併し乍ら、右の如き消極相に止まることなく、更にその積極相に於いて皇民魂は如何に躍動するであらうか。

一度び正を踏み義を執つて起つ所、千萬人と雖も勇往邁進する武士の、彼の確信と自重とは、自主自律の尤たる者でなければならぬ。武士道として戰鬪的訓練を行ひたる皇民魂は、常に獨を慎しみ、自らの獨を守るのみならず、他の獨を敬愛尊重して之を擁護し、存養助長せしめて已まないものである。これは發展し

て、政治的乃至道德的には、自治となり、自律となつて、協同調和を大成し、自主自營に依る扶助互成が遂行せられたのである。

皇民の本然の實相に於いて躍動する皇民魂は、即ち自律自營の特性を發揮せずにはゐないのである。

ト、皇民魂の有機的活動

皇民魂は、その活動するところ、忠孝一如の天皇歸一の一元に歸入し、包容同化による八絃爲宇の本義に徹し、樂天明朋以て平和を愛好し、右武左文の尚武となり、寡默實踐の自律となり、自然尊重、簡素質實の天人合一となる。

則ち皇民魂の發動は、生命的躍動を以て、諸相歸一して、右の諸属性は、互に脈絡聯關係して、有機的一體と化し、遂に醇化を遂げて全一的皇道に合致し、或は武士道、或は日本魂、或は臣子道精神として、往々所とて適順應化して、惟神の道に自ら感應すべきである。

必要によりて、惟神の道の要求に應じ、更に自ら惟神の道に獻げて、皇民魂は立所に躍動し、以て皇道の自然に適せしにはゐない、自在無得にして、活天發地、常に諸感應して天人合一し、乃ち茲に人爲的作動を絶して至忠至誠、以て眞善正美聖の究極を實現する、凡そ此の如きが皇民魂の活動の本領であらねばならない。皇民鍊成とは皇民魂の本領を體得するにあるのである。

第十一章 行による皇民鍊成

第一節 行の鍊成

皇國に於ける皇民鍊成の教育たるべきものなるにも拘らず、惟神の皇道を見失ひ、私利私慾に執着し、浮華放縱にして、口に國體明徳、日本精神の作興等を唱ふると雖も、私かに歐米心醉を誇とし、皇國獨自の尊嚴と、神恩皇澤に一顧をも獻げざる徒輩が、違法の勸奨の裏をくぐつて、官憲の眼を眩まし、皇國民の魂を自ら弄段して、國家の危急難を忘却せる如き醜陋を演ずる如きは、明治以來の歐米思潮模倣に荼毒せられ、唯物拜金、皇民魂なき教育、皇道精神なき鍊成終に始し、巧利打算、卑怯賤劣、眼前の小利に眩惑して、所謂要領善しと自恃ある狡滑貪欲、譎詐姦佞なる斗管の輩の短見のみを事とし、従つて學問すれば従つて空論に長じ、愈々技能を修むれば益々射利僥倖のみを念とし、唯物的文化生活に狂奔し、唯心的文化を放下し去り、遂に教育は商品化され、鍊成は物品化し了され、積弊の極まる處、國體をも危殆に瀕せしめんとするに至つた。

魂なき主知主理性の教育は、頭と口の教育に墮し、手と足との教育これに併ぶこなく、その弊害は殆んど底正する所を知らざらんとしたが、疾風に頸草顯れ國危ふして忠臣出で、惟神の皇道に感應し、皇民魂に徹するの忠良なる教育者は、乃ち顯然と行ひは知るの終りなり」とは知と行との關係を端的に擧示せるものに

して、知つて行はれざれば、眞に知つたのではなく、行つて知らざれば眞に行つたのではない。行ふには行ふ理由を知つて始めて行つたのである。

故に行の鍊成に於いて、知育を自發的に開發せしむると同時に、德育もこれに併進して發達せしめねばならない。偏頗を去つて調和に來らしむべきである。

禪に於いて「減儀即佛法、作法是宗旨」と奮起して救國的鍊成を唱道するに至つた。

これ自己活動の教育にして、體驗の教育に外ならない。これを改めて行の教育、行の鍊成といふも不可ではない。自己活動を中心とする體驗の教育は、物そのものを自己の實驗に依つて、その理を體得することを主とし、勤労の作業、或は修養の修行に重きを置き、これには模倣、暗記に止まらず、進んで創造、開創にまで至らしむべきである。

王陽明の言ふ如く、知るは行ひの始なりといはれてゐる。知識文學の研究よりも修行を第一義とするとの意味である。行によつて悟道が可能であるとせられてゐる。しかも行とは如何にすることであらうか。具體的にいへば、研究は徹底的に研究に没頭專心し、運動は徹底的にこれに熱中し、執務は徹底的にこれに熱中し、食事は徹底的にこれに熱中し、その間嚴乎として、純粹無雜、一意にして他念なく、禮儀正しく行うて法の通に之を遵奉實踐する、要するに皇國民として皇國らしき眞の道を復行するに至る、これ即ち行の鍊成の究極の眞義でなければならぬ。

第二節 行に依る皇民魂の鍊成

皇氣魂は、皇民の生命の内奥に内在せる生命的原動力なるが故に、之を宿せる皇民の生長により、その修練により、その修行によつて、皇民魂も生長し、鍛熟し、成育する。

皇民鍛成をなすとこ行の對象は、皇民魂であつて、皇民魂の發現、躍動により、また皇民魂の靜態狀況によつて、その實相なり、その價値なり、その能力、その內容を、審かに察知して、またその皇民の環境等、教育的條件、教育的事情に鑑み、その程度、その方法を工夫考慮し、最も適切にして效果的に慎重なる判断と研究とを以て、鍛成の行を實施復行すべきである。

その間常に對象の皇民の全的狀態に注意を精らしつゝ、その皇民魂の生長鍛熟について、縱橫表裏、細大洩らすなき考慮を以て、措置を適時に適當に講すべきである。感情を抑制し、苦痛を克服せしめ、以て精神力、肉體力を長養すべきである。

所に先づ鍛成すべき個人の心身の考察を怠ることなく、忍苦、耐難の限度、實力發現の時機とその限度、その反動と反動の處理等に就きて、十分なる精察と、適當なる處置を過るが如きことは、嚴に戒めねばならない。

故に心身の能力を愛護し、善くこれを發現せしめ、豊富なる本能衝動を順調に善導し、所定の段階、順序に従つて、皇民的性格に仕上げ、以て十全の皇民たらしめねばならないのである。

次ぎに、鍛成の對象者の皇民魂の發達に應じて、自覺を促進し、これを以て自己成長を圖らしむべく指導すべきである。その自覺の發達の程度によりては、教師、父母等の指導者に信倚隨順せしめねばならない。

各種の指導者は、常に對象者と、同時同行に力めて、指導者、被導者の協力同和によつて、その鍛成指導の全一的成就を圖るべきことを眼自として行くべきである。

まことに感謝すべきことは、皇民は、その宿せる皇民魂の本質に於いて、歸一隨順の特性を具備してゐる。この特性の指導教養によつて信倚隨順は、その指導に應じて益々發達して發大を致すのである。従つて、指導の效果、鍛成の效果、教育の效果等、信倚隨順によつて大成されて行くとも觀られるのである。信倚隨順の鍛成に於いて、最も重要なことは、環境、殊に人的環境を最も善良ならしめることがある。

皇國に於いては、大義名分を守り華夷を辨する。しかも此の根本的國體觀念に基き、皇民生活には、個人的優劣の差別を生じ、之を總括して、天皇に對して奉り、悉く臣民赤子として平等である。縦の關係に於いて臣子となり、横の關係に於いて同胞となる。三千年を貫く皇國の文化は、皇國的風格を棄いて、獨得の型を有してゐる。それは民族的個性あり、國家的特性である。

皇民の鍛成に於いては、皇民的特性を自覺し皇國民族的なる型に入つて、獨自の風格を味得し、惟神の皇道に悟入して、一切の夾雜物を去り、一切の皇民的なるものを捨て、皇民としての完き善なる型を身に附ければならない。しかもその型は、常に皇道の生々發展し、皇國文化の發達進展して息まさる限り、型そのものも間断なく發達向上して止まらざるものであつて、常に創造され永久に發達して行くのである。此の如き皇國民の型に入つて、忠良眞善なる皇民として鍛成を行ぜねばならない。これは皇民の皇民たるべくして、またより忠良なる皇民たるべきためには、常に通過すべき鍛成の段階であらねばならない。この型に依れる行の成れる時、その時にこそ皇民的性格の陶冶せ成るのである。的に皇民の型による行については、その型を通して皇道に隨順歸依するの修行を、肝要とするのである。

型は、皇民生々の所産による、累積と醇熟とを以て集成凝結されたる、皇道による文化なるが故に、これを通して先人の行を學び、先人の皇道實踐の所産とその覺悟とを、後進の者が、自覺し自明して傳承し、體

得し、その鍊成行によつて、更に先人以上に進展向上せしめねばならないのである。

かくて皇國民の型を自覺し以て、鍊成を行するに就いては、常に有機的に統一して惟神の皇道に基かねばならない。皇民の鍊成と稱する以上、それは鍛鍊の教育であつて、相當の準備の下に、相當の考慮を拂つて、現有能力の程度以上に、強力なる苦痛の克服の鍛鍊を行ふが故に、これはまた一種の硬教育である。硬教育たる以上は、常にその方法と程度と、前後の處置については、十分なる精察、研究、工夫を要すべきは言ふまでもないところである。

第三節 學行一致の鍊成

皇民鍊成を行によつて鍊成するに當り、行の意義が既に説かれたる如く、皇民魂本來の面白を發揮して、全心全靈を以て皇道を常住坐臥に實踐して息まさることであり、死生を絶して七生貰行でなければならぬ。皇民鍊成の行に於いては、天皇歸一、信奉隨順の臣民赤子の惟神の道の復行を以て自標としてゐなければならない。

しかして等しく鍊成といふも、體験と理論とが一如一體であらねばならない。體験を通して始めて理論は生き、體驗なき理論は所詮、空論たるに過ぎない。行は決して觀念の行為に非ずして、學問と體驗とを一體たらしめ、不可分の物として同時に修得せしめねばならない。理論と體驗、學と行とは常に融合圓通せしめて、一如不二のものたらしむべきである。心身を綜合し之を超越し、魂を以て魂を鍛鍊する鍊成こそ、

行の本義である。

この故に、學問、藝術、宗教等の一切諸行も亦た、皇民の皇道修行による皇民魂の發揮でなければならぬ。則ち行は全生活に透徹して行はれ、全生活を離脱しては真個の教育も、鍛鍊もない。學徒の全生活行を以て鍊成を成就せしめねばならない。

行の基礎的修練に就いては、行の爲に行を特に修するものであり、所修の時日、回數、等を一定にして、規則的に指導教化し、反復繼續して一定の年數に亘り、以て行による皇民魂の躍動を體驗し、その妙趣妙力を味得悟入せしむることを期すべきである。これがために靜坐凝念、神佛參拜祈念、等が工夫考慮されて然るべきであらう。この基礎的行の修練と同時に相聯繫して、勤勞的行、學問的行等が行はれねばならぬ。これの行の修練によつて、皇國觀(皇道社會觀をも含む)、皇民觀、皇道世界觀、等が、眞に活如として體現されて來るのである。

第四節 教育ニ關スル勅語ニ行

皇民魂の属性の骨子的な地位にあるものは、實に減私奉公である。行による皇民鍊成はこの減私奉公を第一目的とする。それは言ふまでもなく、上御一人に對し奉つて、一切の私的なものを減却し、一切の公的なものに隨順を行することである。それは體て獻身犠牲の心となり、また他を敬愛し他を擁護助成し、他を愛育徳化し、以て萬事萬物に及ぼすに至る。行の教育・行の鍛鍊はかくて、一切皇民の生命的原動たる皇民魂をして、斯の如くあらしむべく鍛鍊するのである。

これはまた換言すれば、義勇等公となり、皇運扶翼となり、而して誠に惟神皇道の全き直き明るき實踐でなければならぬ。それは「教育ニ關スル勅語」に照示し給へる所であつて、教育者、指導者も、被教育者・被指導者も、常住坐臥相共にこれを組織立て、その心魂に刻記すべきである。「教育ニ關スル勅語」に於いて、その實踐的中心は、

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

との聖諭に置き奉らねばならない。これは成文として顯現し給ひしとは言ひ乍ら、天地開闢の以前より、皇后土に磅礴し、皇運の御隆昌に伴ひ、國運の發展に従ひ、幾世代を重ねて至誠奉行、終始一貫し來れるところの、惟神の皇道にして、祖宗と共に子々孫々の遵守すべき所である。「斯ノ道」と擧示し給ふ所は、實に右の惟神の大道でなければならない。凡そ皇國民たる以上、老幼男女等の別を絶して、生命の存する處必ず、皇民魂を宿し、皇民魂の存する處必ず之を以て道を行ぜざるを得ないのである。一旦道を行せんか、道は人たるものゝ當に行き、履むべき處、大道は己の宿せる皇民魂の行を通して、直に己の心魂に徹し、皇道と皇民魂とは圓通して一如不二となる。

既に皇道を體得せる以上は、一切の私を擲げて「義勇公ニ奉シ」、更に進んで「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス」るに至るとの、日本教育、皇民鍊成の大眼目は自ら何等の作爲無くして行はれ、これに依つて、皇民的人格の陶冶も、皇道家族の確立も、皇道社會の確立も皇道文化の振起も、從つて實現されて、遂には皇道世界の樹立にまで、邁進せずしては己み難きに至るのである。皇道に基く皇民魂の修練は、その使命まことに無限大にして緊急重要を極めてゐるのである。

第五節 青少年學徒ニ賜リタル勅語と行

從來の皇民魂による自覺なき教育の積弊は、青少年學徒をして、主知的理想的教育の短所に溺没せしめられ、個人的巧利、出世打算の學習・修行に終始し、能事了れりとせられてゐたるの秋、「青少年學徒ニ賜リタル勅語」を拜して、無明の闇も一照忽ちにして光明を仰ぐを得たといふべきであつて、既に「教育ニ關スル勅語」を奉戴せる日本國民として、慄汗背を濕ほし、仰天俯地、何の顔ばせがあつて神明を拜し奉らんやである。しかも神恩皇澤の優渥なる、諱々教へ給ひて倦む處を知り給はざる論言を拜しては、正に百八十度の大轉回を敢行し、一切の過誤と汚染とを棄てゝ心魂を清淨にし、皇道に復活再生して、惟神の至眞に歸すべきである。

謹んで勅語を拜するに、

國本ニ培ヒ力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚タ遠シ
と仰せられ、永劫不易の皇民行に關する、一大聖訓と拜し奉るべきである。しかも全皇國の青少年學徒に對し給ひ、親しく教へ誠め給ひて、絶対に信賴し給ふ大御心は、歴々乎として脈動し給ふではないか。皇國民たるもの咸くこれを拜して感泣感激し奉らずにはゐられようか。

しかも「思素ヲ精ミシ」「諳見ヲ長シ」「中ヲ失ハス」「正ヲ謬ラス」「本分ヲ恪守シ」と皇道修行の方法まで明示し給うたのではないか。修文練武、上御一人に歸依し奉り、廉潔を重んじ、信義を尚び、質實剛健、神佛を信奉し、負荷の大任を完全に遂行し得べき、強勁、強毅なる皇國民たるべきである。

「教育ニ關スル勅語」の本義眞理を探究して、之を心魂に體驗得し、之を以て「青少年學徒ニ賜リタル勅語」に照應對比し、その體驗得をして脈絡一貫、有機的統一せしめ、聖旨に副ひ奉る處の皇民として、その

皇民魂の鍊成に精進して、聊も退轉する如きことがあつてはならないのである。

既に皇國青少年學徒は、誠心誠意、身命を獻げて、上御一人には勿體なくも、青少年學徒を咸く信賴撫育し給ふのである。學徒は茲に於いて自警自戒、惟神の皇道に歸參し、修行鍊成、勇猛精進、忠良なる皇國學徒として完成し、皇運扶翼の大使命に邁進せすして可ならんや。

第十二章 皇民魂鍊成の指標

第一節 皇民魂の世界的發展、

皇國は異國の如き合成的國家ではなく、一つの生命體として獨自の存在であつて、そこに内在する惟神的大生命は、常に生々發展して息まず、生命は修理固成して新しき生命を生む、これ古事記に謂ふ處の「國生み」にして、國土を生命として生み、國土は生命として生まれ、國民は臣民赤子として生れて行き行き、その未來際を盡すと雖も全くその窮撫を知らざるものである。

乃ち國を生み哺み育て養ひ成す。そこに大八洲が出現し、千島、北海道、琉球を生み、次いで臺灣、樺太、朝鮮を生み、また南洋、關東洲、西新南諸島を生んだのである。かくて皇國は壯嚴なる國生みを繼續してやまず、今や續々として、マライ、昭南、大鳥島、ボルネオ、スマトラ、ジャワ、等の東印度諸島を生み、大東亞共榮圈の確立成らんとし、滿洲國、中國、泰、甸緬、佛領印度、比島これに同心協和し、以て、國生みの絶大なる偉業は完成されんとしてゐるのである。

顧れば、高天原日本より發足したる皇國は、大八洲日本を經て、大東亞日本と成りつゝあるが、更に進んでは世界日本を生みなすべきである。

乃ち皇民魂の躍動する處、今や大東亞日本の皇民を鍊成し、これを教育すべきの秋でなければならない。

實踐的鍊成を以て皇民魂の生長を愛護誘導し、更に躍進に次ぐに躍進を以てし、百尺竿頭一步を進めて、皇道世界觀に立てる所の世界日本の國生みの成就に當り、參加獻身して、扶翼奉贊せしめねばならないのである。

かくして既に皇國は、大東亞帝國の新世紀に進出したのである。新世紀に於ける皇民鍊成に於いては、信依隨順の主義に據り、鍛鍊主義、主情意主義、家族主義、徹底主義を重しとし、而もなほ自由自發の主義、主知主義、個人主義、自覺主義長處の美點をも包摶してこれを活用し、以てその短處缺點を補修擴充に資せしめ、滅私奉公、公正秩序、質實剛健、渾一親和、自立自營の皇民魂の全屬性を活躍し、各その全能全力を活現發揮して、全一的全靈的統合脈絡を、圓通大成せしむることを根方的指向とすべきは、今更喋々を要せざるところである。

指導者教育者は、先づ自ら自覺し、自らを鍊成し、次いで師弟同行的協力の態度を持して、被指導者、乃至被教育者を師道實踐を以て薰化し、彼等の絕對信倚隨順を、自己に雄中結成せしめねばならない。この根本的態度に於いて、根本的指向に従つて、全力を擧げ全能を盡して、自發的、自覺的、創造的に、皇民的人格を育成し、大いに之を活躍せしめて、以て皇道を奉行するに徹せしむべきである。

皇道に歸一する日本教育は、全靈的生活に基く行の鍊成に基礎づけられねばならない。故に皇民鍊成も亦た全一的綜合集成の行に據るを以て本義とせねばならない。則ち生活事實たる科學、經濟、宗教、藝術等々は、悉く皇道的道義の下に有機的に脈絡結成されて、偏頗するところなく、常に全一的調和を具備し、その動的、靜的各調和を、益々強化、深化、渾成することを要する。

第二節 皇民魂の鍊成實踐

イ、行事に據る行の實踐

集團鍊成に就いては、學校又は常置國體内に於いて營まるべき行を以て、最も效果多く、最も意義明かにして、最も強力なものとすべきであらう。此の如き集團鍊成に於いては、教科、行事、體育、德育、知育、教師乃至指導者は、被教育者乃至被指導者と、相協力相提携して、一心一體たらしめ、以て皇道の實踐に歸入しなければならない。

皇民魂は情意知型に屬して、情意をその中心とする。行事に據る行に於いては、多分に情意方面を鍛鍊するものにして、躰ては他のものに據る一切の行の首領者として、統合規制の重大任務を負荷せしめられてゐるのである。行の教育とは、全知全能全力を以て皇民魂を鍛鍊して、皇運扶翼の臣子道を實踐して謬ることなき大國民的皇民を育成するを以て目的とする。その鍛鍊の材料を行事中に求めねばならない。

行事は開闢以來、皇道の生々發展に伴ひ、我等皇民の祖宗の相傳承して實踐し來り、洗鍊し盡され來り、所謂皇國型を形成せる惟神之道である。これ即ち行事に據る鍊成の材料であり、またその目的である。則ちこれを以て國體觀念を明微にし、天皇歸一の本義に徴し、國民的訓練を大成し、依つて以て知德體の三育を一如一體としたる獨創的能力を長養し、皇民的なる忠良なる人物を完成しなければならないのである。

行の鍛成に於いては、先づ行の態度を體驗得しなければならない。被教育者、被指導者の根本的なる態度は、行全體の基本的要件である。これがためには静坐凝念を以て尤なるものとする。

しかも静坐凝念の體驗は、被教育者、被指導者の全生活に亘つて、弘布滲透せしめねばならないのである。

1、主　　眼

行を修する處の自己自體に於いて、心身は常に一如である。知と行とは亦た一體でなければならない。静坐凝念は、修行修養の一方法である。これを以て「動中靜あり、靜中動あり」を修練するのである。これに依つて一切の私心、一切の小我を放下し去り、忘我に没入して明鏡止水の妙境に至り、公魂、大我に歸入するのである。

2、施設指導

凡そ道を行する根柢にては敬を以て精神の中心とする。敬の根本は靜に他ならない。即ち静坐凝念は修道修行の根本である。政に教育者、指導者は、先づ被教育者、被指導者に先んじて自らこれを體驗しなければ

ならない。道は魂を以て行すべきものであるが、静坐凝念は心身一如の全一的に、一切の基礎を體驗に置かねばならない。

静坐凝念の場所は原則として疊敷の場所を選択すべきであるが、それに支障ある場合は便宜に考慮して、

静坐凝念に適しさへすれば普通の室を用ゐるも可である。

これを行う時間は、個人としては起床後が最も身心統一に好適である。然し乍ら最も混雜する場所、精神の安靜を妨げられ易い所であればあるほど、静坐凝念の必要が増大する譯であるから、初步の時期以後に於いてはこれを行う場所時間は敢てこれを選擇して特定するを要しない、しかのみならず、隨時隨所に、意に任して自在無碍に行じ得しむるやうに、修鍛せしめなければならない。

これは毎日必修、不懈怠を期すべきものであるが、最低限は一週につき二回、學校、團體にては、毎朝始業前に、學級、作業班等の小分團毎に行ぜしむるを以て、最も適當と考へられる。

これはまた、被教育者、被指導者の身心の發育、能力の發達等の程度、狀態を十分に精密顧慮して、基本的指導、重心安定指導、鍛錬的指導等の如く、順序階段に應じて、適切なる措置が講ぜられねばならない。

3、静坐凝念の行法

足の重ね方は、左右何れを上とし、又は下としてもよいが、一方の足裏の凹部へ、他方の足の甲部を當て嵌めるやうに深く重ね、臀部を据える臺を高くすることによつて痺れ易いが、修習練達してくると年少者でも二十分くらいは十分に静坐に堪へることができる。

臀部の据ゑ方は、先づ腰部をできるだけ後方に突き出して、重ね合した足の上にこれを置き、脊柱を真直に保つ。重心は氣海丹田から兩股の間に落してこゝに置き、兩膝を支點として、馬に乗つたやうに自由に身體を上下に活動させ、必要に應じて敏捷に立ち上ることもできるやうにして、安樂輕快に全身を定置する。

腰の卸し方は、前項の如に身體を構へると共に、腰骨をできるだけ前方に反らせる。練習を重ねると、脊柱は真直に伸び、腰骨の痛みも漸く消失する。

膝の据ゑ方は、これ亦た重要なことであつて、前項まで述べたやうに、身體を構へてから、膝を約二十五度に開く。身體は角度が廣いほど安定するが、一方では作法の關係もあるので適當に調節する。

鳩尾を落すことは、上述各項の通に實行すると、自然に鳩尾の部分が前方に出てくる。それでは無效有害となるから、腰骨をそのままにして脊柱を僅かに後屈するやうにすると氣海丹田の部分が、前方に出て上方に向き、頭部は幾分前方に屈して來て、こゝに始めて鳩尾の部分が落される。

頭の正しい据ゑ方は、以上の如くすると幾分頭部が前方に屈するのを修正するには、頭を後方にやゝ過ぎたと思はれるほど引起す。頭の中心はそのままにして頸を引いて、頸の後部に集つてゐた皺を伸ばさねばならない。

手、肩、胸の構へ方は、手は一度左右に水平に上げて、そのまま少し前に出し、そのまま静かに前方の下方に卸して、股の上で組み合す。肩はその次に下げて置く。胸は特に張りもせずすぼめもせず、ゆつたり自然のまゝに保つ。

目の口の閉ぢ方は、目を開いたか閉ぢたか、丁度その間頃加減に止めて薄赤く光がさし込んで來るほどにする。口も無心に何氣なく閉ぢて力をあまり入れず、微笑を含むといつた様子に止めて置きたい。

呼吸の仕方は次の通りである。

吸氣は、臍より下の下腹部（丹田氣海）を凹ますやうにして緊張させ、鳩尾より臍までの上腹部、及び肋骨部を、上方且つ前方に張り出して、鼻孔より静かに十分吸ひ込み、上腹部に吸ひ込むのがよい。この間に腹の底から次第に息が充満してきて、幾分胸が張り出す。

呼氣は、吸ふ息よりも長くし、鼻孔から細く長く吐く、肺臟内に空氣の殊らないやうな心持で、また同時に次の吸氣の用意をしながら、呼氣吸氣共に中絶しないやうにする。

息を吐く時の身構へは頭をごく少し前方下方に落す心持にし、肩を静かに落し、胸は幾分すぼめる心持とする。かくて息を吐きつゝ鳩尾を落し、下腹部を張り出して緊張せしめ、臍が上に向くやうに工夫する。

呼吸の時間は、個性差もあるが、概ね年少初步の者は、始め三秒吸うて四秒吐き、練熟に従つて八秒吸うて十二秒吐くやうになる。しかも考意識にして、殊更なる作爲をしないやうにしなければならない。

これらの行法を修するには、終始一貫して無念考想であるべきで、一心一念を凝結して大我に歸參するやうにすべきである。

4、集魂凝念の行法

氣海丹田に集魂凝念をするには、直立して足は約一步の間隔に開き、足先、殊に拇指に體重の全部をかけて、腰を浮かさぬやうに下す。頭は正面に構へて遠くを望む。肩を十分に下して両手を静かに下す。全心全身を極めて平靜に構へる。

次に踵を上げて體重を足の兩拇指にかけ、同時に丹田を凹まし、兩手を別々に固く握りしめて、拇指を曲げ、人指し指、中指を曲げた處に當て、薬指と小指とを以て拇指の端を押へ込むやうに「指五本を聯闊一體として拳を作る。特に肩に力を入れないやうにする。

次に静かに踵を下すと、もに、足の拇指に次第に力を入れ、同時に兩拳を次第に強く掌の中心に向けて握りしめる。この足と手との動きに合はして、氣海丹田に力をこめながら張り出して行く。この時鳩尾に力を入れないやうにする。かくて踵が立てる處の平面に附き了る頃には、氣海丹田に集魂凝念せられるのである。

八、神拜行事の行法

惟神の皇道を奉じて、上御一人に歸入し奉る皇民たるもの、敬神を以て、皇民魂鍊成の修行實踐法中にて、最も重要事としなければならない。即ち神拜は皇民の根本的大精神たるに鑑み、更に「みそぎ」が皇國精神を體驗得するため、必備不懈怠の緊要事なるに顧み、皇國の理想・皇民の信仰を感應體得するを主眼目とし、日常生活中に於いて嚴修奉行すべきである。即ち神拜行事は、禊祓行、やまとばたらき、神拜の三者を一體とせるものであるが、生活行事の事情によりては、その中の一を行するに止むるもよく、便宜にこれらを工夫考案して、その主旨、その目的を達成するやうに努めねばならない。

1、禊祓行

脱衣。
祓詞（二拜、二拍手、第一祓詞全員奉唱、二拍手、一拜）
鳥振（三段による、その間振魂をなして、祓戸大神の御名を唱ふ）
息吹（體中の穢を吹き捨て息を調ふ）
雄健（川、海に入るとき行ふ）
身滌（濱海、溝水、掛水、潛海、水中は振魂をなし、祓戸大神の御名を唱ふ、掛水のときは、先づ拍手をうち、次に脚、肩の順序を以て水を掛け、顔を洗ひ滌ぎ拍手をなす）
鳥船。

氣吹（靈氣を吸ひ息を調ふ）

2、やまとばたらき
立て。
みたましづめ。
をろがめ。
抛げ棄て。
吹き棄て。
いざ進め。

— 249 —



正坐。

神勅、詔勅、御製。

綱領、宣誓、訓、詩歌等。

天皇陛下彌榮奉唱

なほ右の次第に據り難き場合には、次の方式に據るものもよいとされてゐる。
手を洗ひ口を漱ぐ。

正坐（正立）

祓詞（二拜、二拍手、第一又は第二祓詞全員奉唱、二拍手、二拜）

大麻。

神拜詞（二拜、二拍手、全員奉唱、二拍手、二拜）

正坐（正立）

天賀陛下彌榮奉唱

いざ漕げ。
参み上れ。
氣吹き。
神樂び。
ひと笑ひ。
出まし。
天晴れおけ。

モガム

拜（祓戸大神奉拜、二拜、二拍手、一拜）

着衣。

2、やまとばたらき

3、神 拝

正座。

祓詞（二拜、二拍手、第二祓詞全員奉唱、二拍手、二拜）

大麻。

神拜詞（二拜、二拍手、全員奉唱、二拍手、二拜）

— 248 —



第十三章 生活行の修練

以上の如くにして、行の基本的鍛成の方法を體得し、次第にこれに習熟練達すると同時に、その練熟の程度と時機とに適應して、これが應用的實踐の修練に躍進しなければならないのであるが、凡そ人間生活の全方面に亘つてこれを考察する時、萬物萬事悉く修行鍛成の材料であり、方法であり、目的であり得るのである。

その公的生活、及び他の生活の公的部に就きては、固より職域奉公として、皇道に則つて臣道を實踐し、「行」の修練の實を擧ぐるを得ることは、自ら明かなるところである。その私的生活、及び他の生活の私的部に就きては、これ亦皇民の生活たる以上は、常に全心全靈を、上御一人に獻げ盡し、自ら進んで皇道に則つて臣子の道を躬行し、忠良なる皇民たるべき、生命的活動であらしめねばならない。

併し乍ら、理論的考察、理論的表現は、實際の事情、狀態そのものよりも、過度に誇張され易く、晦澁難解、尋常一樣ならざるやうに見られがちである、がそれに比して對疎的に、實行的方面では、實地真相は、常に平々凡々、尋常茶飯事に止まり、何の奇もなく變もないものである。此の平凡なる尋常事項の實踐を、反復し繼續して集大成するところ、偉大なる效果を擧げ、偉大なる事績を築成せずには措かないものである。故に生活部面に實踐さるべき行の修練も亦た、常に平凡尋常の些事たるに過ぎないが、その效果、その使命の偉大にして重要なは、到底これを否むことが出來ない。

第一節 仕事の興味化

彼の運動競技の如きは、興味津々としてその勝負に熱中し易いものであるが、その本義とする所は身心の健全なる發達、運動能力の練磨等の體育的目的にある。しかも運動競技を化して一の勝負事たらしめ、自らこれに熱狂して、勉學、職務等を抛つて頑みざるが如きは本末を顛倒せる者である。

仕事作業は必ずしも樂しみとせられないが、こゝに興味を打込んで從事するに及ぶや、不快は快樂となり、活動は敏捷となり、血液循環を好調にし、健康を増進する。これ僅かに仕事作業の效果の一部たるに過ぎない。その餘に於いては、仕事作業の效果が存留して、自邊を美化整頓し、他の活動に便益を與へ、身心共に自ら樂しみ、勤勞的能力の熟練を進め、體驗を真かにし、殊に動的なる精神統一を習熟せしめる等、その利益は殆んど考眼にして興味津々として盡きない。勤勞奉仕の作業が、學徒報國隊の活動中、最も重要とせらるゝ所以である。仕事の興味化も茲に於いてその使命大なりといはねばならない。

第二節 所言の實踐化

人口を啓けば現代は宣傳の時代であるといふ。宣傳といふ語は新しく用ひられ、今や極度に濫用せられてその實を満つてゐる。徒らに口舌を弄し、策謀を事として、弘布傳達に信義がなく、術數を構へて、弄詭詐

笄、その佞姦暴戾坐視すると堪へざるものがある方ち懸げ聲を樹くるも實行者絶えて無く、信義誠實の本亂
れて、虚偽説詐のみ横行する。豈斯の如きものが宣傳といひ得るであらうか。神國日本も此の唯物的巧利主
義の權謀に、擾亂汚濁せらるゝも久しい哉であった。偽裝虛飾無を以て有と過らせ、不正を以て正と分ち難
からしめた。天下陥々として斯の惡風に靡き君子たる皇民の實相を失ふこと甚しきに至つて、或ひは天日た
めに暖きかを惧れしめた。然るに一旦緩急あつて國本の危きに自醒め、大東亞戰爭に全國民總力奮戰の重大
時局に至つて、皇民漸く皇道に復歸奉順し、信義誠實に恭信敬奉を效すに至つた。百言の虚華は一行の實果
に若かず。論よりも證據、不言にして百行を全了せねばならない。

凡そ皇民たるもの、惟神皇道に感應して言を成せば、必ず行を結ぶべきである。その胸奥に奉藏するところ
の皇民魂を以て信念を把握する以上、必これを實行實踐して證すべく、言舉げせずして貰かざらめやである。
一事貫行、虛行空言を禁退し、常に言行一致を擔守して、所信必行を旨とすべきである。

第三節 天分の達成化

長者長法身、短者短法身とは禪語たるに止まらず、長き者は長いなりに、短き者は短いなりに、その特長
がある。これに従つて長養し、その任務を完了し使命を達せしむべきである。かくしてこそ萬物悉くその處
を得て、その眞面目を保ち、以て光明を放つのである。

凡そ人間たる者、此世に生れ出でたる以上如何なる者なりとも、何等かの寄與をなすべき使命を奉じてゐ
る。賢愚貧富、貴賤強弱、千差萬別を呈してゐはするが、自己に好適する職能を選んで生活する以上、その

業態に於いては、天上天下唯我獨尊の大信念を持して、その主人公たらねならない。その財富、位階、稱號
等の如きは、その職業に主人公として努力勤勉を以て功を成したるに對する。人爵としてこれを表彰するの
徽號たるに過ぎない。徽號そのものゝ尊嚴を見出して、徽號を以て顯現する勤勉の努力を敬重すべきではな
いか。勤勉が實にして徽號は虚である。その虚を追求せんとして狂態を演じ、その實を顧みることなきは一
個の狂人に止まる。

人はその天分を省察し、自己所生の天命を究め、則ち天職を選ばねばならない。職業に貴賤なく、職業に
於ける勤怠を以て、始めて貴賤を生ずるのである。好きこそ物の上手なれとは、古來の好指鍊である。
則ち天分を見出し、之を以てその使命を感得し、之に應化適順せしめて、使命を到達し成就せしむるこ
と、正に生活行の重要な事とすべきではないか。況んや皇民たるもの皇道に則つて、天分を琢磨し以て奉公報
國の大義に歸參せずしてはゐられないではないか。

第四節 生活の簡素化

生活の三方面たる衣食住に亘つて、最も心すべきは經濟的考へ方である。富は一切の希望を達すべき原動
力となり、貧はこれを挫折せしめる所の障礙となる。富は如何にして之を得られるか。それには「節儉は大
なる收入なり」と教へた。「珠玉寶に非す、節儉これ寶なり」との古語もある。管子曰く「人情りて而して
侈れば則ち貧し、力めて而して儉なれば則ち富む」と、生活簡素化の要訣は實に勤儉貯蓄の他に出でないの
である。勤儉なれば如何なる困苦缺乏も意に介することなく、堅忍持久、自己の本務に一所懸命、奮勵努力

し、公益に奉じ國恩に報い得る。具原益軒曰く「身に奉ずること薄きを儉約と云ひ、人に施すこと薄きを吝嗇と云ふ」と。生活の簡素化に就いて、深く心すべきはこの吝嗇である。個人に施すこと必ずしも薄少に非ざるに、國家公共のために奉ずること、微少稀薄、恬然として恥ぢざるの富者多からずとしない。

乃ち勤儉これつとめて貯蓄するのは、たゞこれ國家に奉じ、公共に謝するためであることを猛省しなければならない、若し夫れ勤儉を以て、たゞ獨り自己一身の安逸を貪らんがためにする者あらば、既にそれは節約たるものに非ずして、所謂有財の餓鬼として我利妄執の亡者でなければならない。

故に財産は長者の如く幾億萬を藏するも、無駄な金は鏹一文も消費しない。苟も贊澤と視らるべきものは一切之を廢絶し、廢物は飽くまで利用し、死蔵物は活用し、天地の大恩、神佛の恵みを感得する時、平常不斷に生活が簡素となり、眞實の儉約貯蓄が出来るやうに修行すべきである。神恩皇澤に依らずして一物すら得られない。これを浪費するは、勿體なき限りにて冥加に盡きる。この感恩報謝を根本的痛念として、萬物を尊重活用すべきである。

第五節 信念の強力化

たとひ弊害短所ありとするも、現代の教育は確かに長足の進歩發達を遂げてゐる。知識を偏重するといふも、而も非常なる發達をしてゐる然に愈々發達すれば愈々悪用され、國家社會を荼毒するは何の故であらうか。百知あつて一實がない。心奥に輝き出づる真心がない。一旦誠を失はんか、誠を偽と分つべき鑑識力をすら失ふのである。遂に世を擧げて虛偽の権化となり、人を欺き、人を偽り、人を陥れ、人より奪ひ、遂ぞ憂へんや。況んや富貴功名何ぞ歴する所ならんや。

既に赤誠に立てば、皇道に感應せずといふこと能はず、祈らずとも神や冥護し給ひて、神人合一し、天地俯仰、自己を信じて恥ぢず憚れず、千萬人と雖も一誠執つて往き、一實以て貫かずにはやまれない。神人合一を成就すればその獨を慎み、皇道に恭順して 信念を強力化し、金剛不磨の大力能を發揮すべく念々これ誠、行々これ力、信念復行の大力を體驗修行しなければならない。

斯くて一人の除外なく、萬人一齊に、一心同行を修すること、神事神行を嚴修奉行するに等しからしむべきである。毎朝每夕、學校、團體の中外を問はず、家庭の内外を論ぜず、所定の慣例、規約、章程の主旨従つて、行事を遵守し修行鍛成に力むべきであつて、之を要するに機會ある毎に之を捕へて逸せず、之を活用して修練に資し、心臓の敢動の止むことなく、肺臓の呼吸の絶することなきが如く、臨機應變に、鍛成修行に、力めてその妙趣を體し妙境に入らしめねばならぬ。即ち指導、鍛成に於いて、その指導者、鍛成者が中心たるが故に、その人格、その能力、その體驗、殊にその指導力、鍛成運営の力能が、その任務を負ふに値する者あらねばならぬ。

第十四章 戰時非常措置と皇國 教育の變換

昭和十八年九月二十一日の閣議に於いて、「現状勢下に於ける國政運營要綱」が決定され、國內態勢強化方策の一環として國民動員の徹底を圖るため、學徒に對する一般徵集猶餘を停止し、理工科系統の學生に對して入營延期の制度を設けること、理工科系統の學校の整備擴充を圖るとともに、法文科系統の大學生、専門學校の統合整理を行ふことになつた。このやうなことは、皇國の教育上、正に劃期的な出來事であるが、戰ひ抜き、また勝ち抜くための戰時非常措置として、實に緊要不可決である。

既に同年十月二日の勅令第七百五十五號を以て、在學徵集延期に關する勅令が公布され、適輸に達した學徒は直ちに兵役に召出されることとなり、昭和十八年度の臨時徵兵検査は、迅速に十月二十五日から行はれるのである。

今回の措置によつて、教育は相當に廣範圍に亘つて影響を受けることになつたが、文部省としては、現下の雄渾なる作戦に呼應する教育の戰時非常態勢を考慮して、學校教育の全般に亘つて、可なり思ひ切つた改革を行ふことになつた。即ち同年十月十二日の閣議に於いて決定されたる、「教育に關する戰時非常措置方策」がこれである。

即ち今回の戰時非常措置に於いては、學校教育の全般に亘つて、決戦下に適切な教育内容の刷新と能率化

とを圖り、併せて國防訓練の強化、勤労動員の積極、且つ徹底的な實施を圖ることがその方針である。このやうな方策を決定するに當つては、たとひ戰時中であらうとも、教育は皇國の盛衰に關係して極めて重要なことであるから、悠久なる國運の發展を考へつゝ、當面の戰爭遂行力の增强を圖るの一事に集中することが、唯一の自標に選定せられたのである。

第一節 國民學校、青年學校、中等學校の 變更措置

イ、國民學校

昭和十六年に決定されたる義務教育八年制の實施は、當分の間これを延期することになつた。これは昭和十九年度から實施される豫定であつた國民學校高等科の義務制は延期され、義務教育は從來の通り六年制を繼續し、國民學校初等科を卒業すれば、直ちに實務に就かしむることとなつた。實務に就けば、義務として青年學校に入學せしめねばならない。

ロ、青年學校

青年學校に於いては、教室内にて行ふ授業、即ち謂ふところの「坐學」は極力少くして、職場の實情に即

して生産増強に資し得るやうに、教育内容を刷新改善することになったのである。

ハ、中等學校

中等學校に於いては、昭和十八年四月より四年制が施行され、新しく入學した者から適用され、現在中等學校二年生以上のものは、舊來の五年生の課程を復せしめられるのである。従つて昭和十八年入學の一年生が、四年の課程を経るとき、即ち同二十二年三月から全部の學徒が四年制となる筈であつたが、これを昭和二十年三月に繰上げて實施することになり、更に同十九年三月から舊五年制の四年修了生にも、上級學校入學の資格を與へることとなつた。即ち中學校、その他の五年生は、昭和二十年四月には皆卒業してしまつて、人も殊のものがなくなるのである。

中等學校の入學に關しても、工業學校、農業學校、女子商業學校は擴充する豫定であるが、中學校や高等女學校の入學者は、全國を通じて昭和十八年度現在の定員以上には増加せざるやうにし、男子の商業學校は、同十九年度に於いて、工業、農業の學校に轉換するか、或ひは女子商業學校に轉換するか、何れか適當な處置が講ぜられる筈である。併し乍ら、若しもこれらの轉換が出來ない場合には、整理縮小されることは已むを得ないのである。

第二節 高等學校、大學豫科、専門學校の 變更換置

イ、高等學校、大學豫科

高等學校と大學豫科は、徵兵適齡に達せざる學徒と、理科の學徒にして入營延期の取扱を受ける者等に對しては、今まで通り授業は繼續されるが、昭和十九年度の入學定員は、文科は全國を通じて、十八年度の三分一を超せざるやうにされ、理科は所要の擴充が行はれる筈である。

ロ、大學、専門學校

大學、専門學校は、高等學校と同じやうに、徵兵適齡に達せざる者と、入營延期の取扱を受ける者等に對する講義や、授業は、從來の通りに繼續される。しかして入營延期の受ける者の範圍は、理工科系の者の大部分、即ち理學、工學、醫學を修める者と、農科系統の一部、即ち農藝化學、及び畜產關係の者とである。なほこの他に、高等水產學校の船舶の運航に關する技術關係の者、及び普通教育の教員の養成施設、即ち文理科大學、高等師範學校、師範學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所等の學徒、入營延期の取扱を受けることになつてゐる。

第三節 理科系、文科系、諸學校の整備

イ、理科系、文科系の大學、専門學校

理科系の大學、専門學校は整備擴充されねばならない。文科系の大學、専門學校にても、單に學徒を制限するのみに止まらず、能ふ限り理科系のものに轉換せしめられる。理科に轉換することが不可能であるか、或ひはその必要なき私立の大科系の大學、専門學校に對しては、その教育内容の整備改善を圖ると共に、相當數の大學は専門學校に轉換させ、専門學校はまた入學定員を、從來の二分の一程度に減少せしむるやう、整備統合が行はれる豫定である。

なほ文科系の大學、専門學校は、徵集猶餘の停止に伴つて、在學生は著しく減少するから、授業上の關係や、防空上の見地から、必要ある場合は、適當な箇所へ疎開移轉せしめらるゝのである。

ロ、女の専門學校

女子の専門學校は、右の如き整理の自標とはならないが、その教育内容には所要の刷新を加へ、その職場に於いて、男子に代るべき職業教育を施されることとなる。

ハ、學校の轉換、移轉命令と補助

すべて今回の非常措置によつて、學校の整理、轉換、移轉を命ぜられた場合、または特別の必要のある場合等には、國家に於いて然るべく補助、その他、必要な方途を講ずることとなつてゐる。

ニ、各種學校の整理

各種學校の中に、男子學校は、専門學校入學に關し、或ひは特に指定するものゝ他は整理され、女子の學校にても、專檢資定學校のほか、戰時の國民生活を確保する上に緊要なものを受け、大體整理されることになるのである。

第四節 在籍學徒の徵集と復學

イ、在籍學徒の徵集と復學

なほ未だ學校を卒業せざる内に、在籍學徒が、徵集されたときは、殊に卒業期を間近く控へたものなどは、軍隊に入つてからの種々な任用資格を考慮して、卒業資格を與へるために特別の取扱が講ぜられる。
また徵集された學徒が、歸還除隊となつた後の復學については、勿論特別の便宜を圖り、その母校が統合整理された場合であつても、必要にして適當な取扱を受けて、研學の業志を貫徹せしめられることになる。

四、學徒の勤労動員

學徒の勤労動員については、教育實踐一環として、戰時勤労動員を高度に強化し、在學期間中に於いて、一年の凡そ三分の一に相當する期間中に、これを實施されるのである。

第五節 教師數の充足と配置の適正化

學校教育に於て最も重要な教育指導者、即ち教師の必要數の確保については、

(1) 文理科大學、高等師範學校、師範學校等の教員養成のため諸學校に在學する者に對しては、入營延期の措置を講ぜられると共に、これらの學徒は學校卒業後、一定の年限間は服務義務を擔ひ、今まで服務義務の無かつた文理科大學の卒業生に對しても、新しく服務義務が課せられたこととなつた。

(2) 全國的な教師不足は、容易に緩和されることない。故に教員養成施設は、相當に擴充増大する必要に迫られてゐる。

特に理科教育に關する急場の要求に應ずるために、工場等に働いてゐる技術者や、その他の實務擔當者につき、教育者としての協力を求め、また所謂第一線より離退せる所の現役以外の軍人や、嘗て軍人や官吏であつた者や、その他學識、德望ある者を教育者として採用し、教育者の陣營を充實強化するに努め、その他必要な方法を講ぜられる。

第六節 教育變換措置と皇民の覺悟

皇國教育變換の戰時非常措置の中心は、徵集猶餘停止にあるが、これは専ら軍事上の必要に基づく已むに已まらない措置である。

次に法文科系教育の停止については、これは斷然理科系教育の偏重、文科系教育の無視といふのではない。大東亜戰爭が精神力と共に、科學力・工業力の戦であり、生產力の宏大を誇る敵米英を擊滅せんがためには、理科系の教育を思ひ切つて擴充向上せしめる必要に切迫せられ、急速なる戰力增强のため以上の措置が講ぜられた。

兩者同じく祖國防衛の戰勝に參加すべき學徒であり乍ら、一は直ちに銃を執り劍を提げ、他は専門の技能を修めたつて然る後、各々戰線に馳け參することが、國家總力を發揮する所以である。

入營を延期される學徒は、死生を超絶して勇戰敢闘する學友の赤誠を銘記し、一層その勉學に精進すべきである。

召される學徒は、皇軍の中堅幹部として、その威力となり、祖宗に恥ぢざる盡忠をいたすべきである。

學徒勤労動員も、今後その効率は直ちに、或は食糧增産に、或ひは兵器彈藥の生産に、相當の貢獻いたします

べく、それは轟て戦局の大勢をも左右するに至るべきことを自覺し、懸命の努力を集注すべきである。

新制の學制所定の如く、學徒の授業も、從來の修業年限の三分の二に短縮されたるに伴ひ、授業の必要度は一層高度となり、從來の程度以上に勉強精勵して、勉學の成果を昂揚すべきである。

教育の重大性は、戰時下にあつて一層重要性を加へ来る。學校數は減少し、勤労期間は延長され、修學時間數は減少されるの秋、學徒は固より教師たるものも、更にまた一般國民に、深く内外情勢を察し、皇國教育の變革措置に協力して、效果を擧げねばならない。

第十五章 戰時非常措置と皇國學徒

第一節 在學徵集延期停止の臨時特例

昭和十八年十月二日、政府は兵役法を改正して、「在學徵集延期臨時特例」を公布し、即日施行された。これと同時に「昭和十八年臨時徵兵検査規則」に關する陸海軍省令を公布された。その施行規則の大要是次の通りである。

(一) 徵集延期停止の根本趣旨

大東亞戰爭現下の決戦的段階に即應して、今次征戰の必勝體制強化のため、陸海軍所屬の幹部を補充殊に航空の幹部要員を充足する目的を以て、從來行はれたる學徒の徵集延期の制度を全面的に停止せられたのである。

これはまた學徒の盡忠報國の熱誠に應へて、最も素質の優秀な、且つ素要の高い學徒を今日の激戦に直ちに役立たせ、これを以て皇軍の戰力強化に資するのである。

従つて、例へば陸軍部隊に入營したものは一年數ヶ月で將徒となり、海軍部隊に入團したものも、兵から

海軍豫備學生に採用される道が開かれ、以て全學徒に對し、如何に重大なる責任が果されてゐるかゞ明かにされたのである。

(二) 入學延期をさるゝ者の範囲

徵兵検査そのものは、全國の全學徒に對して一律に行はれるが、但だ國家の要請に即して、理工科、醫科など四系統の學徒は、その修學する學問、技術の性質から、その入營を延期されるところの、特殊の措置がとられ、

第一、理工科系統のもの（大學の理學部、工學部、大學の豫科、及び高等學校の理科、專門學校のうち、工業に關する學科を教授してゐるもの）

第二、醫科系統のもの（大學部の醫學部、醫科の専門學校、藥學、及び齒科の必要なものを含む）

第三、農科系統の一部（農藝化學、農林化學、畜產關係のもの）

第四、高等水產學校の、船舶の運航に關する技術關係のもの

第五、普通教育の教員の養成に必要なもの（文部科大學、高等師範學校、師範學校、臨時教員養成所、實業教員養成所、青年學校教員養成所などのもの）

第六、その他滿洲國の武官たるべき學校の生徒

など、これらの學徒が、入營延期をせらるゝ者の範圍内に決定せられた醫科、理工科などの學校は、その特

殊の學問と技能から、直ちに入營せしめられても、直ぐ軍醫とか、陸海軍の技術部の幹部となることは難

なるは明白なので、これらの者に對しては、特に入營を延期され、引き續き所定の課程を修業せしめられた上で、入營せしめられる。

併し乍らこれらの入營延期者は、從來の徵集を延期されてゐた者とは根本的に異り、これらの學徒は既に徵兵検査を受けて、隨時に軍に編入せしめられる状態にあり、従つて陸海軍としては、その要求に應じて何時にも、必要の時には、たとひ修學中と雖も入營せしめられることがあるのである。

(三) 徵兵處分

(四) 今回の徵兵検査の特質

これらの學徒の徵兵検査は、現在時局の要請上、最も速かに軍の幹部たらしむ必要から、昭和十八年十月二十五日から十一月五日までの間に、臨時徵兵検査が實施せられ、實に迅速無比な措置がとられるのである。即ちこのためには、本人の届出を待たないで、徵兵検査の日時が通達された。従つて身上の異動に關する届出のされてゐない者に對しては、時に検査の通達が甚しく遅れることがあり得る。

在學のため昭和十八年徵集延期を許されたものは、全員が前述の十月二十五日から十一月五日までの期間に、徵兵検査を受ける譯であるから、徵兵検査開始の日までに何等の通知のない者は、速かに本籍地の役場に問ひ合せて確めることが必要である。

(2) 今回の徵兵検査は、飽くまで迅速を貴ぶ見地から、凡て一律に本籍地で受験せしめることに決定してゐる。従來のやうに寄留地での受験を行ふためには、關係書類を本籍地と寄留地との間に輻湊せしめる結果、時日を非常に遅延せしめ、刻下の急に間に合はないからである。

また勇躍第一線に向ふ心の構へをあらしめるため、當局としては、徵兵検査の際に特に歸省、展幕の機會を與へ、以て盡忠の覺悟を新たにせしめんとしたものである。理工科等各系統の學徒の如く、入營を延期せられた學徒も、徵兵検査を受けた以上は、何時にも入營せしめられる状態にある者である。

従つて一度び入營せしめらるゝ時には、最早や展幕、兩親への挨拶等の機會は與へられないことも、十分覺悟しなければならない。この見地から特に郷里での受験といふ措置がとられたのである。

(五) 入 营

1) 昭和十八年十月二十五日から十一月五日までの間に、徵兵検査が済むと、陸軍のものは、一ヶ月後の十二月一日は入營せしめられ、海軍のものもなるべく早い機會を條件として、入團の期日を指示されることとなつてゐる。

何れにしても、非常に迅速な措置がとられたのであつて、平時の場合は、本人の届出の最後の期日たる十

一月三十日から、四ヶ月半を置いて、翌年の四月十六日から七月三十一日までの間が、徵兵検査、更に四ヶ月置いて、十二月一日以降に入營せしめられてゐた。また昭和十六年度の在學年限縮に伴ふ臨時短縮の際には、十月十六日にこの法令が公布され、一ヶ月半置いて、十二月一日から十二月二十日までの間が徵兵検査、そして四十日置いて二月一日に入營するやうに迅速措置がとられた。併し今回は、更にそれを半減して、最大限の速度で、十月二日の法令公布、二十三日置いて、十月二十五日から十一月五日までが徵兵検査、更に二十五日置いて、十二月一日入營といふやうに、未曾有の迅速措置がとられることとなつた。

(2) 入營せしめられるものは、大體に於いて、入營を延期せられたもの以外の全員である。即ち、體格等位の甲種、又は乙種のものは勿論のこと、たとひ丙種のものであつても、現に結核菌を出してゐる解放性結核者であるとか、傳染病患者以外は凡て入營せしめられる。換言すれば、徵兵検査を受けたものは、特に就學の繼續を許された入營延期者の他は、全員が入營せしめられるのが原則である。

(3) 學徒の中にて、朝鮮、臺灣の同胞に對しては、特に臨時に特別志願兵制の採用を考慮されてゐる。ため、思ふ存分の御奉公をなし得る道が講ぜられることとなる。

(4) 南洋群島、南方諸地域に於ける、在外徵集延期制度の撤廃に關しても、特別の措置が講ぜられてゐる。

(六) 入營後の取扱

かくて陸軍部隊に十二月一日入營したものゝ大部分は、大體二ヶ月位の後に幹部候補生に採用せられ、更

に二ヶ月位の後に甲種幹部候補生となり、入營後一年數ヶ月で將校となる。

また海軍部隊に入團したものに就いては、兵からも、海軍豫備學生に採用される道が開かれ、海兵團入團後半ヶ月以内に豫備學生、又は見習尉官等の銃術試験が行はれ、大部分の者が將校になれるやうに措置されることになつてゐるので、陸軍と歩調を揃へて將校になれる。

第二節 入營後在籍學徒の資格検定

これらの學徒の中にて、學校に在籍したるまゝにて入營する者に對しては、學校卒業、又は中途退學する者と同様に、検定を實施してこれに合格した者には證明書を交付し、入營後、幹部候補生となる資格を得るに支障を來さざるやう特別の措置が講ぜられる。

従つて検査を受ける學徒は、學校當局と速かに聯絡して、學校教練検定合格證明書の交付、及び受領に手落ちのないやう注意を要する。

第十六章 皇民魂修鍊に効果的なる

和魂漢才教育（其ノ一）

歴史篇

第一節 時代の概況

一、源平二氏の擡頭

藤原氏が軟弱な女性的文化に陶酔し、武を忘れ、劍を捨てゝ全く泰平の夢を貪つて居る間に天下の政權は藤原氏の手からはなれ、院政に依つて行はれることになつたが、院政も僅かの間行はれたのみで、新興した武家に政權は譲渡された。當時武を持つて立つ者に最も勢力を有する二氏があつた、これは云ふまでもなく源平二氏で、源氏は清和天皇に出で、賴義、義家に至つて奥羽を平定し、大いに武名を擧げ、代々東國に勢力を振つたが、義家以後名將が現はれず又一面に於ては最も藤原氏に接近して居た爲め、一朝藤原氏の勢力が地を拂つて院政に依る天下の政治が行はれる様になると、源氏の勢力も次第に衰へて來た。この間桓武天皇に其の祖を發する平氏はよく朝廷に接し、保元、平治の亂が起るに富り大いに朝廷に盡すところあり、勢力を獨占するかの觀を呈した。而して院政より武門に政權が渡るや、平氏は他氏を壓して先づ政權を獲得した。

かくて政權を握りし平氏は、從來邊土に在つて徒らに公家の典雅風流な生活を羨望して居た身が、遽かに政權を握り、一躍公家の列に入つて、多年の願望を達成すると共に、其の生活様式も從來の素朴にして尙武

的な氣風を捨て、詩歌、管絃に心を奪はれ、文弱に染みし爲め自ら滅亡の淵に沈入したのであつた。

二、武家政治と教育

斯かる間に伊豆に起つた源頼朝は、累代恩寵をかけて居た腹心の臣たる東國武士の助けを得て遂に平氏を滅し、鎌倉に幕府を開き天下に號令した。頼朝が平氏を亡ぼして天下の實權を握るや、専ら尚武の氣風を養成せしめ、武士本來の面目を助長させることに努めて、文弱に傾く事を戒めた。彼が京都を選ばずして特に鎌倉に幕府を開いたのも、多年の弊害である貴族の奢侈が武士階級に移入することを恐れたことに依るものであつて、自ら其の範を垂れつゝ銳意民力の涵養に努め、從来何等の統一もなかつた地方を一丸として専ら開發に努め、敬神、崇佛の氣風を作興せしめ、尊王の心を養成せしめて武士道の獎勵に努めた。斯かる氣風がよく行届いた結果、我國道德の最も特色とする武士道が大いに發達を遂げたのであつた。

三、教育の表面的傾向

鎌倉時代の教育はこれを形式上から論すれば、大いに衰微した時代と云ふことが出来る。それは大學、私學、家學等が著しく衰微したからである。大學の如きこの時代には全く有名無實のものであつた。家學に於ても亦然りである。故にこれ等の觀察からする時は大いに衰微したと見ることが出来る。併し乍ら幾多新興佛教の續出、武士道の高唱等の思想的影響を受けたのであつて、この方面から觀察する場合は著しき進歩と云ふことが出来る。鎌倉、室町時代をして教育の最も衰微した時代として俗に暗黒時代と稱する者もあるが、これは表面のみから見た衰微であつて、立體的に見る場合はむしろ進歩發達の途上にあつたものと云ふ云ふべきである。

ことが出来るであらう。當時を最も暗黒時代の如く思はるものとして、平安時代の華やかな生活を忘却することの出来ない公家の人々が、昔に變る世の有様に厭世的な觀念を抱く様になり、自己の勢力が失はれはじめた平安末期から、この時代にかけてのことを盛んに末世、末代と稱し、厭世的になつて來たのであつて、當時文を司るものとしては依然是等の階級に屬するものが多かつたので、何れも悲觀的言辭を弄した結果、この時代の作物に甚だしく末世的な空氣が見えて居るもので、これを以て直ちに末世なりと斷言することは出來ない、それは一部の階級には末世的に見られることも、立場を變ゆる一部の階級に取つては新興の時代であるからである。即ちこの場合も、平安盛時に於ては貴族以外の者は人間に非^トとなすが如き觀念を有して居た一部の特權階級が崩落し、物の數に入れられなかつた特權階級以外のものが勃興したものであつて、末世と稱するよりむしろ新興時代と稱すべきで、文學的に表現されたものが何れもこの思想に満ちて居るからとして全體を斯く判断し、教化の行はれなかつた、暗黒時代等と云ふが如きは甚だしく偏狹な見解と云ふべきである。

四、庶民階級の臺頭

前述の如く貴族階級は著しく没落したが、これに反して從來全く無視されて居た民衆が、この時代から政治の對照となつて來て、大衆の教化と云ふ事は佛教を中心にも重視される様になり、教育も其の質に於ては平安盛時にはるかに遜色を有するも、量に於ては前代を凌駕して來たものであつて、むしろ教育の發達と看做すことも出来る。

故にこの時代に表はれた文學的作物は何れも平安時代の主情主義から脱して、著しく教訓的傾向を帶びて

来るに至つた。平家物語、源平盛衰記、今昔物語等が、其の一節一節に大抵の場合教訓を副へてあり、特に十訓抄の如き教訓を主とする著書の表はれた等の如き事は、從來全く其の傾向を見ざるところであつて、この時代が前代に比し、はるかに實質的になつて來たことを證するものである。

五、新興宗教の庶民教化

政權が幾許もなくして北條氏に移つたが、北條氏も累代よく質實剛健の氣風を養成し、庶民の實質向上に専ら意を用ひた爲め、民心は大いに作興し、地方は頗る實力を具備するに至つた北條氏も其の後半に到つては泰平に馴れ、專横を志にする者も表はれ、彼の承久の亂に於ては三上皇を國に遷し奉る等の大逆を敢て行つたが、三四の異例を除く外は常に尊王の誠を盡し銳意民力の涵養に努めたのであつて、元寇の役に於て上下一致よく國難に當つた等の事は當時の國民の實質を物語るものと云ふ事が出来る。斯くの如くこの時代は武士道の發達、國民精神の作興、尊王觀念の普及等、道德上に於て特筆すべきものがあり、宗教界に於ても淨土宗、真宗、禪宗、日蓮宗等の新宗教が勃興し専ら民衆の教化に努め、特に庶民階級の教化に力を傾注した等の特筆すべき事多々あり、諸般に亘る建設時代として特に注目に價するものがある。

第一二節 教育の趨勢

一、古 典 趣 味

鎌倉時代の教育は大體に於て平安朝の繼承であると見ることが出来る。而して其の學ぶ範圍の如きもの平

安朝と殆んど同様で、主として漢詩文、和歌、管絃、書道等であつて、何れも目標を平安朝時代のそれに置いて居た。従つて教育に關心を持つ者は平安朝と同様貴族階級が多く、鎌倉時代も末期になるに當つては一般民衆の教育熱も向上して來たが、中期以前に在つてはやはり是等の階級に依つて掌られて居た。平安朝に於ては貴族や公家が最も勢力を振つた丈に、彼等の思想は極めて獨創的であつた。故にこの時代の作品には多分に特異性を認めることが出来るが、一旦勢力を失墜した末期から鎌倉時代にかけての貴族は全く意氣消沈し、徒らにその上の盛時を追想するのみで創作的氣風がなく、上代の模倣に終始して居た。これは鎌倉時代の著しい特色であつて、鎌倉時代の貴族や公家の人々が、如何に平安朝を追慕し、何物でも古い歴史を持つものはこれを懷かしがり、又大切にしてそれ等の物が持つ歴史を追憶したかと云ふことは、ある時伊勢大輔の女にして神祇伯康資の母が佛供養の爲めに永縁僧正を請じ、その禮として贈つた物の中に長柄の橋の木片が混つて居た。長柄の橋は世俗にさへ語り傳へられる歴史的事實が附帶して居るので、僧正はこれを思ひの外喜び、この事を若狭の阿闍梨に語つたところ、阿闍梨はその木片をしきりに懇望したが遂に僧正はこれを與へなかつた。と云ふことが字治拾遺物語に見えて居るが、これ等は當時の人々が如何に古典に對して憧憬して居たかと云ふ事を證するに足るものである。新古今集が殆んど萬葉集の燒直しであること等や、平安朝にはじめて出來たところの住吉物語が再びこの時代に著はれたことや、古典の註釋が多く出た等のことは何れも當時の人心を物語る具體的現はれと見ることが出来る。

二、慣 例 の 尊 重

時代の風潮が上述の如くであつたから自然慣例を尊重する傾向が盛んであつた。教育に於ても實際上に何

等の効果をも齎らざるものでも慣例として尊重せられる風習があつた。即ち大學や私學がこの時代には既に何等の存在價値をも認められないのに、依然として貢舉や釋典の事が行はれて居た等の事はこの事實を雄辯に物語るものである。大學は前章平安朝に於て述べた如く、すでに平安朝から衰運の著しいものがあつたが、鎌倉時代に及びて一層甚だしく、遂に南北朝の頃となるに及んでは學舍も廢絶した程であつたが、依然として形式のみは續行せられた如き、この時代の延長と見ることが出来る。併し鎌倉時代までは職制等は残存して居たものゝ如くで、文部省の日本教育史に次の如きことが書かれてある。

後鳥羽天皇の世に源賴朝府を鎌倉に開き國家の大柄を總攬してより、朝廷にては頗に威權を失ひ、益々文學教育に從事すること能はず、大學の設けありと雖も學生の此に住するものなくして、大學頭、博士の類も僅かにその員に備はれるのみ。云々。

三、教育の範囲

斯くの如く教育は衰微し僅かにその形式を受継ぐのみの如き狀態であつたが、其の範囲は何の程度まで及んで居たかと云ふに、今鏡卷五『みかさの松』の中の藤原忠通の修學の有様の述べた中に次の二節がある。才學もすぐれておはしましける上に、詩など作らせ給ふことは古への宮（兼明親王、具平親王）師殿（藤原伊周）などにも劣らせ給はずやおはしましけん。歌詠ませ給ふことも心高く、昔の跡を願ひ給ひたる様なり。管絃の方心にしめさせ給ひて、箏のことをむねと、御遊などにも彈かせ給ふとぞ聞え侍りし、父おとゞばかりはおはしまさずやありけん。手かゝせ給ふことは昔の上手にも恥ぢずおはしましけり。まな（漢字）も假名も好もしく、今めかしき方さへ添ひて勝れておはしましき。

とある事から察すれば管絃、詩歌、書道のことまでも行はれてゐたもので、平安朝時代の繼承であることは前述の通りであるが、唯この時代の特異性と見られるものは、平安朝に在つては上期は専ら漢學が尙ばれ、中期以後に於て國文學が勃興したのであつたが、國文學は未だ女子に限られる如き傾向が多分にあつて、和漢を同時に併せ習ふ如き事の行はれて居なかつたのに反して、鎌倉時代からこれを同時に男子も併せ習ふ風習が見えはじめたことである。今昔物語の三條中納言食水飯事の條に次の如く見えて居る。

今は昔、三條の中納言と言ひける人あり。名をば朝成と言ひける。（中略）身の才質かりければ唐のことも、この朝のこととも皆よく知りて思慮ありけり。

この時代に於ては和漢の學問に秀でる事を『和漢の才』と稱してこれを珍重した。鎌倉時代の作品であるところの愚管抄、宇治拾遺物語、續古事談等に頻りに和漢の才と云ふ言葉が用ひられて居るのを見ても察する事が出来る。斯くの如く教育の外廓は擴大されたのであつたが、學問の實質は低下した憾みがある。それは愚管抄に次の如きことが見えて居るのを以ても察しられる。

惣じて僧も俗も今の世を見るに智解の無解に失せて學問と云ふことをせぬなり。（中略）流石に殊にその家（重代の家）に生れたる者は嗜むと思ひたれど、その義理をさとる事はなし。

この文章に依つて見ると一般の教育が衰へたことは勿論、學問を家職とする家に於ても甚だしく質を低下したものと見えて、『その義理をさとる事はなし』と云つて居る。愚管抄は一體に誇張した書振りが見えるが、全然事實に反する事を書いても居ないので當時の模様を大部分物語るものと見て差支ないであらう。

四、教育の普及

上述の如くこの時代は學問の實質に於ては上代に比較し低下した憾みがあるが教育は著しく普及するに至つた。平安朝に在つては文化は悉く京都に集中され、教育を行ふ者は殆んど一部の上層階級に過ぎなかつたが、鎌倉時代となり、武士が各地に興るや専ら其の地方の開發に力めた結果自然教育の事が行はれ、庶民の間に於ても文字を習はむとする者が出づるに至つた。この傾向の著しくなつたものが寺子屋の如き庶民教育の形式として表はれたものであつて、寺子屋の發生も其の源は鎌倉時代に在ると云つて差支ない。従つてこの時代の庶民の教養は相當高い段階まで進んで居たものゝ如く、平安朝に在つては庶民は全く無學文盲であつたらしいがこの時代となるに及びて相當文字を読み書き出来る者が出て、その傾向の著しくなつたものが寺子屋の如き庶民教育の形式として表はれたものであつて、寺子屋の發生も其の源は鎌倉時代に在ると云つて差支ない。従つてこの時代の庶民の教養は相當高い段階まで進んで居たものゝ如く、平安朝に在つては庶民は全く無學文盲であつたらしいがこの時代となるに及びて相当文字を読み書き出来る者が出づるに至つたものゝ如くである。それは上代からこの時代まで繼續したところの惡風である人身賣買の事を固く禁ずる爲めに、延應元年五月幕府は右禁止の制札を各地に掲げたのであるが、その制札の文章が和語を帶びた漢文體の相當難解なものであつた事を以て見れば、是等の文章を讀解し得る者が庶民の間にも相當あつた事を察するに難くないが、純然たる漢文體の文章は読み得る者が甚だ少々あつたらしい。それは北條泰時が貞永式目制定に際し六波羅重時に送つた手紙に、『大寶令等の昔の法令は大變立派で結構だが、その法令が難解である爲めに、知つてゐる者は幾百の中で極めて少數である。それは丁度假名文字のみしか知らない者が漢字に向つたのと同様で全く盲目に等しい。因てこの式目も現代假名文字を使用する者が多く漢字に明るい者が少ないので、あまねく人々に解り易かる爲めに必ず守らせる方を建てゝ斯くは假名文字を使用したのである。云々』と云つてゐるところを見ると庶民も此の式目を讀めたであらう事が察しられる。又それが一二の人々に分つて他に讀めないもの

であつたとすれば其の性質上困るので、是等の文章も相當廣い範囲の人々に依つて讀まれたであらう事が分り、従つて當時の教育程度も推察出来る。

五、家學の衰微

平安初期に大いに榮へた家學は、當時公家、貴族の教育機關として最も重きを爲し、特に紀傳道に於て榮えたる菅原、大江二家の如きも、公家、貴族等の没落に依り遅かに衰運を招來するに至つた。即ち從來公家の教育は主として大學に依り行はれて居たものであつたが、大學が漸次衰ゆるに及びて専ら家學に依り教育を受けて居たのであつたが、時世の變化から公家及び貴族の智育が重んぜられない様になり、朝儀研究の爲めに書く日記と、和歌の詠出と、管絃の事に専ら力を傾くるのが公家の生活情態であつたので、専らこれ等の階級の教育機關として用ひられてゐた家學も必然的に衰亡したのは當然の事であつて、先づ紀傳道を以て聞えて居た大江、菅原氏の内大江氏は廣元に至つて遂に京都を去つて鎌倉に下向し、菅原氏も亦振はず、又明法道に於て有名なる中原氏、明經道の清原氏、算道に於て勝れたる三好等も各々其の家を維持することが出来なくなつて、多くは鎌倉に赴き賴朝の配下に屬したのであつた。既に大學も有名無實に陥り、私學亦跡を斷ち、唯一の教育機關であつた家學も亦斯くの如き有様となつたので京都では全く教育機關は絶滅に陥つたと云つても差支へない程で、僅かに家庭に於ける特殊的な教育に依つて其の面目を保持したのであつて、智育は極めて少數の僧侶が法務の旁ら之を傳ゆる程度の悲惨な情態となつたのであつた。

六、教育の二潮流

大要以上の叙述に依つてこの時代に於ける教育の趨勢を知ることが出来るが、この趨勢の中に自ら其の性質を異にする二つの傾向のある事に氣がつくであらう。即ち在來の公家、貴族等の教育潮流と、武家を中心とする教育の潮流との二つの傾向で、之を地域に依り區分すれば、京都に於けるそれと、鎌倉を中心とするそれとである。この二潮流は鎌倉時代の教育の最も特色とするところであつて、これを充分に研究することに依つて當時の教育情況を詳かにすることが出来るのであるが、この時代は最も文献に乏しい時代で、京都に於ける情況を研究する資料としては僅かに公卿の記録と、鎌倉に於けるものも、幕府の手に依つて成った東鑑があるのみで實に心細き限りであるが、局部的に觀測することに依つてこの時代の教育を以下に述べて見ることにする。

第三節 武士の教育

一、東國人の特質

こゝに言ふところの武士とは所謂鎌倉武士の謂であつて、鎌倉武士を論ずるに當つては東國人の特質に就いて一言することが必要である。由來東國人は質朴にして剛健なる氣風に富み、「額に矢は立つとも背に矢は立てじ」と認めし程で、最も剛壯勇烈の氣風を有して居た。斯かる氣風の間に形成せられた鎌倉武士であるから、自ら性質も簡直であつて、剛強朴訥の風があり戰場に臨んでは進むことあるを知つて退くことを知

らず、敵に背後を見するを最上の耻辱と心得、死を鴻毛の輕きに比し、名を後世に残すことを以て無上の榮譽と考へて居た。賴朝はこの關東氣質を充分に洞察して、政權を握るや特に鎌倉を擇んで其の府を開き、前述の如き東國人の氣性を助長せしめる事に努めて、絶對に京都の軟弱な風習に近寄らしめなかつたのであつたこの特色ある氣風に更に敬神崇佛の念を注入して一種獨特の武士氣質を養成せしめたのであつて、これは賴朝の大なる卓見と云ふべく、賴朝の政治的手腕の卓抜であつたことを實證するもので、後年武士道がよく發達を遂げたのも其の負ふところは賴朝の措置の宣しきを得た結果に外ならない。

二、實踐教育の獎勵

賴朝は前述の如くして専ら武士氣質の養成に努むると共に、實踐教育に重きを置いた。この時代の武士教育の特色とするところは、智育を輕視し、専ら實踐教育と、體育に重きを置いた點であつて、その理由とするところは次に述べることにするが、これ等の傾向も自らなる時代の要求であつて、特に大なる理由が別に存在して居たのではなかつた、然らばその時代の要求とするところは何か。

賴朝は開幕に當り、平氏の滅亡の因で來るところを研究した。而してその歸するところは平氏が公家の生活に倣つて施篋、涅齒の嬌態を演じ、詩歌、管絃に浸り、虛文繁縝の風を尙んで尚武の氣風を失つたからであるとなした。これは賴朝の偉大なるところで、この缺點を發見した彼は、斯くの如き情弱なる思想の原因は智育を重んずる餘弊であると爲し、これを排撃せんとする傾向が見えた。それは幕府を鎌倉に開いた事が其の最も著しい表はれで、次には智育に偏重せざる様體育を獎勵し、實踐を教へた事がその表はれである。斯くて關東武士の間には何時しか智育は浮華、遊惰に人心を導くものであると爲す考へ方が一般的の傾向とな

り、その結果として専ら實踐教育と體育とに力を注ぎ、智育をその次に置いたのであつた。因て前二者は甚だしく發達したが後者は格別振はなかつたのであつた。これが智育不振の根本的原因であつて同時に實踐教育の大いに行はれた原因である。

三、尊王心の養成

賴朝は前述の理由に依り實踐教育を獎勵するに當り先づ尊王心の養成に力を傾けた。この點は鎌倉幕府の教育上最も注意を要する事であつて、當時の社會思潮を知る爲めの一助とも成ることが出来る。

賴朝が如何に尊王の心に厚く、皇室を尊崇申上げて居たかと云ふ事を知る好適例として次の如き話がある。或時東大寺の僧重源と稱するものが、寺を建立せんとして其の寄附を募る時に賴朝に對して書面を寄せ附を勧進したのであつたが、重源は賴朝を尊敬するの餘り手紙の文面に「君」と云ふ文句を用ひて居たところ、賴朝はそれを見て内心快からず、直ちに返書を認めて謂ふには、「君」とは朝廷に對して申す言葉であつて、臣下に用ゆるべきものでない、將來は大いに謹んでもらひ度い。今後再び自分に對して斯ぐの如き言葉を使用せざる様深く注意して欲しい。云々、と云ふ様な訓誡を與へたのであつて、この一事を以て見ても賴朝の精神が窺はれる如く、専ら皇室尊崇の精神を國民に普及せしめたのであつた。

上將軍が斯くの如く範を示し、又施政上にも總てこの觀念を基礎として行つたので、武士階級は勿論一般國民の皇室尊崇も深くなり、遂に當時の一般社會に於ける通有性とまで發達したのであつた。これはやがて源氏に代つて政權を握つた北條氏が、一天萬乘の天皇を遠國に遷し奉る等の大逆を敢てしながらも、一面に於ては當時の社會潮流に打勝つことが出來ず、社會政策上の一方便として皇室尊崇の觀念を獎勵した事を以

て見ても當時の社會思想の中に、皇室尊崇の觀念が深く刻み込まれて居たかと云ふことを知り得る。その一例を舉ぐれば、實朝が賴家の子公曉の爲めに暗殺されて源氏の正系が將に斷へさうになつた時、北條氏は特に攝政家の賴經を迎へた如き、又賴嗣が廢せられた時に嵯峨上皇の皇子宗尊親王を迎へた等の事實、又其後惟康親王、久明親王、守邦親王等を迎へて將軍に推戴した等の如きは明らかに社會思想の潮流に逆行するとの危険を思つて心ならずも斯くの如き政策に出でしものであると看做すことが出来る。又貞永式目を編むに當つて皇室を尊重すべき意を明らかにせる如き、見方に依つては北條氏が政權を握る爲めの遠謀であつたとも見られるが、又一面から見れば、北條氏が斯くの如き事を行はなかつたなら、その存在をさへ危ぶまれる如き立場にあつたからであつて、北條氏は卑賤より身を起したので敢て遠慮して斯くの如き謙讓な態度に出たのであると爲す人もあるが、これは一種の北條擁護から來た推論であつて、當時最も尊王の思想が普遍して居たのでその社會思潮に打勝つことが出來ず斯くの如き態度に出たのであると爲すのが正しい見解であらう。又北條氏中には單に政策上からでなく、眞に尊王の觀念に自覺して其の風潮の助長に努めた者も多々あるので、これ等が綜合的に立派な國民思潮を型造つて、大義明分の尊重を馴致するに至つたのである。これは當時の武士教育の精華をなしたものであつて、武士道の發達に深い影響を與へて居ることは論を俟たない。

四、信仰心の養成

尊王心の養成に次いで武士が最も重んじたものは信仰心であつた。信仰心も賴朝が鎌倉に幕府を開いた頃初から武士に其の範を垂れたものであつて、賴朝は先づ自己の氏神として八幡神を崇敬し鶴ヶ岡に遷廟して

常に神事を怠らず、吉凶禍福に際しては必ず將軍自ら參拜する例を開いた如き、其の範を自ら示して専ら武人の信仰心を養成したのであつた。故にこの觀念は北條氏にもよく繼承され、一貫した鎌倉幕府の思想として後世に範を遺したのであつて、北條氏に依つて作られたところの貞永式目中の敬神崇佛のことが擧げられて居るのを見ても如何にこの觀急を重視して居たかと云ふことが察しられる。次に其の各項を引用すれば、

第一條 神は人の敬するに依つて威を増し、人は神の徳に依て運を添ふ、然らば即ち恒例の祭祀、陵夷を致さず、如在の神奠は怠慢ならしむること莫れ、茲に依りて關東御分の國々並に、庄園に於ては、地頭神主等各其の趣を存し、精誠を致すべし、兼ねて又有封の社に至りては、代々の符に任せ、小破の時、亘く修理を加へ、若し大破するに及ばず仔細を言上せしめ、其の左右に隨つて其の沙汰あるべし。

第二條 寺社異れりといへども、崇敬は是れ同じ、仍て修理の功、恒例の勤は宣しく先條に準じて後勘を招くこと莫るべし、但し悉に寺用を貪りて、其の役を勧めざる輩あるに於ては早く彼の職を改易せしむべし。

これは賴朝の歿後五十餘年にして出來たものであるが、斯くの如き明細なる點に至るまで言及して敬神崇佛の觀念の稱揚に努めてあるのは賴朝の遺志がよく行はれたことを證するものであつて、又一面に於ては當時の社會相を知る一助ともなるもので武士の教育に當つて最も重視される點であつた。斯くて式目卷末の起證文に、

若し一事なりとも曲折を存し、違はしめば、梵天帝釋四大天王、惣しては日本國中六十餘州の大小神祇、殊に伊豆箱根兩所の權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在、天神部類眷屬、神罰冥罰各罷り蒙むるべきもの也、仍て起請件の如し。

と起請してあるところから見れば、是等の諸點が如何に重視せられて居たかと云ふ事が察しられる。而して是等觀念の具體的發露として、

一、伊勢神宮に對して神領を奉つたこと。

二、日本六十餘州は立錐の地といへども伊勢大神宮の神領ならぬ所あるべからず、と發令したこと。

三、宋より高僧を聘して之に歸依したこと。

四、鎌倉に大勧籠を建立して京都から名僧智識の下向を促したこと。

五、盛に講筵を設けて武人に聽講せしめたこと。

六、北條氏が執權職を退いた後は僧となり、寺院に隱退した事。

七、西大寺の叡尊が鎌倉に下向の際時の執權北條時賴は座を下り、庭土に立つて尊敬の念を表はした事。尙この外に舉ぐれば際限の無い事であるが斯くの如く幕府に於て敬神崇佛の觀念を稱揚し幾多範を示した事は武士の教育に是等精神的陶冶を重んじたことを物語るものであつて、斯かる教育を受けて成長した武士である丈に敬神崇佛の觀念に強く、特に鶴ヶ岡八幡宮の如きは武人の守護神として最も尊崇して居たもので、この傾向は獨り武士階級に限らず、遂に社會一般の風潮をも馴致するに至らしめた。この時代は斯くの如く一般に內的生活を尙ぶ傾向が多く、其の結果處世上の諸點迄も理論的に事柄を判断すると云ふよりも、一種の信仰に依る決斷を尙んで居たものであつて、其の最も有名な例として、元寇の役に當り北條時宗が果敢に元の使者を斬り捨てたこと等、空前の國難に當りよく一致團結して大敵に當つたのも統一された觀念の下に當時の武士が養成されて居た賜と云ふべきであらう。以上の二點は鎌倉時代の武士教育を識るのに當つて最も重要な點であつて、特色ある時代相として注目に値するところである。以下に是等に次ぐ要旨として武

士教育に當り力を傾けられた諸項に就き述べることにする。

五、義務觀念の養成

鎌倉武士の教育に當つては義務觀念も重視せられたところである。而して其の義務觀念なるものは、一朝事ある場合には君の爲め潔く身命を投出して盡すと云ふ觀念であつて、この思想に就ては後節武士道に於て詳述する事にするが、當時の武士が身命は常に自分のものでなく、主君に全く委ねたものと思惟し、卑怯未練の行爲は主君の徳を損傷するものであると云ふ觀念を固く守つて居たものであつて、是等の思想は頼朝が府を鎌倉に開いた當時から既に武士の本領として教育されて來たものである。それを證明するものとしては嘗つて佐々木定綱の一子定重が偶々山僧と爭論し、訟訴の結果流刑に處せられた時定綱に對して頼朝が認められた言葉であつて、其の言葉は次の如きものである。

當時は鎌倉殿の御支配にて、國土を守護に參らることにてあれば、錐を立つる程の所を知らんも、一二百町を持ちても志は何れも等しく、其酬に命を君に參らする身ぞかし、私の中には非ずと思ふべし。さるについては、身を重くし、心を長くしてあだ疎に振舞はず、小敵なれども侮る心なくて、物騒がしからず計ひたばかりをするが能事にあるぞ。ねたばかりは左こそありけりとも、はつかしかるべき武士にも非す、何にもならぬ、官仕法師と云ふ賤しきものに寄合ひて、身を損じぬるは心みじかきがいたす處なり、身を徒になさんには、多くの御恩むくひも有なんや、無下に臆病なきことなり。云々。

六、意志教育

上述の如く武士たる者の最上の義務として奉じなければならぬ事は君前に身命を鴻毛の輕きに比することである。これは言は易く行ふは甚だ難い事であつて、如何に知的教育に於てそれが行届いて居たとしても、意志の力が弱であつたならば到底實行することは不可能であつた故に武士は常に意志を鞏固に持つ事を教育されて居たものであつて、家庭に於ても、又家庭外に在つても常に好んで兵法を談じ、或は武技を練り、その間折に觸れ、事に當つて意志の鍛錬を行つて居たもので、如何なる困難に遭遇するとも一度思ひ定めたことは何處までも決行する覺悟を示し、意志教育を重んじて居たものである。日本武士道の精華と云はるゝ點も實にこの意志の鞏固なる點であつて、既にこの當時の武士教育に於て武士道の根幹が型造られて居たものである。

七、實行教育

智的陶冶に依つて充分に義務觀念が養成され、又意思の鍛錬に依つて金鐵をも通す意志が在つたところで、これを一朝事に際會して實行し得なければ何等役に立たないものである關係上鎌倉幕府に在つては武士の教育中實行と云ふ點にも甚だ重きを置いたものである。其の結果として平常から武士は一單誓つた事は必ず實行する様に訓育されたものであつて、事そのものに對し諾否の明確なることを尙ぶと共に、必ず實行が伴ふのを以て武士の本領として居た。

八、感情教育

武士として最も尚ぶべき武勇の氣風を養成することに關しては大要上述の如き教育様式に依つて行はれてゐたものであるが、斯くの如く武勇のみに偏して其處に情味を没却するに於ては全く殺伐粗暴に傾くを以て、その弊害に陥ることを専ら諒めて武勇の氣風を養成する一方に於て省み感情教育をも非常に重視したのであつた。で當時の武士は一方に於て武勇に秀ると共に一面に於ては『情』又は『たしなみ』と云ふ如きものゝ備はらむ事をひたすら心がけた。當時の武人にこの『たしなみ』が深かつた實例として次の如き事を挙げることが出来る。賴朝が嘗つて奥羽征伐を行つた時、白河の關を越へ様として不圖傍らの梶原景季にいふには、今は丁度初秋である。この關にして能因法師が歌を詠じた古事をでも思ひ出して何の様な感じがするか、と問ふたのに對して、景季は稍々漸し馬を駐めて、

秋風に草木の露をはらはせて君が越ゆれば關守もなし

と云ふ一首を詠じたのであつた。後賴朝が景孝を寵愛したのも景季の『たしなみ』の深いのを愛でての事であつた。又三代將軍として大いに武勇の聞え高かつた實朝もこの『たしなみ』の道にかけては非常に勝れて居たもので、彼は源家三代の將軍としてよりも寧ろ金槐和歌集の著者としての方が有名な位であつて、其の歌風も萬葉の再現を想はする質實剛健なものであつて、よく彼の武勇と、情藻の豊かであつたことを物語るものと云ふべきで、後世『人麻呂の後の歌人誰かあらん征夷大將軍源實朝』と云ふ歌を詠まれた所以である。斯くの如く情藻教育に力を傾け、武士の情と云ふ事を獎勵したので、智勇仕を兼備した良將の輩出もあり、又一般武人の質も大いに向うして後世までも鎌倉武士と云へば武人の典型的の如く仰がれたのであつたが

この氣風が知識程度の低い庶民間や、又武士階級に在つても、眞に武士道に目覺めて、斯道に精進して居る者以外の武士等の間に、『武士の情、又はたしなみ』なる語を履き違へて、主殺しや、親殺し等の大罪を犯したりした者等も出で、社會もこれを極度に制裁しなかつた等の弊害も伴つたのであるが、是等は感情教育過度の餘弊と見ることが出来る。

九、自力の鍛錬

前述の如く鎌倉幕府は専ら武士の品性の陶冶に主眼を傾けて、諸種の企てや訓令を發して専ら其の向上に力を傾けたのであるが、尙これ等と同様自力の鍛錬と云ふ事にも重きを置き、専ら實力を抱有する武人の養成に努めた。自力を鍛錬するに當つて最も必要な事は武藝百般に精通すること、禪定に依る内的精進である。禪定とは禪宗の用語で道業純一なる内觀の真修を指すものであつて、自力の鍛錬に當り何故にこの禪定を必要とするかと云ふに白隱和尚の説に依れば、『内觀の真修とは我が此臍輪以下、丹田氣海及び脚足心、總には趙州の無字、無字何の道理がある。我が此臍輪以下丹田氣海及び脚足心總にはれ我が唯心の淨土、淨土何の莊嚴がある。我此臍輪以下丹田氣海及び脚足心總にはれ我が己の身の彌陀、彌陀何の法をか説く我此臍輪以下丹田氣海及び脚足心總にはれ我が本分の家郷、家郷何れの消息があると。咳唾掉臂新時寒時、男子たる者者の思ひ立ちたる事を遂げずや置くべき、仕果さずやあるべきと決烈勇猛の大憤志を震ひて、間もなく進み給はゞ、平常の心意識情すべて行はれず、胸襟分外に清涼に、分外に皎潔にして萬里の層冰裏にあるが如く、縱ひ亂軍の場に入り、歌舞遊宴の歌吹海に入るといへども人なき處にあるが如く、雲門大師の氣宇玉の

如しと云ふ底の大機は求めざるに煥發せん。此の時にあつて諸佛衆生もとはれ幻生死涅槃猶如昨夢天堂地獄を徹見し、佛界摩宮を鎮融し、佛祖の正眼を變却し、悉に百千無量の法門、微塵恒沙の妙義を説き宣べ、一切の含識を利益し、墨沙劫を経て退屈せず、永劫大法施を行じて、曾て乏しき事なく、空華の萬行を展開し、谷響の度門を建立し臂に奪命の神符を掛け口に法窟の爪牙を咬鳴らして、十分參玄の衲子を懲害し、釘を抜き楔を奪ふて毫釐も假事なく、一箇半箇牙鉤樹の如く、口皿盆に似たる底の凶惡無義の鉢變漢を打出して以て佛祖の深恩を報答す。是を佛國土の因縁、菩薩の威儀と云ふ。是はれ萬夫に傑出する底の大丈夫兒生平の懷素なり云々以上は禪定の方法から説き起して其の効用及び結果に至るまで説いたもので。この一文を以て完全に禪定の意義が簡明された譯である。兎に角禪定の人世に必要なことは此の如くで、禪定の骨子ともなるべきものは大乗を以て眼目となし、自力の鍛錬を以て主意と爲せる教外別傳不立文字の禪定に非が大いに盛んになつたのも、武士の興起に密接な關係のあつた事で、武士は一方に於て武技を練ると共に他方ではこれと同様に禪定の修業を重ねたのであつた。鎌倉武士が勇猛にして果斷であったのは斯くの如も教育を受けたからであつて、北條氏もよく鎌倉開府の意志を尊重し、武士道の發揚に努めたが、特に北條時頼が臨終の頃を見れば如實に推察する事が出来る即ち『業鏡高懸、三十七年、一槌打破、大道坦然』と心境を述べて居るのを見れば分るであらう。北條時宗も亦圓覺寺の開祖元禪師に就いてこの法を修めた人であつて元寇の役に際し忠勇義烈にしてよく決断力を發揮し、諸將をして『關東の膽山の如し』とその命令によく服従せしめた所以である。斯くの如く自力の鍛錬に當つては武技と禪定との二つを最も厳格に教育したのである。

十、秩序觀念の養成

あつて、武技のみに偏する時は如何にその妙技を會得するとも時頼や、時宗の如き大軍の將として圓轉にして活達なる活動は望めない點で、武士階級に於ても其の地位に依り自づから修業の分野が異つて居たものであつて、兵卒に在つては主として武技を、將は武技よりも禪定に重きを置いて居たものゝ如くである。

又武士は日常の起居に對し最も威嚴を保つ事であつた。特に人の將たる者に在つてはこの威嚴と云ふことに就いては最も力を寄せたものであつて、この風が後世よく傳へられ、徳川時代に至つても武將は強き威嚴が具はる事を最も心がけたものであつた。故にこの時代に於ても武士は特に尊卑長幼の區別を明確にし、又階級に依る權利義務を確立することに努めた。

如上の事を實行するに最も必要なこととして秩序的觀念を養成させることであつた。鎌倉幕府は自ら範を示す意味に於て特に皇室の尊嚴なることを諸將に説き、これを尊崇させることに依つて、又幕府自身の威嚴をも諸將卒に示したのであつた。幕府に於て既に斯くの如くであるからこの氣風は夙に一般の武士にも重んぜられ、秩序的觀念が非常に行渡り、平素からこの觀念を養ふ爲めに、日常の起居は勿論、冠婚葬祭の禮に至るまで最も重きを置いて行はれた、その一例として、當時武士の子弟にして七歳に達する時は必ず鎧着初の式を行ひ、十五歳に達する時に元服の式を擧げ、特にこの元服の式に至つては森嚴な裡に行はれたものであつた。また毎年の行事の中でも正月の行事を最も重視して、元旦に當りては、飯の式を行ひ、諸臣を庭上に列候させて、引出物を一々賜はつた如き等の事も皆この觀念の養成に出でしものである。

十一、勤儉寡慾の教育

賴朝が鎌倉に幕府を開くに當りて、先づ質朴にして最も簡易を旨とする生活を尚び、階級思想の統一に心を傾けたことは既に前述の如くであつて、これに伴ふ必然的な結果として大いに勤儉を奨励し、寡慾なる事を常に念頭に置く様に教育した。この事を最もよく知る材料として東鑑に見えて居る俊兼に對する賴朝の措置がある。因て其の一文を次に引用して参考に供することにする。

今朝、武衛有御要否筑後權守俊兼、俊兼參進御前、而本自爲事花美者也、只今殊刷行粧著小袖十餘領、其袖妻重三色々、武衛覽之、否俊兼之刀、即進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、彼仰曰、汝富才輸也、盍存儉約哉、如常實平者、不以分清濁之武士也、謂所領者、又不レ可双俊兼、而各衣服以下、用羸品、不好美麗、故其家有富、有聞、令扶持數輩郎從欲勵勤功、汝不レ知產財之所費、大過分也、俊兼無所干申述、垂面敵囁、武衛向後被仰下可停止旨、廣元、邦通、折節候傍皆鎖魂云々。

賴朝は斯くの如く理財の道にも長けた良将で、武士の教育には最も力を傾けたところであつて北條氏もよく賴朝の遺志を受け継ぎ諸般の獎勵を行つたのである。是等の薰陶は普ねく行届いて居た者の如く、女子の間にも斯くの如き教訓が重んぜられて居たことを以ても如何に訓育の行届いて居たかと云ふことを察し得る。即ちその一例として、松下禪尼が其子北條時賴を嘗て招いた時に、盛んに障子の切張りをして居たところ、禪尼の兄義景がこれを見て、『切張りはまだになつて甚だ見苦しいから一層のこと全部張り更へたらどうだ』と云つたのに對して禪尼は『いや實は今日はいさゝか思ふ事があつて行つて居るのです。時賴を招

くに當つて若い時から勤儉の心を養はせる爲めに、斯くの如く張子は切張りでも用ゆることが出来るものであると云ふのを知らしめる爲めに、わざわざ行つて居るのです。』と答へて居るが是等はそのよき例である。當時これ等の教育に當り爲政者は非常に心血を注いで將卒を訓育したものであつて、和論語に見えて居る北條泰時と明惠上人との問答の如きその一端を知ることが出来る。而して又この問答に依り教育を行ふことの意圖が奈邊に在つたのであるかと云ふ事をも知ることが出来るであらう。

泰時朝臣在京の時、明惠上人に逢ひ給ひて、いかにしてか天下の民を安くせん。上人曰く、良醫よく脈を取りて、其の病の根源を知りて、藥を與へ灸を加ふれば病おのづから癒ゆる様に、國の亂るゝ源を知りて、治め給ふべし。亂世の根源は唯だ欲を本とす。欲心變じて一切萬般の禍となるなり。

泰時は又謂ふには、

我れ常にこれを思ふといへども諸人無欲にならんこと難きなり。

上人の曰く、

太守一人無欲にならんことを思ひ給はゞこれに恥ぢて、萬人自然に欲心うすくなるべし。人の欲心深く誠へ來らばいまだ我欲のすなほならぬ故と我をはじめ給ふべし。その身正しくして影の曲らざる如し。

第四節 武士道の發達

一、武士道の起源

武士道の起源に就ては色々説を爲す者が多く、其の何れが最も妥當であるかと云ふことに關してはしばら

く措き、起源及び發達に就て述べることにする。

武士道の起源は大體に於て次の如き三種に區分することが出来る。

一、武士道は上古より存在したと見るもの。

二、武士階級が出來てから同時に出來たものであるとなすもの。

三、其の中間を探るもの。

今之等の諸説に就て述べると、第一の上古より存在せるものと爲す説は、我が國民の間に武士道的精神が上古より存在して居たものが、一單中絶の如き型を取つて進んで来て、源平二氏の勃興即ち武士階級の發生と共に復活したものであるとなす説であつて、それに依れば、古代から日本人の間に存在して居たところの忠勇尚武の精神が、文化の進展につれて何時しか地方や又は偏土の文化的影響をあまり受けない土地に追ひ込まれ、これ等の地に依つて保有されて居たものが、武士の興起と共に復活し、以前よりも一層發達したものであると見るものであつて都會に於て早く亡びたものが地方に殘存して居たと云ふ事は幾分獨斷の嫌はあるが、それは有り得べき事で、それが武士道の發達に大なる貢献をしたと云ふ事は信じ得べき説である。

井上博士はこれを國民道德概論中に於て次の如く述べて居る。『我國の武士道は昔古より國民の間に存在して居たものであつて、物部、大伴の武臣が朝廷に仕へた時を以て第一期とし、鎌倉時代の君臣關係から主従關係に推移した時代を以て變態的な第二期となし、これが思想的に大いに組織化された徳川時代を以て第三期となし、王政復古後のものを其の第四期として居る。而して武士道は上古より現今に至るまでの國民道德の中軸を塑造るものであつて、國民思想の發達と軌を同じうして今日迄發達を遂げて來たものである』と

說いて居る。

第二の武士階級なるものが發生してから出來たものであるとなす説は、その滅亡も武士階級の滅亡と共に軌を同じうしたものであるとなすものであつて、第一の説の如く上古より存在して居たものが一旦地方に追ひやられて居て武士の勃興と共に復活したと云ふ説は確證が舉らぬ限り成立しないものであるとなし、古代道德と武士道との内容が甚だ類似して居たと云ふ事は遽に信じ難いとする高橋俊乘氏の説であつて氏は次のように説いて居る。

古代道德が武士道の發達に幾分手傳つて居るであらうがそれよりも主要な起因は武士の主従の經濟的恩讐が代々因襲された事である。故に名君が續くと其家臣の間に武士道が發達する東國に武士道が發達したのも東國は源賴信以來代々源氏の幕下に屬し、源氏の恩威がよく行はれて居たからである。殊に賴朝が鎌倉に幕府を開いてから大いに武士道を獎勵し、武藝を勵め、卑怯未練を戒め、廉潔質素を勵ましたから麾下は大いに張り、鎌倉武士の名は後々にまで輝いたのであるが「恩のあらん輩には親疎上下を言はず主従の禮を出す」（新田左中將義貞教訓書）習であるからその恩に對して、命を主君の馬前に捨てゝ働くのが武士の恩義である。發達した最後から見れば美しい道德となつたが、發達の始めは經濟的利得の問題であった。武士も人間である。衣食の爲めに働いた、働いて手柄を立てゝ知行を加増してもらふ。恩愛が加はる程益々武士は主君の爲めに盡す様になるのである。武士は領主に對する忠君に比べると、皇室に對する忠君をあまり多くは考へて居なかつた。それは直接に主従の恩愛が無かつた故である、かく武士道と云ふものは狭い主従間の情誼であつた。一般を律する道德ではない。

この説に依ると武士道は君國に盡す臣民の道ではなくして、武士が直接その主人に對しての道である。従つて武士道は國民道德の精華ではなくして、其の主従たる忠義は國民道德と一致せず、むしろ相反するところ

が多かつたとなすものであつて、武士道は上古にも、又現在にも存在するものではなく、武士階級が存在して居た間丈の狭い範囲の道德に過ぎないとなすものである。

以上二説は共に立場を異にする説であるが、これ等を折衷するものに次の如き説がある。武士道は我が國民道德の精華であつて、上古から萌芽を有して居たものであつて、その淵源は遠く我國民發祥の昔古に在るものである。而してこれが武士階級の發生に依つて發達を遂げたものであつて、武士階級の發生は、武士道的の精神の萌芽を助長せしめたものである。となすものであつて、第一の説と甚近似點が多いが、唯異なるところは發達の過程と武士の發生に原因付けて居る點である。これは亘理章三郎氏の主唱するところであつて、其著『國民道德序論』中に現はれてゐる。

武士道の發生に對しては以上の如き諸説があるが、これ等は何れも論舉の基礎を異にするものであつて、其の何れにも否定し難き一面の眞理を包有して居るので、直ちに何れを是とし、又何れを否とする事は出来ないが、これ等の諸説に就き内容を検討してみると、第一の説は其の形式に於ては鎌倉時代の武士道も、又上古の武臣の道も非常に類似點が多いので形式に於て類似點が多い如く、その内容に於て、即ち本質的にものに於て相通すると考へたものであつて、この理論よりして、武士道は上古より存在して居たとなすものである。併しこれはあまり武士道を形式的に考へ過ぎてからの立論であつて、武士が主君の爲めに身命を捧げて顧みるところがないと云ふことを以て其の内容を一律に見ることはどうかと思はれる。

第二の説は是と反対に最も内容に重きを置いてからの立論であつて、第一の説よりも聞くべきものに多いとは思ふが、あまりその見解を偏狭にして居る傾がある様である。それは内容にあまりに偏し過ぎた弊害であつて、上代にもまた現今にも武士道は存在すべき性質のもので無いと論斷して居るが、これは少し早計に

失したものではないであらうか。何となれば、斯くの如き「民族の精華とも云ふべき道德心の高揚が、其の形式の發生に依つて、遽かに起るものであると云ふ事は一寸考へられない點で、斯かる大精神の深淵ともなすべきものは其の民族の發生と同時に、其の民族間に相通じて來たものであつて、一朝一夕に發生したり、又滅亡したりするものではないであらう。故に封建制度の行はれて居ない太古や、現在にも尙且つこの武士道的精神の潜在はあるものであつて、この意味からして武士道を形成するところの一つの大なる要素は太古より存在し、又現在にも相傳へられて居るとなす第三の説は最も妥當的なものゝ様に思はれる。又第二の説に於て武士階級の發生に依つて發生した武士道が、武士階級の滅亡と共に滅亡したと云ふ説は全然否定する事が出來ない。それは辯證法に依つて證明されるところであつて、一度發生した思想は瞬間に消滅するものではなく、長い時間を残存するものであるやうである。

以上の論證に依つて自づから第三の折衷的なものに見解が一致して來たのであつて、武士道は始めから國民道德の精華であつたとは考へないものである。それは第二の説に負ふところが多く、鎌倉時代の武士道は主として經濟的利得の心から發生したところの、言を更へて言へば單に武士階級にのみ限られたるところの道德であったのである。而して武士道が國民道德の精華として相傳へられるに至つた原因は武士道そのものが本質的に優秀であつたからであつて、其の優秀なる部分が國民相互の間に實行を獎勵され、且つ倫理思想家に依つてこれが統制化され、更に組織立てられるに當つて國民道德の精華となるに至つたものである。要するに武士道とは我が國民獨特の道德であつて、其の發生の一大要素は遠く上代に認められ、この要素が武士階級の發生に依つて大いに發揚せられ、更に至つて國民道德の精華として取入れられたものであつて、武士の撤廢せられた維新以後に於ては武士道は國民の一般が奉體すべき臣道となつたものである。こ

これは現在の國民皆兵の制度が如實に證明するところであつて、一種の國民道と云ふも過言ではないであらう。

二、禪宗と武士道

大要上述に依つて武士道の起源が明らかにされた。然らばその發達には如何なる影響を受けたかと云ふと、一は賴朝が専ら武士道の發揚に心がけ、諸將士を訓育したことであつて、それは既に前節武士教育の項に於て詳述したところであるが、今一つの原因は禪宗の新興である。禪の宗儀が武士道と類似點のある事は前節に於て白隱禪師の禪定説を引用したので明らかとなつたが、此處には武士道に斯くの如き深い關係のある禪宗とは如何なるものか、又如何にして發生し布教されるに至つたかと云ふ事に就て述べて見度いと思ふ。

禪宗は禪を以て佛教の全部としたものであつて、禪とは靜慮する事を意味するもので、佛教の修行法として各宗の間に廣く行はれて居たものであるが、他宗の戒(戒律)、定(禪)、慧(經論)の三學を相對とするのに過ぎないものであるとなし、教化別傳、不立文字として居た。故に佛心なるものは、以身傳心に祖師から祖師へと傳へられるものであると教へ、唯々正知見を開く事は、禪即ち靜慮に依るもので自己の本來に具へて居る真性佛心の妙用も禪に依つて發揮し得ると説くものである。

故に禪宗に在つては座禪、公案等の自己の修養練磨に努め、善惡迷悟も、凡夫も佛も超越し自己を以て最上のものであるとなし、前に釋尊も、後に彌勒もなく、天上天下唯獨我尊の境涯に達しやうとするものである。従つて其の宗風は極めて剛健であつて、禪僧の生活の如きも素朴なものであつたので、是等の諸點が武

士階級に迎へられるところとなつたもので、其の修業の如き武士と軋を同じうするものが極めて大いので自然幕府の喜ぶところとなり、武士道の最も發達した時代に禪宗も盛んに行はれたのである。

禪宗の教義に就ては以上述べ來つた如くであるが、この宗教は何時頃傳來したものであるかと云ふに、一宗として教義を樹立するに至つたのは前述の如く鎌倉時代の事であるが、はじめて我國に傳來したのは餘程以前のことである。奈良朝時代に於ける道昭、道叡、又は平安朝時代に入つて最澄等は何れも禪の心得があつたが、是等は他の宗教の兼修として禪を行ふものであつて、未だ一派の宗教として行ふのではなかつた。それがはじめて一派の宗教として行はれたのは嵯峨天皇の御宇で宋から來朝した空義に依り傳へられたところであつたが、當時我國の間に興味を傾ける者なく、遂に一般に行はるゝところ無くして、空義は空しく歸國したのであつた。其の後も度々彼地から禪僧が渡來し、又我國から佛教の研究に出かけた僧侶等に依つても傳へられたのであつたが遂に一般に行はるゝに至らなかつたものであつた。然るに鎌倉時代に入るに及びて一轉して禪が堂々たる一宗として行はれ、殊に當時の社會に於ける中権を型造つて居たところの武士階級に尊信されるに至つて大いに勢力を得たのであつた。又これを尊信する武士階級に在つては禪の教義に依り深く精神の糧を得、遂に鎌倉時代に於ける最も輝かしき收獲とも云ふべき武士道の精華を生み出すに至つたのであつた。斯くの如く禪宗が鎌倉時代以前に度々傳へられながらも一般に行はれなかつたのは禪の本義たる質實剛健なる精神が當時の思潮と合流し得なかつた爲めであつて、鎌倉時代に入つて大いに迎へられたのは前にも述べた如く鎌倉幕府の政治の根本義が質實剛健を旨とするもので、禪の教義と深く一致點があつたことに依るものであつて、これ等から推して見ても當時の社會思潮の概要を知ることが出来るであらう。

斯くの如くして迎へられた禪宗は、一代の快僧榮西の出現に依つて一宗としての基礎を確立し、遂に他宗

を凌駕する盛況を示すに至つたのである。榮西は若年の頃に叡山に入り天台密教の教を受けて勉學したのであつたが思ふところあつて、仁安三年宋に渡り天台の教義を修め歸朝したのであつたが、文治三年再び志を立てゝ入宋し、今度は臨濟宗の教義を受け、居ること五年にして我國の建久二年歸朝した。榮西がはじめて茶の實を齎らしたことは世上有名な話であるが、彼は始め京都に於て臨濟の新宗義を流布せんとした。如何なる宗教も新興のはじめに當り他宗の壓迫を受けて色々の危難に遭遇した如く、彼も亦京都では散々他宗の迫害を蒙るところとなり、到底京都では其の後の發展が期しられない事を知つて、遂に京都を見限り鎌倉に下つた。鎌倉に於ては武士階級の熱狂的歡迎を受けたので遂にこの地を根據として大いに布教に努めたのであつた。

三、武士道の發達

上述の如くして起つて來たところの武士道なるものは、禪宗の勃興と共に大いに發達を遂ぐるに至つた。凡そ文化の發達は如何なる場合に於ても其の國民性を基礎として發達するものであつて、武士道文化も亦我國民性と切離して考へることは不可能である。斯くの如き考へ方をするに於ては武士道を形成するに必要とするところの要素は、武士階級の發生と共に產れ出でたものではなくして、古來より我が國民性の中に存在して居たと見るのが妥當で、この立論からして前述の武士階級の發生と共に武士道が起つたと云ふ説を否定するものである。而し乍ら武士の社會的出現に依つて武士道が大いに發達を告げたことは既に前述の如くであつて、先づ武士階級が起るや、その中に統率者が表はれ、一人の統率者は多數の輩下を養ひ、輩下の者に附隨する家族をも養ひ、又輩下にして其の主領の爲め大いに働いた場合には是等に相當の恩賞を取らせる等に最もよく武士道が發達を遂げたのも亦上述の理由に外ならない。

賴朝は伊豆より起つて遂に平氏を滅し、幕府を鎌倉に開くに當り、次の如き七則を制定して大いに將卒を戒めたものであつた。

- 一、武術を習練すること。
- 二、粗忽尾籠の所行あるまじき事。
- 三、卑怯未練の行爲あるまじきこと。
- 四、質素儉約を重んすべき事。
- 五、主従互に恩義を重んすべき事。
- 六、然諾を守るべきこと。
- 七、死生相結托すべきこと。

以上の諸則に就ては既に武士教育に於て述べたところであるが、この賴朝の訓戒と、禪宗の簡明直截なる教義とが相俟つて、武士の安心立命に偉大なる力を與へ、斯くて武士道は前古未會有の發達を遂げたのであつて、武士は何れも武勇を勵み、武技を練り、家名を重んじて卑怯未練を戒め、義の爲めには身命を鴻毛の輕きに比し、武士の情を忘れなかつた、斯くて北條泰時の時代に至つて遂に武士道は發達の極致に到達したのであつた。

當時の武士は鎌倉幕府に事ある時は、何れも吾先にと馳けつけて功名手柄を立て様と常にその事を心に刻んで居たものであつて、彼の佐野源左衛門常世が、北條時賴に答へた如く、すは鎌倉の一大事と云ふ際は瘦

せたりといへどもこの馬に打乗り、鎧たりといへども長刀を取つて一番に馳せ参じ様として居たものであつて、源左衛門は泰時が鎌倉に武士を招集した際に嘗て時頼に契つた如く一番に馳せ参じて恩賞に與つた。この一例に依つてもこの時代が武士道の最も高潮した時と見ることが出来る。併し武士道も斯くの如く純粹なるものは長くは續かなかつた。既に室町時代になつて來ると、非常に功利的になつて來て情落したのであつたが、戦国時代に及んで再び復活の氣運を示し徳川時代となつてはこれが單に武士階級のみの道德として尙ばれるのみでなく、この時代に輩出した多くの國學者等に依りて武士道は大いに組織化され、遂に國民道德として一般にも尚ばれる様になつたのであつて、彼の赤穂義士の如きも進歩した武士道精神の發揚者としてこの時代の精神界に衝動を與へたのであつた。要するに武士道は鎌倉時代に發達し、鎌倉時代を以て最高潮に達したのであつた。

四、武士道と騎士道

我國の武士道（武士道に大した異點はないが此處では主として鎌倉時代のものを指す）と歐羅巴中世に於ける騎士とは、其の教育法に於ても、又遵守して居た道德的觀念に於ても甚だしく類似したものがあるので以下にはその類似點と然らざるものとを比較して見ることにした。

我國の武士は常に三寶を重んじ、佛教を尊信し、而して一方に於ては大いに武技を練り、武士道の發揚に努めたのであつたが、西歐中世の騎士も亦深く基督教に歸信すると共に大いに武技を練り、一定の道念を基礎として常にその道念の發揚に心掛けて居たのである。又歐羅巴に於ける騎士は當時の西歐文化の情況からする時は一體に教育の程度も低く、中には全然文字を解しない者もあつたが、我國の武士も亦教育と云ふ點

に於ては（これは主として智的教育を指す）重きを置かなかつたものゝ如くである。武士の教育程度が何の程度であつたかと云ふ事に關しては後に述べることにするが、身體的陶冶、心の陶冶等に比較する場合智的陶冶は甚だしく輕視されて居たものゝ如くである。

而して武士道と騎士道との内面的比較は前者は佛教思想以外に儒教の思想をも深く取り入れて居り、從つて甚だ道徳的根柢に深かつたが、騎士道はこの點に於てははるかに遜色があつたものゝ如であつ。斯くの如く異なる時代に、併も全く文化的の交渉の行はれなかつた西歐巴と、極東の島國に發生した武人の間に甚だ類似點の多かつた事は特に注意を要するところであつて以下にはその異點と同點とを項目に依り比較することにした。先づ同一と目される點は、

一、社會狀態 我國の武士も歐洲の騎士も時を同じうして起り、何れも封建制度の產物である。此の點に於て社會狀態が相似して居る。

二、人世觀 武士と騎士とはその根據として居る人世觀に相似たものがある。即ち我國の武士は我國固有の自然主義の人世觀に基いて居り、歐洲中期の騎士は北歐固有の自然主義の人世觀を奉するものである。

三、宗教的感化 我國の武士は禪宗の教義に感化された點が多く、騎士は基督教の感化を受けて居る。身命を投げ出すを本義とする彼等には單なる淺薄な自然主義には安心立命が見出されなかつたものと見えれる。

四、教育の根本精神 我國の武士教育の目的は、主君の爲に自己一身を獻げて、恩誼に報ゆる丈の人物養成に在つた。騎士教育の目的も君主の爲めに血を流すを辭せざる底の人物養成に在つた。これも共通點があ

る。

五、意志の教育 何れも智的陶冶を第二とし、専ら意志の鍛錬に力を注いだ。従つて武術の練習に重きを置き、身體の陶冶に努力した。つまり何れも實行的主義の文化を建設したのであつた。

六、感情教育 我が武士教育に於ては感情陶冶に重きを置き、殺伐に流れるのを戒めた。武士の情、風雅の道と云ふことは常に氣をつけて教養したのである。騎士に於ても婦人に對する愛の練習とか、戀歌を作るとかの感情教育を忘れなかつた。

異なる點

一、道德的基礎 本邦の武士には儒教の精神が浸み込んで居た爲めに、道德的根柢に於て騎士よりも遙に深い。

二、武道精神 騎士の武術は競技に流れ、武道の精神に缺くるところがあつた。然るに我が武士の武道は、極めて眞剣で武道の精神に燃えて居た。

三、婦人に對して 騎士はこれを尊敬し、或は愛の練習をしたりして、女々しい態度を取ることが多かつたが、我が武士には斯様な點はなく、どこまでも秋霜烈日の嚴肅さがあつた。

(以上安達久氏著系統的日本西洋教育史より引用)。

五、武家の家訓

當時斯くの如き教育を受け、斯くの如き社會思潮の中に置かれて居た武士が、平素如何なる心懸けを以て身を處し、又子孫をも訓戒して居たかと云ふ事は甚だ興味ある點であつて、當時出來たところの貞永式目に

はそれ等を網羅してあるが、何れも君の爲め家の爲めに一身を忘却して忠勤を抽んで、家名を擧げると云ふ現世的道德を基礎としたものであつて、新田義貞が子孫を戒めた文章等に其の面目躍如たるものがある。次にその文章を引用することにする。

一、昔より今に至るまで、文武二つに別れ、その德天地の如し、一も缺くときは即ち國を治むることあるべからず、これに依りて公家には文を以て先とす詩歌管絃の藝これなり、當道には武を以つて先とす。弓術合戦の道これなり。然るにわれ等の苟くもやうしの身とむまれて、なまじいにいろいろの名をつく尤も道をたしむべし。かたの如く驗るしにかうきにそなへ、かく筆を取りておもひを述ぶる。これひとへに親疏のあざけりを顧みず、唯子孫の心をはげまさんがためたり。

これは訓戒の箇條書の前書であるが、この短い文章を見ても如何に武勇を尙んで居たかと云ふことが窺はれ、又當時の貴族は詩歌管絃を以て必須の修養と心得て居たかと云ふ事が窺はれ當時の社會相を知るに面白い文献と云ふべきである。次にその箇條書を示せば、

- 一、武士のまづあらんすべき事。
- 一、大將軍のもつべき心ねの事。
- 一、かたきをうつべき月日並に方角の事。
- 一、ぢんをとるべき事。
- 一、よろいを着すべき次第の事。
- 一、兵具の事。
- 一、馬場の戦の事。

一、運命は天然なれば聊も身をおしむべからざる事。

一、正直も時により敵にしたがふべき事。

一、兵は普通にちがひたる振舞をして名譽あるべき事。

一、親のかたきを討つべき用心の事。

一、自害の事。

一、當座の口論の事。

一、用心あるべき事。

一、旅の用心の事。

一、道にまよはん時の用心の事。

一、奉公の用心の事。

一、外には弓馬合戦を家として、内には因果の道理をおそるべき事。

一、武藝につきたるみぢみちをうかがふべき事。

以上十九箇條に亘つて一々詳細に述べ、訓戒を遺してあるが、特に最後の武藝につきたるみぢみちをうかがふべき事と云ふ項は武藝百般に亘つて心得置くべき事を述べたものであつて、當時の武士が如何なる心構へを以て武藝に勵んで居たかと云ふ事を知るに足るものであるによつて左に引用することにした。

一、武藝につきたるみぢみちをうかがふべき事。

當道は善惡ともにこゝろえて、せんをばしやうし、あくをばこのむべからず、さらにしらぬ事はとりてふかく有べし、まづばくゑきをせんに、一には心、二にはもの、三には上手、四には姓、五には力、六

にはろん、七には爲す人、八には害なり。かの八を一もかけてはかつことあるべからず、さればかつものはまれなり。先一にこゝろとは、まくるを大事におもふべからず、二にものとはもちゐるを一つたて、まけねれば二つたて、十まけねれば廿たて、かくのごとくするに、一度かきおとさぬ事なし。三に上手とは手だにもへたならばかつ事あるべからず。四に姓とは手は上手なりとも姓かしこからずばかつ事あるべからず。五にちからとはあまりに負けたらん時はうばひとりべし、ちからになくてはかなふべからず。六にろんとは其目の場はさむるともろんにまくべからず。七にぬすみとは人の目をくらましてぬすみをする也。八にがいとは先のみちにかなはざる時はがいしてとるべしとなり。さればうちにはがいのみつみふかく、外には五常をそむきけり、古人のいはく、かちぬればかたきをまふく、まけぬればかなしひおほし、能々つゝしむべし、つぎに雙六のこと、さすべき時は、其人のうしろをさし、引べき時にはきぬを引き、さればあひ手のかたはらに人をおかげ、又かうがいなどにてたゞみをさしわがあしを引、又さし引にかけて、さもじひもじのかしらのことばなどをもゑいじ、又めをうつといふ言傳これあり、つぎに馬の事、馬にのるものは、一騎なりとも、ふつうの十騎にも、たやすく切もおとされず、くみもせられず、尤此藝をならふべし、つぎにむまかいの事、ならびに弓いる事はつねの事なれば、是をからんぜず、つぎに管絃の事、およそうじやうのみならず、こゑあるものは必、きう（宮）、しやう（商）、かく（角）、ち（徵）、う（羽）の五音をはなれず、あるぶんにいはく、世間の盛衰をはかり、人畜の生死を知る事、樂に過たるはなしといへり、ふかき事はたやすく人しりがたければ、先ときのこゑ、あるひはいくさよばひのこゑにて、合戦の勝負をしるべし（中略）つぎに庖丁料理の事、別につたへ有べし、なにとなく大和ことばにもたづさはりて、やさしかるべし、古今の序にも、たけきぶしのこゑをも

なぐさむるは歌なりといへり、殊當道はなきふかくして心を剛にもつべし、たうじは定命六十五なが
しといへども七八十に過す、そのうへ老少不定にして電光朝露のごとく也、命をおしみてながく我が
名をうしなふのみならず、家にきすをつけんこと、なげきの中のなげき也、さいごの時じんじやうにし
ては君のため、家のため忠孝なにごとかこれにしかん。露よりもあだに、まぼろしよりもはかなきは、
たゞこの道の命也、いつをごしてかはげまざるべき、なにとしりてかなげかざらん、しかるにいづれの
しうにてもあれ、つねに心をかけ、是をわするべからず。尤一大事のさいえうなり。

斯くの如く武士たる者は命を朝露のはかなさに比し、何時にも君のため、主の爲めに一身を投げ出してい
さゝかも恐るゝところなく、家名を尙ぶことに心懸けて居たものであつて、何の宗派にてもよいから必ず佛
教を尊崇することを戒めて居たものであつて、この家訓に依り當時の武士氣質がよく窺はれる。

第五節 新興宗教の活動

一、新佛教の起因

平安朝から鎌倉時代に入る頃までの佛教が情落の極に達して居たことは既に前章に於て述べた如く、寺院
は多くの寺領を擁し、自己の慾望を満足させんが爲めに特に貴族階級の關心を迎へ様とすることに汲々たる
有様で、名利の爲めには干戈を弄し、多くの僧兵を養ふ如き暴狀を取て行つたのであつた。故に當時は僧侶
の破戒等の事は平然と昔の如く行はれて居たものであつて、徒らに未梢的な加持祈福にのみ心がけて、僧侶
の使命たる自己の練磨によりて社會の本鐸となり、社會全般の人心をその迷妄から救ふと云ふが如き事は全

く行はれないと云つても過言ではない如き有様であつた。

佛教が斯くの如く腐敗の極致に陥つて居る時に當つて一般の世相には激烈なる變動が起つてゐたのであ
る。それは藤原氏の權勢没落から、保元・平治の大亂が勃發し、人々が黃金樂土と頼んでゐたところの平安
の都も戰慄の巷と化し、官闈さへも軍馬の蹄に躊躇にじられる如き有様となり、平氏にあらざれば人間でな
いとまでも權勢を恣にしてゐた平家の一門も、西海の水戸と消えはて、全く盛衰興亡の變轉極りなき世相を
織り出してゐたのであつた。方丈記にも、『行く水の流れはたへずして、然も以前の水にあらず、流れにう
かぶうたかたは且つ消え、且つ結びて久しく止ることなし、世の中にある人と住家と又かくの如し云々』等
と加茂長明をして世の無常を歎かしめたのであつたが、この世相を濟度して安心立命を與へるには舊來の佛
教はあまりに腐敗し過ぎてゐた。此處に於て必然的に新宗教の勃興を見たのである。

又これ等の外に新宗教勃興の大なる原因ともいふべきものは末法思想の到來であつた。末法思想とは教法
が衰へ濁惡未法の時代に入るとするものであつて、釋迦入寂後年間を以て佛法の最も正しく布教される時
代であるとなし、これを正法の時代といひ、次に像法の時代として正法の時代に比して佛法が稍々衰へを見
せる時代であつて、これをも千年間とし、次に未法となるものであつて、斯くの如く周期的に倒來するもの
であると說いた事に起因するものである。丁度この末法の時代が、後冷泉天皇の永承七年を以て入ると考へ
てゐたのであつて、藤原宗忠が長治元年六月一日の比叡山衆徒の合戦を述べて、『偏へにこれ末代に及んで
佛法破滅か』と書いてある事や、九條兼實が玉葉集文治元年十一月七日の條に『凡そ五濁惡世鬪諍堅固の世、
此の如きの亂逆踵をついで絶えざるか、悲しむべし、悲しむべし』と云つて居る如きその一例であつて、斯
かる不安なる時代相に處して人々の心も自ずから安心立命を失ひ、不安なる時代から逃れ様として何物かに

すがつて進むべき道を求める傾向が表はれたのであつて、これを觀取した宗教家は末法の世の人心を濟渡すべき信仰を説かんとして易行の新佛教を起したのである。

斯くの如くして起つたところの新宗教に、淨土宗、彌宗、真宗、日蓮宗等があるが、これ等の新宗教は巧みに時代の潮流に即して各々特色を發揮し、専ら民心の教化に努めたのであつて從來の宗教が貴族や公家の如き特權階級に偏して布教して居た爲めに、宗教は盛大に行はれて居ても下層階級の教化と云ふ事を重く視なかつたのであつたが、これ等の新興諸宗は大いに民衆の教化に貢献したのであつた。鎌倉時代に學問が非常に普遍化されたのもその負ふところは新興宗教の活躍にあると云つても過言ではない。以下にこれ等新宗教に就いて述べることにする。

二、淨土宗と民衆教化

淨土宗は日蓮宗と共に新興宗教中最も盛大に行はれ、現在の宗教界を代表するところであるが、淨土宗を説くに當つては先づ宗祖法然の事を明にする必要がある。

法然上人は長承二年美作國久米郡の產であつて、十三歳の時比叡山に登り、源光の弟子となつたが、次で天台を學び、更に黒谷の寂空に就いて其の教を受けたのであつた。寂空は當時黒谷に於て靜かに念佛を修して居たのであるが、法然はこの寂空の念佛往生の教を受けるや、大いに心を動かし、遂に寂空に就いて修業を重ねたのであつたが後吉水に庵を營み、念佛專修の淨土宗を創めたのである。時に法然の齡四十三歳、高倉天皇の安元元年であつて、實に我國に於ける宗教改革で、ルーテルが宗教改革を行ふに先立つ事四百年の昔であつた。法然が斯くの如く壯年にして一宗を開いたことは當時の民心が新宗教を待望すること切實なる

ものあつた事にも依るものであるが、彼の意志が極めて堅固であつて、よく難行に堪へ得た賜と云ふべく、彼は始め武家の出であるが、其父時國が源定明の爲めに殺され、最後の時に法然（幼名勢至丸）を枕頭に呼んで『すべては前世からの因縁であるから定めを仇と思つて復讐する様な事をせず出家となつて我が菩提を弔へ』と遺言したのでこの父の言葉を身にしめて専心佛道に精進した結果に因るものである。

法然は智慧第一の法然房と人々から稱せられた程の博識で、學德共に高く、其の教も從來の形式を捨て、只人心に安易を與へ様としたのでこれに歸依する者が非常に多かつたのであつた殊に東山の吉水に居を定めてからは洛陽の人々は公武尊卑の分ちなく争つてその門に教を受け南都北領の碩學學僧も亦法然の説を聞く者多かつた。文治二年には寂山の座主顯真も法然に出離の道を問ふた程であつて、これを以て見ても當時法然の名聲が如何に高かつたと云ふことが知られる。

淨土宗は無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀教及び天親菩薩の往生淨土論の三經一論に依つて教義を立てたものであつて、此の時代の如き末世に生れ合したところの凡夫は自力の難行で證果を得ることは難いが彌陀本願の救濟力を信じて念佛を唱ふれば賢愚善惡に依らず極樂淨土に往生することが出來ると説くもので、この教へこそ釋尊出世の目的であると教へたのであるから學識のある者は勿論、目に一丁字さへ無い愚頗な者でも極めて分り易く、又信仰にも甚だ都合がよいので、この教へが從來の諸宗を凌駕して布教されたのであつた。

斯くて上皇室をはじめ、尼將軍政子や時の關白九條兼實、武士階級では熊谷直實等上下各階級に亘る信者を得たので、他宗の嫉視するところとなり、又法然の弟子中にも教義を誤り解する者があり、極惡の罪人も念佛を唱へひたすら彌陀にすがれば必ず救はれると云ふ事を曲解して、念佛さへ唱へれば如何なる罪惡を犯

すも救はれると云ふ風に解する者があり、是等が他宗の攻撃材料となり、屢々朝廷に奏上して專修快佛の停止を懇請し、其の外に宮中の女官の歸信者等の事から遂に佐渡に遠流されるに至つたのであつた。

法然の淨土宗は斯くの如く最も簡易に民衆を教化しやうとして創められた宗教である丈に、從來の宗教が上流階級のみの教化を事とし、庶民の教化に留意しなかつた爲め、この方面の開發が行届かなかつたが、法然の出づるに當つて急速に庶民の教化が行はれ、宗教はにはかにその範囲を擴大したのであつた。故に淨土宗は民衆宗教として廣く行はれ、幾多の法流となり長く民衆教化に資したのであつて、その支流は二十二流とも十七流十五流とも云はれて居るが、これ等の法流中鎌西派、西山派、真宗の三流は最も世に行はれたところである。

三、禪宗と武士の教化

禪宗の僧侶生活が簡素で、質素儉約を旨とする武士階級の生活と甚だしく一致點があり、又禪の修行が知識、概念を第二として、専ら意志の鍛錬や實行を主とする點や、其他武士の修養法に共通點の多かつた事、禪の修養が生死の巻に立つた時自若として不動の精神を練るのに大いに効果のあつた事等種々な原因から武士階級に最も信仰せられ、武士は禪の修行に依つて生死を超えた人生觀を養成して來たのであるが、鎌倉武士を語るには先づ第一に舉ぐるべきはこの禪と武士道との關係であつて、兩方共切放すことの出來ない密接な關係があり、武士道は禪に依つて大いに發達し、禪宗の布教は武士に依つて大いに普遍化し宗教として不動の基礎を確立したのであつて、この兩者は離す事の出來ない關係に在る依つて禪宗の教義及び其の教化等詳細に涉つては第四節武士道の發達の項に於て述べたところであるので此處に於ては以上の記述に止め他

は省略することにした。(本書一二〇頁参照)

四、真宗と庶民教化

宗教界積年の弊風を打破して眞に大衆を濟度するところの宗教を目標として遂に一宗を開いた法然の遺鉢を受けて更にそれを發展せしめ、眞に平民宗教としての真宗を開ひたのは親鸞上人であつた。

親鸞上人は空海、日蓮等と共に我が宗教界が産んだ最も勝れた宗教家の一人であるが、其人傳記は甚だ不明で、當時の記錄に親鸞に關する事を書いたものが多く、現在傳へられるところの傳記なるものも後世の附會である。故に其の實在をさへ「時疑はれた程であるが斯かる大聖にして其の傳記の詳がでない事は興味ある事」と云はねばならない。次に舉ぐものは主として真宗の傳に依るものである。親鸞は皇后宮大夫日野有範の子として生れたもので、高倉天皇の承安三年四月の出生である。四歳にして父を亡ひ、又八歳にして母を亡ひ、幼少の頃から人生最大の苦痛を嘗めた、間もなく剃髪し、範宴と稱して比叡山に登り、一意專心佛學の研究に没頭し、遂に二十三歳にして天台、真言の奥義に通じ、その他に法相宗、三論宗、律宗、俱舍宗等當時行はれて居た佛教の各宗に精通し、大乘、小乘の教觀、顯密兩教の要領等にまで通じ遂に爲小僧都となり、青光院の門跡にまで任せられたのであつたが、自己の學識が高まるにつれて、當時の佛教の醜惡なる部分が目に映じ、内省の厳しい親鸞には遂に是等を默視することが出来ず、銳意勉學の結果贏ち得たところの青光院門跡をも捨て去つて建仁元年二十九歳にして多年研讀を重ねた天台を捨て叡山を下つて京都東山の吉水に於て法然上人に遭ひ、彌陀本願の他力易教を説く法然の説教く感動し遂にこれに師事するに至つたのである。

親鸞が破格の位置に進み乍らも何故に天台宗を捨て未だ名もなき吉水禪坊の法然の教を受ける様になつたかと云ふに、當時骨肉相喰む戦亂が相續いて起り、有爲轉變の世相が感じ易い青年宗教家の心を動かしたとも見られるが最も大なる原因是神聖とされて居た叡山の僧侶の生活が破戒以上の亂行であつた事と、それ等の僧侶に依つて宗教が益々敗頽に導かるゝであらう事を思ひ決然として山を下つたのであつて、當時の既成宗教が如何に惰落の極に達して居たかと云ふことを窺ふに足るものである。

斯くて淨土門に歸した親鸞は名を綽空と改め、前關白九條兼實の末女玉日姫を娶つて家庭を作つたのであるが、當時の僧侶は生涯女を娶らぬ事になつて居り、否娶らざるのみでなく、女に接しない事になつて居たが、惰落の極に達して居た叡山の僧侶達は表面はその規を守る如く見せかけて形式上では妻帶しないが酒池肉林に溺れ、爲めに神聖なるべき筈の比叡山の下には遊女屋が軒を並べると云つた有様であつたので、親鸞の範宴はその淺ましさに驚き、これ等が山を下る原因の一つであつたのである。これは既成佛教が形式にのみとらはれ過ぎた爲めの弊害であつて、むしろ正式に妻帶するべきであると云ふ見解の下に自らこれを行つたのであつて實に前代未聞の事であつた。斯くの如く社會の批評を眼中に置かず、傳統的な僧侶の無妻主義を捨て、敢然と妻帶した事は親鸞が如何に所信に邁進する意志の人であつたかを物語るものである。

承元元年念佛禁止の事に會ひ法然と共に遠流に處せられ、親鸞は越後に送られたのであつたが、親鸞はこの遠流に依つて大いに心境を開拓するところがあつた。即ち名利にのみ傾き易い都の生活から、遽かに素朴な田舎の生活に接し活然と悟るところがあり、五年の後勅免に遇つたが遂に都に歸らずして常陸國稻田に留まつて専ら素朴な民衆を友として、専心それ等の教化に努めたのであつて、法然に依りはじめられた民衆教化は親鸞に依つて大いにその實を擧ぐるに至つたのである。親鸞が永年布教に努めた越後路から常陸にかけ

た北陸の地は爲めに文化を著しく高め、佛教思想が普及したのであつた。斯くの如く民衆教育家としても偉大な足跡を遺した親鸞は晩年を京都に送り、弘長二年九九一歳の高齢を以て入滅したのであつた。

親鸞の教義は法然と大體に於て同様であるが、親鸞は更に他力本願を説くものであつて、信心爲本の絶對他力に依つて人間は濟度されるものであつて、決して人間の無力では救はれない故に念佛を唱へてひたすら他力本願にすがらね、ならぬ、と云ふにあり。専ら人間親鸞の弱點を基礎として體驗に活かされた教へで、その依據するところの經典は大無量寿經、阿彌陀經の所謂淨土三部經である。而して佛教各宗を批判的に觀察して、聖道門、淨土門の二つに大別した、聖道門とは難行道であつて、自力を説くものにして、佛陀が悟つた方法と知慧とを示し、それに依つて衆生を悟らせ様とする教へである。淨土門は衆生の自力を捨てさせ、佛陀の大慈悲と衆生救濟の御力とに頼らせ様とする教へである。淨土門を更に二別して、方便教と、眞實教との二つに區別した、方便教とは半他力の教へを説くものであつて、眞實教は絶對他力を説くもので、眞宗は即ち眞實教に屬し絶對他力を説いたのであつた。

親鸞は斯くの如く信心爲本の絶對他力を説いて、彌陀一佛の外には何物にも歸依することなく、地獄に隨つるべき人間が彌陀の力に依つて極樂に往生出来るのであるから衆生の信仰はこれで充分であると云ふ安心を與へさせ、かくして永年佛教に附纏つて居たところの祈禱禁厭の迷信から脱出させることに成功し、衆生に安心立命を與へたのであつた。これが親鸞の偉大な點であつて、教化の程度の低い大衆を濟度するにはむづかしい理論を説いても諒解するところが少ないのであらうから、理屈は云はず、唯彌陀を信じて念佛を唱へさせ、他力本願の易行を獎めて専ら庶民の教化に力を傾注したのであつた。

親鸞は勅免を蒙つた後常陸の稻田に留つて専ら布教に努めたことは既に前述の如くであるがこの稻田に留

つて居る間に眞宗の軌範とも云ふべき教行信證の著述を爲した。其の教行信證の中心思想をなすものは廻向であつて、廻向とは普通佛に對して供養をすることであるが、親鸞の説く廻向は大いに趣を異にし、佛から衆生が賜はつたところの力を意味するものである。而して廻向を往相と還相との二種に分ち次の如く説いて居る。

往想廻向とは衆生が佛から賜はつたところの極樂淨土に往生することの出來る力を意味するものであつてその力を教行信證の四つに分けたものである。教とは大無量屢經のことであつて、行とは彌陀の名號で、南無阿彌陀佛を唱ゆることを指すもので、信とは佛の救濟を信することで、眞宗に於てはこの信を最も重んじて居る。『念佛して地獄に墮ちたりともさらに後悔すべからず候』と云ふ深い信仰を獲得してこそこの宗の奥義に達しられるものであつて、言葉は簡単であるが凡俗の親ひ得ない深い境地である。次に證とは淨土往生を證する意味に外ならない。斯くの如く教行信を得ることに依つて生死を超えた涅槃が得られるのである。

還相廻向とは一度佛陀に救はれて極樂往生を遂げた者が、再び社會に立歸つて、衆生の教化に當ることであつて、究極は往相廻向と同じく佛陀から賜はつたところの力を指すものである。親鸞が斯くの如く個人を救濟することのみを説かず、眞宗信仰の半面には還相廻向として社會教化をも含んで居ることを説いたのは佛教が單に死後の問題たるものではなく、現在の生活をも包含するものであることを説いたのであつて他宗と趣を異にするところである。

親鸞の教義は大要上述の如くであつて淨土宗に出でながら淨土宗と趣を異なる點は淨土宗の持つ厭世主義を轉還して報恩感謝の氣持を多分に織り込んだ點であつて、極悪漏らさず救濟してくれる彌陀の恩に感謝

して、その方便として念佛を唱へるものであつて、念佛は厭世の爲めの念佛でなく、報恩の念佛、信後の念佛である。この思想は時代相と最も深い關係を持つものであつて、鎌倉時代は特に情誼が重んぜられ、恩誼の念を最も重視して居た。その時代に斯くの如き報恩感謝の宗教が唱導されたのは偶然の結果ではないのである。

親鸞は又單なる布教を司るところの宗教家ではなく、社會思想家であると共に、日本主義の唱導者であつた。それは聖德太子を深く崇め奉り、太子の理想に深く共鳴して自らも還相廻行の如き社會教化の道を明らかにしたことを以て見ても察しられる。而して『朝家の御爲め國民の爲に念佛申さるゝは目田度候』とか、『王法を以て表とし内心には他力の信心を深く蓄へて世間の仁義を本とすべし、これ當流に定むるところのおきての趣なり』とか『外には國法を本とし、諸神諸佛菩薩を輕しめず、又諸法を誇せず、國ところにあらば守護地頭に向きては疎略なく、限りある年齢所當をつぶさに沙汰をいたし、其他仁義を以て本とし云々』等と述べて居るところを見れば單なる宗教家でなかつたことが分る。而して其の一生を捧げて國民教化に努め、何等の素養のない庶民階級に専ら佛法を説き、これ等を教化したことは社會教育の方面から見るも實に偉大なる點で親鸞の布教に依り文化に遅れて居た北陸の邊地が開發されたのは著しく、これ二つの點等から推して聖德太子にも類ふべき社會教育家であつたと爲されるところである。

五、日蓮宗

日蓮は安房の人で、寛元元年二十二歳にして寂山に登り天台の學僧となつたが、當時の北嶺が宗祖の精神を失へるものであると慨嘆して山を下り、再び郷里安房に歸つて三十二歳の時清澄山上の初夏の黎明に立つ

て大いに悟るところあり、南無妙法蓮華經を稱して華々しく法戰に立つたのである。日蓮は清澄山に近郷の人々を集めて法筵を張り、釋尊の眞精神は法華經にあると唱へて、他宗の攻撃を猛烈に行つた、その爲め遂に安房の念佛信者であつた地頭東條景信の爲に郷里を追はれ、鎌倉に出たのであつたが、鎌倉に於ても益々他宗を攻撃し、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賦等の痛烈な熟語を作り出して他宗を排撃したのであつた。丁度この當時暴風雨、洪水、大飢饉、承久の兵亂等が相續いて起り、人心は殊の外脅威を感じて居た時であつたので、日蓮はこれ等の災厄を佛典に依つて批判し、『守護國家論』『立正安國論』等を著して北條時頼に獻じて其の反省を求めたのであつた。殊に立正安國論に於ては法華の正法を立てゝ法華の法を信じなければ忽ち國土は滅亡してしまふとまで極言して熱烈に説いたので、前述の如き災厄の續いた時ではあるし、人心も安らかでなかつたのでそれまでは格別問題にされて居なかつた日蓮の説教も漸く注目されるに至つたのである。

日蓮は立正安國論に『釋尊の本旨に背いた諸宗が屢々反覆する爲めに、色々な災厄が續いて起つたのであつて、斯くの如き本旨に背反するところの諸宗を排撃し、法華の妙法を信じないと諸佛、諸神に見離されて國土が滅亡する様な災厄を招來するであらう。これは經文に依つて證明されて居る』等と極論したのである。因て他宗から一齊排撃を受け、遂に龍ノ口の法難に遭ひ更に佐渡に流される等の迫害を受けたのであつた。斯かる間に日蓮の豫言が的中して元寇の襲来となつたので、幕府も漸く日蓮の教義に耳を傾ける様になり、遠流を免赦したのであつたが日蓮も亦この豫言の中に依つて大いに所信を固くし、佛說が實證されたものであると思ひ決め、一般も亦豫言が的中した事を以て日蓮の教へを信ずるに至つたのである。故に日蓮は前にも増した痛烈な態度で他宗を排撃し、特に念佛を排撃して、再三幕府に献言しその禁止に迫つたが、遂に容れ

られず、反つて色々の迫害に遭つて、僅かに身を以て逃れると云ふ危難に遭遇したが日蓮の意氣はこれ等に依つて滅殺されるところなく、熱烈な信仰と奮闘的な宣傳とを以て終始一貫し、晩年には相當の信徒を得るに至つた。かくて甲斐の身延山に久遠寺を開ひて法華の中道場を開き、教義が漸く布及され様としはじめた時に當つて入寂した、時に六十一歳弘安五年を一期として波瀾重疊の生涯を閉じたのであつた。

日蓮宗の教義とするところも亦淨土宗、真宗等の如く民衆的色彩を帶ぶるもので、他宗と異なるところは諸宗分派の混亂を避け、専ら佛陀の正系に復歸しやうと努めたものである。更に日蓮宗の他宗と趣を異にする點は最も國家的宗教で、國體や國民性の擁護に力めた點である。日蓮の理想を以てすれば、日蓮宗をして單に日本のみに於て奉信される宗教たるに留めず、世界的宗教として、日本をその本山たらしめむとしたものである。故にその大乘戒壇を富士の山頂に造らんとして自筆の法經を富士山頂に埋めた如き、日蓮の意氣の廣壯な事を知る一助となり得る。斯くの如く一貫した國家主義の宗教で、その教義は五知判、三大祕法、一念三千等の説に依つて知ることが出来る。即ち教、機、時、國、序を五知判と稱し教化の方法を明にしたものである。教とは大乗、小乘種質等の區別であつて、是等の中で法華經のみが眞實なる釋尊の本旨を傳へたものであると、それを哲學的に闡明したものであつて、機とは民衆の心理情態の考察のことで、日蓮は人間は何れも善根を有するものであるとの考へから、其の善の芽を發芽させるべき機に向つて正法を説いたのである。時とは時代の區別であつて、前にも述べた如く釋迦の教へに末法時代のある事を説き、丁度日蓮の出た時代がその末法時代なりとしてこれを救ふものは獨り法華經があるのみであると考へて居たものである。又國とは國土や人民の性質の謂であつて、日本に布教されるべき宗教は日本の國家に最も適應した内容を持つたものでなければならぬと説いた。瑜伽論の中に、『東方に小國あり、大乘の種性に依り満たされて居る』

とある『東方の小國』なるものを日本であると考へて、法華一乘の妙法が當然具通さるべき世界唯一の文化國はこの東方の小國日本であると說いた。次に序とはその國に古くから存在した教法の性質に應じてこれに對する覺悟と方策とを定むることである。

三大祕法とは本尊、題目、戒壇の三つを云ふので、この三つが日蓮宗信仰の中心點をなすものである。本尊とは佛陀を指して稱するものであつて、信仰の標的となるべき人格を意味するものである。併し乍ら日蓮の本尊とする佛陀は宇宙に於ける最高、絕對の眞理とする法華經壽量品の佛陀を指すものである。次に題目とは取りも直さず南無妙法蓮華經の七字を意味するものであつて、信仰内容とされる眞理の事である。最後に戒壇とは信仰の團結される場所の事でつまり本山の謂である。而してこの本山なるものも單に日蓮宗としての本山ではなく、世界を統一した法華宗の總本山を意味するものである。

一念三千論とは日蓮宗の眞髓を意味するもので、我々の一息の念慮の中にも三千世界が含まれて居ると云ふ意味で、吾々の日常行ふ微細な現象の中にも宇宙の理法が含まれて居ると云ふもので、諸法實相を説明したものである。

斯くの如く日蓮宗は妙法蓮華經の題目を唱へる事に依つて即身成佛し、娑婆を寂光淨土とし法華經を最高の經典とすることは天台宗の人たることを示し、立正安國を説くところは法國一如の實現的、政治的佛教と云ふべく、祈禱、禁厭をも盛んに行つた事と共に舊佛教精神の復活である。又唱題に依る即身成佛を説くのは念佛の易行をとつたものと見ることが出來、自ら街頭に立つて熱狂的な宣傳に努めた活氣と、法華經に依り全世界を統一しようとした意氣に於ては新興宗教の特長で、日蓮の面目躍如たるものがある。日蓮の信仰の強烈であつたことを證するものとして次の如き文章の中に十分これを窺ふことが出来るであらう。

詮するところは天も捨てたまへ、諸難にも遭へ、身命を期とせん。身子が六十劫の菩薩の行を退せしは乞眼の娑羅門の責をたへざるゆえ、久遠大通のものゝ三五の塵を經る。惡智識にあふゆえなり。善につけ惡につけ法華經をけつるは地獄の業なるべし。本願立てん。日本國の位をゆづらん。法華經を捨て觀經等について後生を期せよ。

父母の首を刎ねん、念佛申さばなんどの種々の大難出來ずとも、智者に吾が義破られずば用ひじとなり。其外の大難、風の前の塵なるべし。我れ日本の柱とならん。我れ日本の眼目とならん。我れ日本の大船とならん。等誓ひし願やぶるべからず。

この一文を見れば日蓮の意氣の壯なることが如實に知られ、而して其の經綸の絶大であつたことは我れ日本の柱とならん云々の言葉に依つても知られる。日蓮は斯くの如く、常に國家的親念の下に法華經を布教したものであつて、他宗の迫害を受け乍ら屈するところなく、大衆の教化に努めた點は大いに偉とするに足るところである。

六、新興佛教の特色

以上述べ來つたところの新佛教を通觀して感するところは其の教義が甚だしく民衆化したことである。これは佛教本來の性質に立歸つたものであつて、佛教は一部の人達に限られず、萬人萬物に對して攝取不捨なが釋尊の本願であつたので、本來の性質は民衆的なるものであつたのであるが我國に移入され、特に平安朝の如き時代を通るに當つてこの本來の性質が失はれ貴族偏重に傾いて居たもので、幾多の經卷を積み、複雑な作法に依り、又多くの時間と財寶とを費してはじめて往生淨土の善根を積み得ると爲すが如きは到底

萬人の爲し得るところではない。故に山間の樵夫にも、又海邊の海人にも普ねく成佛の機縁を與へ様とするにはどうしても易行道でなければならぬ。この點に自覺して大いに佛教の普遍化を計つたものがこの時代の新興宗教の最も特色とするところであつて、或は彌陀の本願を信じ、六字の名題を唱ふれば極樂往生が出来ると云ひ、或は南無妙法蓮華經の唱題に依つて即身成佛が出来ると説き、妻帶肉食を行ひながらも尙且つ彌陀の救助を受けることが出来ると云ふ如く極めて平易な教であつて凡ての人を信仰に導き、救濟しやうとした事が新佛教に通する特色であつて男女貴賤の別なく法雨に潤ふことが出来たのである。次に特色とするところは、信仰本位に依るものであつて決して學問に拘はらなかつた點である。舊佛教に在つては徒らに形式に泥み、學問に拘はり過ぎて、佛教は才學を衒ふ人達の教養の一つとなつて仕舞つたので、遂には有閑階級の生活を飾るところの遊戲の一部の如き傾向をさへ示すに至つたのであるが、この時代になるに及びて佛教の本質たる信仰に依る人心の救濟に復歸したのである。故に奈良朝から平安朝にかけて盛んに發達した寺院の建立等も鎌倉時代に及びては莊嚴、莊麗と云ふが如き外形上の事が重んぜられなくなり、専ら教化の爲め用を充たす程度の實用本位となつたのも是等新宗派の面目を物語るものと云ふべきである。

更に又其の布教に至つては從來の半ば遊戲的なものと大いに面目を異にし、献身的努力を惜しまなかつたのであつて、法然が配所をも唯一の念佛導の道場とした如き、又親鸞が北陸の雪に垣れながら赦免に遭つた後も京都に歸ることを欲せずしてひたすら民衆の教化に努めたる如き、日蓮が身を以て逃れる如き迫害を度々受け數度の流配にも屈せず身を風前の燈に置いた龍ノ口法難にも自若として所信を曲げず、益々志を堅く持して全國を遊行してひたすら妙法の普及に努めたる如き眞に涙ぐましい限りである。而して單に説法をして布教の全部とせず、専ら民衆を對象とした文章に依つて教化に努めたのであつて、親鸞は「心あらん人の

そしりをも顧みず」と云つて敢て平易な文章と假名文字を使用して無學な武士や、庶民の教化に力を致したのであつた。故に佛教に依る文化の開發は著しいもので、鎌倉時代の文化は新興佛教に依つて開發せられたと云つても過言ではなく、當時教育機關が衰微し、組織立つた教育が行はれなかつたにも拘はらず、文化が著しく普遍化し國民の實質を高め得たことは全く是等新興佛教に負ふところである。

又當時の新興佛教は其の弘通に於ても甚だしく前代と趣を異にするところであつて、淨土宗は他宗に先立つて京都に興つた關係上畿内にも相當行はれたのであつたが、鎌倉の發展と共に漸次東國にも及び、更に關東を中心として奥羽地方にも行はれたもので、從來全く佛教の布教が行はれなかつた偏境に佛陀の光明を輝かせたのであつた。真宗に於ても専ら關東から北國にかけて庶民の教化に資し、禪宗は鎌倉を中心に武士階級の布教に努め、又九州に於ても博多を中心として一圓に教義を弘め、日蓮宗は専ら關東を中心として宇内に呼びかけたものであつて斯くの如く新興佛教は殆んど全國的に布教を行つて居り、畿内よりも地方に重きを置いて教化を行つた關係上、邊土の開發は著しく行はれ、從來全く無學であつた地方の庶民階級や武士階級の文化的の質は遽かに高められて來たのであつて、今まで全く無視されて居た邊土の武士や庶民が中央に五して文化的活動に關與してゆく様になつたのである。

鎌倉時代の新興佛教が特に武士階級や庶民階級に浸潤して行つた事は既に時代の趨勢が一部の特權階級をはなれて大衆に働きかけて居たことを物語るものであつて、この時代の社會の中心を爲したもののは武士階級であり、庶民階級は武士階級を助けて武士階級と共に主勢力を形成したのであつて、斯かる素年を造つたのは實に新興佛教の教化に負ふものであると云つても過言ではなく、これ等の新宗教は眞に社會改革の素因を爲したもので我が文化史上特筆に價すべきである。

第六節 學問の新傾向

一、漢學の衰微

鎌倉時代は諸般に亘り一新面目劃した如く、學問の傾向も大いに趣を異にするに至つた。この時代で最も特色のある點は平安期の主情主義の文學が廢れ、軍記物や、教訓物が擡頭した點であつて、特に哀れを留めたものは漢學であつた。平安期までは不振を傳へられながらも尙且つ漢學は學問の正統と考へられて、公家をはじめ貴族階級に依つて行はれる學問と云へば主として漢學を指して居るのであつたが、この時代に入りに及びて、唯その命脈を保つて居るに過ぎず、漢學に親しむ者は極めて少數の公家とか、禪僧等の如き限られた少數の人々であつた斯くの如く漢學が不振に陥つた原因は、武士の勃興と共に著しく下層階級が擡頭して來て、公家、貴族等の勢力が没落した結果、平安盛時の如く、貴族階級に學問の事が行はれなくなつたのと、平安期の如く、形式を尊重する事が廢れて、専ら實生活を基礎とした實質的な風潮が各階級を支配した爲めに自然漢學が行はれなくなつたもので、又一面に於ては平安期に於て女子の間に最も尙ばれた國文學が、この時代に入るに及びて漸く實用化され、單に女子の學問として行はれるのみでなく、社會共通の學問として尙ばれる様になつた事にも歸因するものである。この當時最も平易な學問が尙ばれて居たことを實證するものに親鸞や日蓮が其の教義を説くに當つて假名文字を使用した平易な文章に依つて民衆の教化を行つた如き、學問が形式を輕んじて實用を尙んだことを實證するものである。

漢學が斯くの如く不振に陥つたので、この事を以て直ちに學問の不振を見る傾きもあり、この時代を以て

學問の全く地に墜ちた時代であるとなす人もあるが、これは早計であつて、形式には目立たなくなつたが、實質的には深く根柢を下したものであつた。

二、軍記物の流行

鎌倉時代は前にも述べた如く平安期時代の優美典雅な時代を去り、雄渾な氣力に満ちた活動的な實際的な而して男性的な特質を示したものであつて、文學も自然雄渾な男性的なものが喜ばれるに至つた。又保元、平治、源平二氏の抗争等の戰亂の後を受けた丈に自然人間の氣持が軍記物に傾いたのもその流行を助ける原因であつた。

軍記物は平安期時代の主情主義の文學から見ると内容が全く一新し、前者はその題材とするところは主として貴族生活に於ける戀愛や、宮中公家の行事であつたに反して軍記物は戰争に題材を取つたものであつて、其の範囲も極めて廣く、表現法も平安期のものが主として假名文字のみを用ひて居たのに反し、軍記物は和漢混用の一般用語を主したので、愛好される範囲も擴大され、前者が貴族社會の興味を呼び起す爲にのみ愛好されたのに反して、後者は武士階級は勿論、庶民階級にも愛好せられ、特に流暢な新形式の文章は所謂語り物として琵琶法師等に依つて語られ、これに依つて一般民衆の間にまで普及され、一二の階級に限られた文學でなく、廣く各階級に用ひられた所謂國民文學となつたのである。

軍記物の代表作とも云はれるものは、保元物語、平治物語、平家物語、源平盛衰記等であつて、保元物語は三卷より成り、著者は葉室時長と傳へられて居るが眞偽の程が詳かでない。又平治物語は主として平治の戰亂に取題したものであつて、保元物語と同様三巻、著者も同一人とされて居り、其の文章は最も雄勁にし

1

て而も簡素であり、保元物語中の白河殿夜討の條、又平治物語の待賢門の戦の如き戦況を目のあたりに髣髴たらしむるものがある。これは其の勝れた點であるが、小説として見る場合潤色に乏しく變化の少ない事は缺點とするところで、これは題材の關係上止むを得ぬことである。次に平家物語及び源平盛衰記は文辭瑰麗であつて絢爛を極め、就中平家物語の清盛の榮華と、その報として平氏一族の果敢ない滅亡を哀れにも優しい風流韻事を交へて書き流してある邊り、全く軍記物の白眉と云はるゝところである。

これ等軍記物を通讀して感することは、何れも佛教の無情親か深く織り込まれてある點で、例へば『祇園精舎の鐘の聲、諸行無情の響あり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす驕れる者久しからず、只春の夜の夢の如し、猛き人も遂には亡びぬ、偏に風の前の塵に同じ云々等』と無情を述べてある點で、單にこの一節のみに止まらず、全篇をして佛說六道の現れと説いて居るのは、この時代の社會を表はすものとして興味あるものである。

三、説話物の壇頭

上述の如くこの如くこの時代獨特の文學たる軍記物が流行した一面尙依然として前代を繼承する物語類の表はれて居ることは注目に値するところであつて、鳴門中納言物語、岩清水物語、住吉物語等が表はれて居る。これ獨軍記物が武士や庶民階級に行はれたのに反し一部の公家や貴族階級に依つて前代の源氏物語を模倣して作られたものであつて、軍記物が壓倒的流行を見て居た際に當つて、貧弱ながらも前代を追憶するこの種の物語類の現はれた事は、あたかも武家に壓倒せられながらも、公家が細々と其の勢力を保有したのと同様の傾向と見ることが出来る。

次に軍記物とは大いに趣を異にするも同じく鎌倉時代の時代相をよく表したものに説話物がある。説話物は色々興味ある説話の末に一種の訓戒を付け加へてあり、これ等の文學作品の表はれた事はこの時代が著しく實際的なつた事を物語るものであつて、何れも鎌倉時代の特色に富んで居る。次に其の主なるものを舉ぐれば、

宇治拾遺物語 宇治大納言の書いた今昔物語の遺を拾ふと云ふ意味で宇治拾遺と云ふのであるが、今昔物語の補遺と見難いところが多く、成書や街談口碑等を廣く集めたものであつて、其の形式は今昔物語と同一である。著者に就ても色々の説あるも確かなところは明らかでない。

古事談 上古より平安期中期に至る間の傳説を集めたものであつて、王道・后宮臣節・僧行その他の諸項目に分たれて居る。著者不明。

古今著聞集 宇治拾遺物語に倣ひ、古今の雜事、逸話等を書いたものであつて、建長六年橘成季に依つて著されたものである。

十訓抄 種々の教訓を十の項目に分けて述べたものであつて、其の序文に依り建長四年に出來たものであることは分るが著者は不明である。

寶物集 平康頼が、治承二年鎮西の配所から京都に歸つてからの見聞を集録した隨筆様のもので、其の内

容は寶物に因んで佛教の教義や傳説を書いたものである。

沙石集 無住國師が狂言綺語の戲を縁として、佛乘の妙なる道に入れ、世間淺近の戯しき事を譬として勝

義の深き理を知らしめ度いとて佛教に關する雜話を集めて、信者の訓説に資したものである。

發心集 作者は鴨長明であつて、その内容とするところは、長明が發心後の見聞に依る隨筆で、賢を見て

は及び難くとも希ふ縁とし、愚を見ては自ら改めるかたちに度いと云ふ作者の目的から出来たものである。

これ等の他に紀行文として土佐日記の流を汲んだ海道日記、東關紀行、十六夜日記等があるが何れも前代の繼承があるので詳述しないことにする、唯僅かに時代的傾向を表はした點は何れにも佛教思想が多分に盛られ居り、道徳的訓誡が幾分目立つて居る位の事で、他は擧げて言ふべき程のものでない。

四、歌道の推移

鎌倉時代の和歌は一二の異例を除いては特に見るべきものはないが、唯其の範囲を著しく擴大した事は特筆に値するものである。はじめ賴朝が開府に當り、先づ武士を戒めて専ら情操を養ふことに心掛けさせたのであつた。從つて平安朝に於ては和歌は全く京都を中心として畿内に住む公家、貴族の嗜むべきものであるとされ、其の實質には相當に見るべきものがあつたが行はれる範囲は極めて狭少であつた。故に和歌に依る學問の向上も効果は甚だ乏しかつたのであるが、鎌倉時代に到つて武士が大いに和歌を嗜む様になつてから量に於ては全く面目を一新し、東國武士の間にも盛んに和歌の練習が行はれ、從つてこれに依る學問の普及は著しいものであつた。故にこの時代の和歌は和歌其のものゝ評價よりも、和歌が媒介して學問を武士階級に擴めたことを探るべきである。

併し乍ら初期に於ては實朝、定家の如き勝れた歌人も現はれ、相當見るべきものがあつたが定家以後に於ては歌道の宗家争の爲め兎角の論争のみ行はれて、歌風には何等見るべきものが無い。

この時代の代表的歌人は何と云つても實朝で、その歌風の質實剛健にして、着想の天才的である點に於て

斷然他を壁して居る。實朝の外に九條良經、藤原定家等があり、御歴代に於ては後鳥羽上皇をはじめ奉り、土御門、順徳等の諸帝を擧げることが出来る。

五、歌集の編纂

上述の如く和歌はその實質を低下したが、歌集は幾多編纂され世に出たのであつた、これは和歌が平安朝の如く公家貴族等の狹少な範囲に限られずして、武士階級にも廣く行はれた事に依るものであつて、其の代表的歌集は新古今集である。

新古今集は建仁元年後鳥羽上皇の院宣に依つて和歌所寄人等が撰上したものであつて、元久二年に完成した。全二十卷とし、收むるところの歌は千九百首に及び、撰集に當つては『むかし今時と分たす、高きいやしき人をきらはす』『ひろく求め、あまねく集め』と書いてある如く、この意圖に依つて撰せられたものであつて、撰集の形式はその名に示す如く古今集に倣つたものである。而してその歌風は千載集を受けてこれを大成したものであつて、格別の進歩發展は見受けられないが、各作者を通じて著しく佛教思想の影響が見えるのはこの集の特色とするところである。

新勅撰集は藤原定家が單獨に撰集したものであつて、完成したのは後堀河天皇の貞永元年で定家が七十一歳の時であつた。この集の特色とするところは、撰者が一人である丈に貫した標準の下に撰集されてゐるので全巻を通じての色彩が極めて鮮明であつて、新古今集の如き華やかな歌風のものが少なく、平淡な格調のものが多いのは撰者が年齢の爲め好むところも自づと枯淡的に傾いて居る結果と見ることが出来る。

定家以後も續拾遺集、新後撰集、玉葉集、續千載集、續後拾遺集等の諸歌集があるが、これ等は何れも平

凡なもので、特に詳述を要しないところである。

第七節 家學及び其他の教育

一、家學の衰微

平安朝中期に最も榮へた家學は後期となるに及びて既に衰微の傾向を示して來たのであつたが鎌倉時代に入るに當つて一層その傾向を増した。既に前章に於て述べた如く大江氏をはじめとして多くの家學を掌る人々は京都に在つては到底重代の學問を守つてゆく事出來ざるを知り鎌倉に下向したのであつたが、鎌倉に於ても振はず、唯僅かに其の學問の系統を傳へる程度に過ぎず、昔時盛大を極めた紀傳道、明經道の如きは衰れにも單にその命脈を保持する程度のものであつて、子弟を集め教育を行ふ如きことは不可能の状態であった。

二、有式學

有式學は家學中最も行はれたものであつたが、これは學問の性質上、殿上の公卿顯紳、又は太政官外記の家に於てのみ必要な學問であり、従つて昔時家學が盛大を極めた當時も他の學問の如く華々しき進出は見なかつた丈に、他が一朝衰亡に瀕すると謂も、依然是等特權階級に依つて研究せられたところであつて、有式學が相當にこれ等の階級に重んぜられたと云ふ事を窺ふに足るものとして、この當時公卿貴顯に依つて書かれた、日記物及び隨筆等が殆んど朝儀を以て満たされて居ることを以て見れば分る。

この當時まで有式學が重んぜられて居たことは、一面朝廷の儀式が盛んに行はれて居た事を物語るものであつて、朝廷の甚だしく衰微した室町時代に至つては有式學も衰微の極に達したのであつた。

三、法 律 學

法律學は家學の明經道であつて前代を繼承するは中原、坂上兩家であつた。平安朝末に於て京都に於ける律令の事が衰へ、間もなく鎌倉に政治の中心勢力が移るや、當然鎌倉に於て諸種の法律學の必要あるを思ひ、いち早く京都を捨て、鎌倉に下向した中原親能は、彼の想像の如く、頼朝に重んぜられて公事奉公に任せられ、新しく律令を定むると共に兼ねて辭訴の事を司り、大いに劃策するところがあつた。併し父子相傳の家學に至つては子弟を集めて教育する程の盛大は遂に見られなかつた。降つて北條泰時の時代に至り貞永式目が撰せられるに當つて法律學の宗家たる中原師員は大いにその學識を發揮したのであつたが、同じく式目の撰上に三善康俊等が參與して居るところから見ると、宗家以外にも法律に精通して居たものゝ有つた事が分る。

四、紀 傳 道

家學の中最も哀れを留めたものは即ちこの紀傳道である。平安朝初期から中期にかけて、紀傳道の宗家として大いに羽振りを利かし、紀傳道に非れば學問と云ひ難しとまでの盛況を誇つて居た宗家菅原、大江二氏は鎌倉時代となつて、遂に宗家の株を奪はれる如き慘憺たる有様を呈するに至つた。

鎌倉時代は前述の如く新興佛教が簇出した時代であつて、一般に新宗教に依る崇佛の觀念が行はれ、僧侶

の中にも新宗の宗祖となつた者の外に幾多傑出せるものがあり、教義を解く傍ら經學の眞髓に通曉せるのみならず、巧みに文筆を採つて稗官、小説、鄉談、俚語等を、民衆本意に書き著はして、教化の資に充てる如き有様となつたので、經學や漢文學は殆んど僧侶の専門に歸したのみならず、父祖より相繼いで紀傳道の宗家として學問に重きを爲して居た大江家や菅原家は遂にその家業をも僧侶に奪取される如き悲運に陥つたのであつた。斯く觀すれば如何にも兩家に人材が缺乏した如く思はれるが、實は然らず、大江家には有名な大江廣元があり、菅原家には爲長があり、前者は専ら達眼活識の聞え高く、後者は強記偉才を傳へられたのであつた。廣元は鎌倉に下つて政治上には大いに奔走するところがあつたが、家學を守り教育上の事に力を致することは不可能の状態であつた。又菅原爲長は父祖傳來の家業が新興の佛僧に依つて奪はれ相になつたのであつて、當時僧侶中最も學識の高かつた者は、異朝の僧侶としては道隆、一寧、佛光等で、榮西、道元、日蓮、親鸞、辨圓、明惠、叡尊等の諸僧であつた。而してこれ等の僧侶にも隨唐時代の舊風を傳ゆるものと、宋元の新風を傳ゆるものとの二派があつた。新風を傳ゆるものは主として禪宗であつて、鎌倉を中心にして武士階級に行はれ、他は京都に於て行はれた。隨唐の學風は既に述べたところであるので、次に宋元の新風に就き述べることにする。

五、新學派の由來

新學派を説くに當つて一言宋の學問に言及する必要がある。元來宋は大いに文學を尊んだのであつて、宋

が文學を尊んだところの理由は、唐時代の末にあつては藩鎮が甚だ重く、臣が強く、上が弱いと云ふ有様であつて、この弊風の爲めに唐は滅亡したと云つても過言ではないのであつた。故にこの弊風に懲りた宋は武官より文官の方を重く用ゆると云ふ如き方針を示した。これが宋に文學の盛大となつた原因であつて、太祖は國子監の學舎を増修して、先哲十聖を像し、又七十二賢及び先儒二十二人の像をも其の學舎の東西廊壁に書き、以て先哲の德風を偲ばせると共に、太祖自身も亦國子監に度々行幸して學問を督勵し、自ら進士の試験を行ふと云ふ如き熱心さであつた。帝國視試と云ふ定式の出來たのは實にこれに起因するものであつて、太祖は斯くの如く文學を獎勵したので宋に於ける學問は大いに興隆を見るに至つた。教育の制度は特に新しく設けたものはなかつたが何れも唐の制度を繼承し、貢舉の法の如きも制度はそのまま踏襲したのであつたが、唐に於ては五ヶ年毎に行つて居たものを隔年に行ふことにした。これに依つて見ても宋が教育に重きを置いた事が窺はれるが、宋の時代に於て最も盛大を極めたものは程朱の學で、この程朱の學が我が鎌倉時代に傳へられたものであつた。

當時は宋との交通も極めて少なく、使節を派遣する事も菅原道真が遣唐使の廢止を献言してから正式の交通は行はれて居なかつたにも拘はらず、如何にしてこれ等の學問が我國に傳へられたかと云ふに、僧侶が經典の研究の爲めひそかに彼地に渡つて居たものであつて、鎌倉時代となつて一層その事が頻繁に行はれ、多くの僧侶が彼地に赴くと同時に彼地からも亦歸化する僧侶等があつたので、これ等に依つて文物の移入が行はれて居たものである。

宋學の由來に就ては從來幾多の説があるが、其等の中で最も有名なのは『元亨釋書』の著者として知られる僧玄慧である。玄慧以前にも宋に渡つた僧侶は相當な數に上り、専ら彼地の文化を齋したのであるが、大

化、又は大寶の時代の如くこれ等の文化が直接影響を與へず、教育制度の如きも是等の爲めに少しの影響を受けて居ないのは注意を要する點で、その原因はこの時代が亂世であつた爲に、諸般の制度や法律を定むる暇がなかつたのと、今一つの大なる原因是僧侶の目的なるものが經典佛書の研究であつて、これ等を専攻の傍ら文物を移入したので、これに對する纏めた研究が足りなかつたことにも依るものである。

六、書道

この時代に於ける書の教育は相當見るべきものがあつた。而し乍ら書を専門的に研究するものは極めて狭い範囲であつた。普通行はれるものに藤原行成の世尊寺流があり、又青蓮院流も尙ばれたものであつた。青蓮院流は伏見天皇の皇子尊圓親王が勝れた書家で在まし、京都粟田口の青蓮院に居られたので其の名が出たものである。この書風は鎌倉時代にも大いに行はれたが、徳川時代に及びて全く書道を風靡するの概を示したものである。又この時代の書道を論するに當つて最も興味深きことは皇室に於かせられて、御堪能な者の出たことである。即ち持明院の伏見天皇は上代様の假名文字に勝れさせ給ひ、後世伏院流として天皇の書風を學ぶ者が出る程であつたが、その皇子尊圓親王も前述の如く一流の祖をなし、又後宇多天皇も禪僧に依つて傳へられたところの宋風の書をよくせられ、書道に於ても舊くから行はれて居たものと、宋風の新傾向のものとが對立する如き情態を示したのであつた。

七、繪畫・彫刻

鎌倉時代の繪畫は繪卷物、肖像畫が全盛を極め、前代以來の土佐派と春日派に屬するもので肖像畫の名手。

としては藤原信實がある。この時代の繪畫の特長はその取材に戦争物語が大部分を占めて居た點で、戦争物でなければ神社佛閣の縁起、高僧の傳記等のものが尙ばれたのであつて、これ等にも時代の趨勢が察しられる。

次に彫刻も亦繪畫と同じく、著しく時代の風潮とその軌を一にして活動的なものが尙ばれるに至つた。故に平靜柔和な佛菩薩よりも忿怒部、天部、人物が得意とせられこれ等の作品中には寫實的で雄渾な特色のあるものが多い。佛像の彫刻にかけては前後其の比を見ない程の神技を有じた名匠運慶もこの時代の人であつて、其他湛慶、快慶等は勝れた彫刻家であつた。

これ等は専門中の専門に屬する教育で、教育として擧げるには幾分不自然な位であるが、時代の傾向を知る爲には最も必要なものであつて、上述のものに依つてこの時代を觀察するに、從來の美術が佛教に全く影響を受け、佛教が形式的、貴族的であつたのに幸されて發達して來たものであつたが、鎌倉時代の佛教は信仰本位、平民主義であつたので、從來の佛教美術が持つ型では迎へられなくなり、此處に佛教の影響を脱した、美術本來の性質に立歸り、最も觀賞に重きを置かるゝに至つたものであつて百般に亘つて更新した時代相を如實に反映して居る。

第八節 家庭生活と教育

一、生活の情況

鎌倉時代の家庭に於ける生活の情況は殆んど現今と大差はなかつたものゝ如くである。平安朝時代までは

一夫一妻主義が行はれて居るとは云つたものゝ、まだ多妻の風習が行はれて居るものもあつたが、鎌倉時代に入るに及びてこの風習は全く行はれなかつたと云つても差支ない故に男女の結婚は、男の家に女を迎へる事が行はれる様になつた。婚姻に當つて女性が男性の家に来る様になつた事は、一家の生活の中権が、從来女性に依つて行はれて居たものが、男性に依つて掌られる様になつた結果であると見ることが出来る。これはこの時代に至つて文化が發達し生活様式も複雑になり、爲に古代の如く單純に然も享樂的生活が營まれなくなつて、男性を中心として相當に活動するに非れば一家の生活は保證されない様になつた爲め、自づと女性中心の家庭生活が男性に置き變へられたものであつて經濟的要素を多分に伴ふものである。

二、家庭に於ける男性の位置

上述の如くして男性は女性と代り一家の中権を成すに到つたが、これは武士階級に於て殊更その傾向が著しかつた。それは武士の生活を保證するものは主君に依り賜はる恩賞又は扶持であつた爲武士として勝れた才能があり、主君の爲多く働きば恩賞や扶持を加増されるので、一家の生活も自然富裕になる。故に男子が戦場に出で弓矢の手柄を立てる事に依つて其の家族の生活は安樂になつて来る。であるから男子を以て一家の中権となす傾向が自づと強くなつて來るものであつて、家庭生活が最も強固になつたのは鎌倉時代の武士階級からであつた。

祖先を尙ぶ風も亦この時代から一層強烈になつたものであつて、これも武士階級に依つて一層深められたと云つて差支ない。武士階級に依つて深められた理由は禪の教育にも負ふところが多いが、最も直接な理由は、武士が戦場の功勞に依つて賜はる扶持や、莊園は一時的のものでなく、特別の理由が無い限り代々世襲的な家の意味も亦これ等から發造したものである。

三、子供の教育

されて居たので、子孫は勤功のあつた祖先の恩澤に依つて生活を安樂にすることが出來たので、自然祖を偲び、感謝の念を持つ様にをり、これが祖先尊敬の風習となつたのである。

この時代の思想は何れも學問に依る所産ではなくして、體験に依る感得であつたので、思想感情が概念的でなく、温い血の通つた實感的なものであつた。これは鎌倉時代の特長とするところで、日本に於ける近世的な家の意味も亦これ等から發造したものである。

出産に當り飴を轉ばす風習がこの時代から上流家庭にも行はるゝに至つた。飴を轉ばす風習は古くから行はれて居たものであつたらしいが、これは貧しい者の間に行はれた風習であつて上流家庭に於ては行はなかつた様である。それがこの時代から行はれる様になり、男子の場合は南へ轉ばし、女子の場合は北に落した。飴はあらかじめ産屋の棟に上げておき、分娩の時胞衣が滯るとこれを棟から落したのである。

出産後三日の祝に文章博士を招いて孝經を讀ませたことは平安朝の風習と同一で、其の後の祝は前代同様の形式でこれを行つた。而して生後半歳に達すると喰初の式を行ひ、三歳に達すると魚始祝を、六七歳の頃に讀書始、手習始の式を行ふのを通例として居た。讀書始に當つては孝經を讀む事が一般に行はれ、前代の如く、その題字から始めるのを常とした。手習始も前代の如く『いろは』から始めたのであつた。而してこれら等は貴族階級に於ける風習であつて、武士階級に在つては幾分異つた形式に依り行はれて居た。吾妻鑑卷十八に、

建仁三年十月九日、今日將軍家政所始也。云々。其後始めて甲冑を着し、又馬に乗り給ふ。遠州（北條時

政)之を扶持し奉らる。小山左衛門尉朝政、足立左衛門尉達元等甲冑、母盧等を着せ奉る。次第故實は執權悉く之を授け奉る。

これは將軍源實朝の乗馬始、甲冑始の式であつて、十二歳の時であつた。併し一般はこれよりも早く、七歳位の時甲冑始、乘馬始等の儀式を行つて居たもので、この年齢から以後は貴族の子弟が讀書習字を習ふのと同様百般の武術に關する習練を行つたものである。

元服の式も亦六七歳の頃から十五歳迄位の間に行はれて居た。武士階級では特にこの儀式を重大視し、加冠の人は最も勝れた人に依頼する事にして居り、一族中最年長の者か、外戚、同門中で最も賢名あり、禮儀正しい人に依頼した。又時としては主君がその將卒に加冠する如き事も行はれて居た。加冠の人を鳥帽子親と呼び、元服する子を鳥帽子子と云ひ、鳥帽子子は鳥帽子親に對して終生親としての禮を用ひるを普通とした。

この時代の子供は平安以前と反対に母親よりも父親を尊敬する風習があつた。それは前述の如き男性中心の家庭組織が行はれたことに起因するものであつて、子供の教育の如きも前代の如く母親が主としてこれに携はり父親はあまり關與しないと云ふ如き風習が無くなり、父母同等に關與した。これは一般貴族階級の例であつて武士階級に於てはむしろ父の方が子供の教育に對して深い關心を寄せて居た様である。

四、體育

この時代から體育を最も重んずる傾向が見えはじめた。併し實用本位の體育であつて、武家は殊の外體育には重きを置いた。それは武人が戰場に臨んでの活動は専ら體力に俟たねばならぬので必然の要求から獎勵

せられたものであつた。

公家に於ける體育は若菜摘、川狩、葦狩、野遊、紅葉狩、蹴鞠等が最も行はれて居たもので體育と云ふにはあまりに消極的なものであるが、平安時代から柔弱に墮したこれ等の階級としては斯くの如き運動が適當なものであつたらしい。併し蹴鞠はこの時代非常に盛んであつた事を以て察するに、武家の體育獎勵の影響を受けて、これ等の階級も自然體育を重んずる様になつたことが分る。併し乍ら此の時代の運動方法としての觀念には何等の自覺はなかつたものゝ如くである。

武家の體育は専ら武術の習練を主とするものであつて、流鏑馬、笠懸、犬追物、大的、草鹿、圓物等の射術をはじめとして、相撲、水練、馬術等に力を傾けて居た。これ等は武士が戰場に於て敵と渡り合ふに必要な技術であつて、自己の身命をかけての技術である丈にその習練に付ては最も力を傾注したところで、鎌倉時代から室町時代にかけての武士は智育よりもはるかに體育の方を重んじたものであつた。

武人が斯くの如く體育に重きを置きながらもこの時代の人々は割合早世して居ることは面白い現象で、これは時代が兵馬倥偬の際とて衛生の方面にまで注意の行届かなかつた結果であらう。廢病の流行等この時代に基だしかつた等の事實よりして、衛生思想の發達して居なかつたことは察するに難くない。

五、特殊教育

これ等の外に家庭に於て最も重んぜられたものに和歌の教育がある。和歌はこの時代はあまり振はなかつたのであるが、家庭教育として其の範圍を擴大したことは前古にその比を見ざるところであつて、貴族階級に於ては主として智育の方便として、又社交上の一要素として重んぜられたものであつて、是等の家庭に於

て屢々歌合を催し、互にその優劣を争つた事實よりしても、和歌の盛んに行はれて居たことを證明することが出来る。後鳥羽天皇が御譲位の後和歌所を禁中や水瀬殿に置かせ給ふて専ら獎勵し給ふた如き、又順徳天皇が八雲抄と云ふ歌論を著はし給ふた如き何れも其の消息を知るものである。

和歌に續いて和文も尚ばれ、源氏談叢と稱して講釋をすることが家庭に於て屢々行はれて居た。又和歌を重んじた結果として、習字の事も家庭教育に重要な位置を占め、公家、貴族の家庭教育として智育に關するものは以上に盡きて居ると云ふも差支なき程である。

鎌倉武士が情操教育の方便として和歌を重んじた事は前述の如くであるが、和歌の教育は公家、貴族と同様主として家庭に於て行はれたものである。又和歌の外に家庭教育として経學をも重んじた。経學は和歌とは反対の意味に於て、即ち武士が感情方面にのみ墮して軟弱に流るゝことを防ぐ方法として、強堅にして趣味にも富める經學に依つたものである。經學を重んじた事實として、實朝が讀書始の時孝經を讀んだ如き、又平政子が貞親政要を和解せしめた如き、北條貞時が群書治要を愛讀した如き皆その適例であつて、情意の教育を最も家庭に於て尙んだ鎌倉武士にして始めて日本道徳の精華とも云ふべき武士道の精髓を形成することが出来たのであつて、これ等各種の家庭教育を通して見る時當時の武士の氣風が如實に偲ばれ、奥床しき限りである。

第九節 女子教育

一、女性の社會的位置

上古の社會に於ける女性の位置は男子よりはるかに勝れて居るものであつた。それが段々文化が進んで來

て生活様式等が複雑になるにつれて、女性の位置は降り、男性の位置が反対に昇つて来て奈良朝時代から平安中期頃までの女性は、殆んど男子と同様の位置であつた。それが鎌倉時代に至つては女性は男性より軽く見られる様になつた。これは家庭生活と教育の項に述べたことであるが、併し乍ら江戸時代の様に女性を卑むと云ふ如き傾向は見られなかつた。

平安朝時代に於ては女性は政治上にも、又學問の方面に於ても相當活動して居り、女流作家の輩出等後代に範を示すべきものがあつたが、鎌倉時代の女性はあまり目覺しい活躍をして居ない様である。それは女性の社會的位置が降下したことにも依るであらうが、この時代が女性の活躍をあまり必要としない社會相であつたことも大なる原因がある。併しながら北條政子の如く政治上に活躍した人もあるので女性の活躍が全然なかつたと云ふ事は出來ない。

二、女子の教育機關

鎌倉時代の女子教育は如何にして行はれて居たかと云ふに、この時代は學校教育の著しく衰微した時代であるので、男子に於ても學校教育を受けることは不能の狀態にあつた、増して女子に於ては學校、又は塾等に於ける教育は全く行はれなかつた様である。故に女子教育は總て家庭に於て行はれたものであつて、公家に於ては主として師匠を取つて、各自家庭で専門の教育を受けたが、武士階級や庶民階級に至つては秩序立つた教育を受ける如きことはしなかつた様である。

三、和歌の教育

當時貴族階級に於ても又武士階級に於ても女子教育中最も重んじて居たものは前代同様和歌の教育であつ

た。故に女流歌人として相當勝れた人が現れて居り、藤原定家の妹に當る仲野禪尼（一名越部禪尼）の如き、又藤原爲家の妻であつた阿佛尼等の如きがそれで、この外にも和歌や和文に秀でた者が多かつたが平安時代の如く後世に名聲を馳せた作家は出て居ない。

公家の女子は相當の年齢に達すると母又は當時の歌人として有名な人々から和歌の詠出法を習ひ、同時に和文の読み方、文字の書方等をも併せ習つた。これは平安朝時代から公家貴族等の階級の習慣となつて居たもので習ひ始の年齢に就ては明確な文献が見當らないが、男子と同様六七歳の頃からであつたらしい。

武家に於ける女子も上流の武家に在つては公家と同様に女子教育を行つた様であるが、一般に智育の方面に於ては公家の女子程重んじられなかつた如くである。而して武士階級の女子教育中最も重んじられたものは實踐の教育であつた。

四、實踐教育

この時代の女性は何處までも恭謙にして、物事に對して慎み深く、感情をすぐ外形に表はすこと戒め、日常茶飯の言語動作も低聲にして、柔軟なる態度を最も尚んだ。而して貞操を重んずる事が尚ばれ、女は妄りに人と手紙の遣り取りをする様なことのない様に戒められ、『めのとのさうし』にも女は一人の夫に見ゆるべからずと厳格に戒められて居る。

この當時の女子教育を窺ふに最も好適なものとして『乳母のふみ』又は『めのとのさうし』等があり、これ等には女子の心得とすべきことが詳細に書かれてある。次に『乳母のふみ』を引用して置く、「乳母のふみ」は阿佛尼の著はすところで、阿佛尼は前にも述べた如く藤原爲家の妻であつて、順徳天皇の皇后安嘉門

院に仕へた人である。有名な紀内侍は阿佛尼の娘である。『乳母のふみ』なる訓戒の書は娘紀内侍に與ゆる爲めに書かれたものであらう。

らうたくしき人の、そのかたちの、うきよにならびなく候とも、心さだまらずなど候へば、いたづらごとよと、おんこゝろをそへて、いかにあらまほしくおぼしめす御ことありとも、おのづから人も漏り聞きて、もときそしりぬべからんことは、御心にこゝろをかたらひて、おぼしめしわすれ候へ、こゝろのまゝなるが、返々あしきことにて候、たとへひとのいみじうつき御事候とも、いろに出て人に見えんは、はづかしかりぬべきこと、おぼしめして、さらぬがほにてはありながら、さすがにうやとは覺えて、ことすくななるやうに、御もてなし候へ、またうれしう御心にあふこと候とも、こと葉にうれしやありがたやなど、おほせごとあるまじく候、うきも、つらきも、うれしきも御心に能おぼしめし、わきて見え候はんぞ、また人のこゝろのうちなどをとこそありけれ、かゝる心のしてなど、人にもおほせられ、さだする事あるまじく候、御心のうちばかりにて、よくおぼしめとどめて、我心身のうへをも、人の事をも、おぼろげの人にうちかたらひ、色見ゆる御ことなど候はで、大かたに何事をも、御心のうちばかりに、おぼしめしわき候へ、あさはかに物などおほせられ候はんは、あしき事にて候ぞ、さればとて、あまりに上すびて、にくいけしたるもわろく候へばそのほどはわきまへふるまはせ給ひ候へ、

等と戒めてあり、更に容姿舉動のこと、習學のこと、遊藝のこと、讀物のこと、言語のこと、信仰のこと等に亘つて訓戒を垂れて居る。

又『めのとのさうし』にも次の如きことが書かれてある。

おとこ女によらず、心もち大事にて候、ことに女は、まづ上下によらず、のどやかにうらうしく、思ふ

事をしのび、あらまほしきこと、かんにんして、さすがに、うきをも、またうれしきをも、ふかう思ひしりて、其事となく、ことのあらんをりく、けぢめみせて、人の御わなきを思ふばかり、あはたゞしからず、さすがに、はかくしく、おほどかなんこそ、よき人とは申すべき、あまりうつくしきかたにひかれて、いふかひなきも口惜、あまりもちすぎ、かどかどしくもあしく候。これ等は當時に於ける上流家庭の女子教育の、特に實踐的な方面をよく言ひ現はしたものであつて、女子教育の方針が奈邊に在つたかと云ふ事を窺知するに足るものである。

五、女子教育の理想

以上述べたところは主として公家の女子教育に關する理想とするところであつたが、武家に於ける女子の教育中、特に實踐教育に關しては公家と大いに趣を異にするところがあつた。鎌倉に於ける女性の通有性として、表面は如何にも柔軟に見ゆるも、一步内面を窺へば、嚴然として果斷なること男子も及ばない程のものがあつた。その實例として、女傑が幾多輩出して居ることを以て知ることが出来る。即ち平政子の如き、松下禪尼の如き、義經の愛妻靜の如き、何れも毅然たる存在と云ふべきであつて、當時の女性を語る好資料である。

故に武家の女子教育は貞操を守ることを最も重んじ、よく三從の教を守り、柔順の美德に秀で、居て、然も内面には剛毅不屈の氣性を兼ね備へ、外見に於ては一見愚鈍に見ゆるも、實際は慧敏なることを最も貴としたものである。北條時宗の妻であつて時宗の歿後剃髪して尼僧となり、最も貞節の聞え高かつた覺山禪尼が、貞時に贈つた言葉の中に、

吾等出家の身なれども、女子の事とて世を益すべき智育もなし、凡て女子の身は、三從の道を立て、一度は夫に身を寄すれども、若し其の夫邪見無道の振舞多く、愛情も絶え果て、狹き心に差し迫り、身を過つも、折々見聞をよび云々。

これを以て見ても當時の女性が如何に貞節にして隱忍の美德に長じて居たかと云ふことが察しられ、義經の寵を受けた靜が、賴朝の前で平然として『しづやしづ賤のおだまきくりかへし』と義經に貞節を守つた如き、何れも後世日本婦女子の龜鑑として仰がれる所以のものは、この時代の家庭教育としての女子教育の理想が、斯くの如き偉大なる女性を生み出したものと云ふべきである。

六、實踐教育の尙ばれた原因

鎌倉武士が女子教育に實踐教育を智育よりも尊重した原因は、その生活環境に負ふところが多い。即ち武家の女性の常に見聞するところは武略絶倫の武功談か、然らざれば勇壯なる武技の事であつて、平素接見するところの人々も幾多戰場に於て武功を立てた、剛毅果敢の武人が因果應報の理を以て現世に處する道を説く僧侶等であつたので女性の心理状態に於ても自然それ等の影響を受けるところが多く、平安朝の如き主情主義の奔放な生活が排せられ、質實剛健な實際に即した生活が尚ばれる様になつたものであつて、父や、夫たる武人が、一度び戰場に出づれば、家庭の責任は妻や、娘等に依つて果さなければならなくなるので、一朝事ある時の用意として平素から實踐的に女子の薰陶を重んじたものである。

故に武家の家庭に於ける女性は智育よりも實踐教育を重んじたもので、この點公家の女子教育が智育に重きを置いたのと大いに趣を異にするところで、平安朝の女性の如く、朝は管絃に夕は和歌に親しみ、戀愛を

事としたのから見ると全く其の傾向を異にするところである。

七、手藝の教育

實踐教育が尙ばれた關係上手藝の教育も武士階級、殊に中流以下の各家庭に於ては重んぜられたものゝ如くであつて、裁縫はこの時代から女子必須の技能として行はれた模様である。併し公家や武士階級に在つても上層階級では未だこれを重視することの少なかつた如き傾向の見ゆるは、其の生活様式から来る必然的結果であらう。而して公家や武家の上層階級に在つては裁縫等を重視しない變りに、平安朝の風に親しみ、琴の技能を重んじ、努めて女子にこの技能の教育を行つてゐた様であるが、平安朝の如く遊戲としての琴の習練でなく、一種の女子の嗜みとして行はれる傾向のあつたのは、やはり時代の然らしむるところであらう。書道も亦尙ばれたところであつて、この時代から女子も漢字を習ふ風が見えてゐる。併し未だ漢字を以て實用的に使用した傾向はなく、従つて智育として漢文を學ぶと云ふ如き事は全然行はれて居なかつた。

八、女子の體育

體育に至つては大いに見るべきものがあつた。併しそれは一般的女性に體育が奨励されたのではなくして、武士階級に於てのみであるからこの時代一般的の傾向と稱することは出来ないもので、公家の女性に在つては依然深窓に親しんで體育等は全然顧みなかつたと云つても差支へない程であつた。

然るに武家は武を以て立つ關係上、特に男子は體育を奨励したので、この影響が自然女性にも及び、體育を重んずるに至つたものであつて、相當の年齢に達すると、長刀、懷劍等の使用法に就き武技の訓練を受けたもので、この時代の女性に武勇の聞え高きものゝあるはこれ等の傾向が生み出した現象と云ふべきもので

第十節 社會教育

一、時代の概況

あつて、彼の木曾義仲の愛妾巴の如き武勇絶倫の女傑が現はれたのであつた。これは體育中最も特殊的なものであつて、普通行はれてゐたものとしては羽子つき、子の日遊び、雙六、骨牌、貝合、花合せ、鞠つき等の遊戯であつて、これ等も公家と武士階級とは自づから其の撰ふところを異にして居た様である。

鎌倉時代を通觀するに自づから二つの潮流のあるのに氣がつくであらう。一は上代から繼承する思潮で、これ等に屬する階級として京都を中心とした公家、貴族等の間に行はれるもので他は鎌倉を中心として擴大された新興思潮の流れである。前者に對しては既に前章平安時代に於て詳述したところであるから此處に重ねて述べるを避け、後者の思潮に就き一言を費すことにする。

鎌倉幕府に依り奨励されて興つたところの新思潮が、質實剛健にして尚武の氣風に富むものであることは既に述べたところで、此處に舉げ様とするのは幕府に依りて稱揚され、當時に於ける社會思潮的一大要素を形成したところの勤王思想に關してである。

二、勤王思想の萌芽

賴朝の奨励した武士教育なるものは、鎌倉開府當時に在つては極めて單純であつて、一般兵卒は其の將に對し忠誠を盡し、其の將は全軍を統ぶる幕府に忠勤を抽んすると云ふ如き一元的のものであつた。然るに武

士階級の知識が漸次啓發されるに及びて從來一元的であつた考へ方は複雜性を帶びて來、自己の存在を認識すると共に更に幕府以上の存在をも自覺するに至つた幕府以上の存在とは即ち皇室を指すものであつて、皇室に對する幕府の態度等をも批判的に見る様になり、從來幕府にのみ寄せて居た忠誠の氣持は、これを二分して一は皇室に、一を幕府にと云ふ如き新傾向を生じて來た。この傾向の發展が遂に幕府を破壊して建武の中興を誘發したものであつて、武家に於ける皇室尊崇の思想は武家と最も密接な關係に置かれて居た庶民階級にも浸潤するに至り、遂にこの時代に普遍的擴張を有する社會思想となつたものであつて、幕府は自らを擁護する爲めに獎勵した思想の爲に自を壞滅に導いたことは皮肉であつて、この時代の社會を語るに當つて必要漏すべからざるはこの勤王思想の萌芽發達である。

南北朝時代に特に邊土に蟠居せる武士の頭領にこの勤王思想が重んじられて居たことも當時の社會思想として如何に普遍化されてゐたかと云ふことを物語るものであつて、其の原因は遠く鎌倉開府の時に發するものであつて、鎌倉時代百五十年の歲月に亘る社會の搖籃に依つて發達を遂げたものである。

三、社會教育の概況

上述の如く思想的には大いに見るべきものゝあつたこの時代も、社會教育の機關に於ては何等見るべきものがなかつた。それはこの時代が前代の弊風の一新にのみ銳意力を傾倒して専ら實踐教育として家庭教育に重きを置き道德思想の改善に資した爲めであつて、社會教育が家庭教育に比し發達しなかつた原因は、幕府が前代の積弊を打破する爲に家庭教育にのみ重きを置いて社會教化の事まで力を伸ばす事の出來ざりし爲と、一は諸般に亘り混沌たる社會相の中に在つてそれ等の統一にのみ力を攝られ、社會施設、社會教化等の

事に力の及ばなかつた爲めである。
故にこの時代は智育上に於ては社會教育に何等見るべきものが無かつたのであつて、唯道念の教化に新興佛教の活躍が著しく目立つ位のものである。

四、佛教の社會教化

鎌倉時代は佛教界には幾多見るべきものゝあつた時代であつて、名僧知識に依る社會教化は著しく行はれ、上代の如く佛教が單に家や貴族階級のみの教化を事とするに非ずして廣く庶民の教化を本位として、或は野天に講説を筵べ、土民の參聽に便ならしめたり、或は諸國を遍歴感化したり、或は道場を設けて庶民の教化に努めたり、専ら僧侶の活躍が行はれた爲に庶民間の教化は著しく其の實が舉り、これ等大衆の實質は遽かに高められたのであつて、鎌倉時代が教育機關の衰微を見ながらもよく教育が普遍化されしは懸つて僧侶の活躍に俟つところである。

僧侶は又單に唱道念佛を以て大衆の耳を清くするのみでなく、幾多實行に移して社會に裨益するところが多かつた。即ち當時僧侶に依つて寡、孤獨、廢疾、不具の者等を收容してこれを養育したり、或は又罪人を留めて訓諭說法してこれを善導したり、職を失つて彷徨する者に對しては自活の道を開いてやつたり、醫療の法を授けて病人を救濟したり、貧民に對しては米穀、衣類等を支給してこれを助ける等の慈善事業にも大いに力を致し、又に教訓書を極めて平易な文章で書き著はし、一般庶民にも諒解出来る様にこれを撒布して教化する等、社會萬般に亘つて教化の實を擧げる事著しきものがあつた。

五、金澤文庫

當時の社會教育は上述の如く殆んど僧侶に依つて行はれる外顧られる事なき狀態であつたが斯くの如き中に在つて萬綠草中紅一點を見せたものは金澤文庫である。

金澤文庫は武藏國久良岐郡金澤に設けられたものである關係上、其の地名を負ひて名としたものであつて、現今も尙金澤村宇寺前にある稱名寺の境内にその遺跡を存して居る。（文部省日本教育史參照）創設の年は明らかではないが、文永年中のことであらうと云はれて居る。又其の創設者も確實に定むることは出来ないが、其の基礎を作つたものは北條泰時の甥實泰であることは明らかである。實泰は元仁元年の生れであつて、少壯の頃から好學の念に強く、廣く群書を涉獵して、學識も高く、深く典籍に通じてゐたのであつた。實泰の孫顯時も亦祖父に劣らぬ好學の人であつた爲め、この文庫の經營には最も力を傾けたところであつて、實泰に依つて始めたものが、顯時の時代に完成したものであらう。此の外にも北條氏には代々好學の人が多く、平政子が菅原爲長に依囑して國學にて著はされた貞觀政要を纂せ、これを以て政務の助けとしたり、北條泰時が貞永式目を定めたり、時賴は貞觀政要を寫してこれをその子賴嗣に講ぜしめたり専ら文事に心を寄せた者が多かつた。

斯くの如き有様であつたから代々父祖の志を嗣いで文庫の整頓、書類の蒐集を計つたので、當時各所に散在して、古書、珍書等が漸次金澤文庫に集中し、好學の人々の爲めに大いに資するところがあつたのである。金澤文庫は一般にも開放したが又、代々北條氏の子孫や、諸將の子弟の學問所としても大いに利用されたものであつて、顯時の子貞顯の如きは特に清原教隆を京都から招いて、群書治要を講ぜしめたのであつた。

た。近藤守重の『金澤文庫考』の中に文庫の沿革を述べた次の如き一文がある。

守重曰金澤の文庫は北條實時が設くるところにして、其地は武州久良岐郡金澤郷（六浦庄と云ふ）に依り後に字し文庫ヶ谷と云ふ。即ち實時が采地にして別業の在る所也、實時を稱明寺と稱す、顯時に至りて梵宇を建て、金澤山稱名寺と云ふ。其文庫の草創文献の徵すべき無と雖も竊に實時が履歴を詳にし、亦後其本の題跋に據り、參稽互察するに建長四年四月一日守尊親王下向其三十日實時清原教隆と共に、引付衆に列す。意ふに教隆此時親王に扈從して鎌倉に淹留せしより、實時もと學を好むと雖も今まで良師友を同僚に得、特に蹉跎の功ありしなるべし。

六、金澤本

斯くの如く北條氏數代の好學に依つて蒐集せられ、社會教育に大なる功献を與へつゝあつた金澤文庫は、元弘の役に當り貞顯はその子貞將と共に戦歿するに至り、これよりこの文庫の發展を計る者が出て、漸次衰亡に向つたのであつたが、其の命脈は僅かに稱名寺の僧侶に依つて保たれて居たものでこの間幾多貴重な書籍が散逸したものゝ如くである。金澤文庫本の散逸を物語るものとして當時藏書家として聞えて居た家には大抵金澤本が藏されて居り、殊に前田家の如きは相當部數に亘る金澤本を所蔵して居た事等から推察することが出来る。

現在傳へられるところの金澤本中最も貴重なる書籍として名あるものは宋版の尙書正義二十卷春秋正義三十六卷、論語正義十卷等をはじめとして、群書治要四十七卷、（これは支那では早く亡びて、崇文總目、文淵閣書目、四庫書目等にも見られざるもの）類聚三代格、左傳、百練抄、太平御覽等がある。

又金澤文庫に所蔵するところの書籍が、他の雑書と混同されない様にと云ふ計画から、特に金澤本と云ふ名稱を着せて居たもので、書籍には一冊一冊金澤文庫と云ふ刻印を捺し、一見識別することが出来る様にしている。これ等を以て見るに、當時この文庫の經營に大いに意を用ひ、その藏書を特に愛好して居たことが窺はれる。尙金澤本に關する詳細に涉りては近藤守重の『金澤文庫考』中の一節を左に引用する。

故に凡そ金澤本の跋尾は多くは建長五年以後の題署に係る顯時、貞顯の記ありと雖も、實時の跋尤多しとする。又教隆未だ歿せざる際は、多くは教隆をして題跋せしめ、既に歿するの後には實時親から題署するもの多し。その本また文永の火災に罹りて再び繕寫ありしものも少からずと聞ゆ、然れば實時より以前に藏書の富あらざること知べきなり、彼此參攷すれば實時閻閼を以て幼弱より出身し、機務の重任に當り、勢位を極むと雖も、然も又よく恬退し、其金澤の別業を經營し書史に耽り風月を愛し、勢位を以て居とせず、老に至つて學を好で倦す、其中必大に人に過たるものあらん、此に據て之を觀れば實時中年教隆の教授を得て、學彌長進し、其好の篤き遂に藏書の美富を致し、仙院縉紳佛刹の舊藏に至るまで力を竭して搜訪鈔究し當時宋朝の往來宋舶の貿易又常に宋本を購藏し、繕設の樂み、儲蓄の富み、其末年（文永、建治の頃か、文永七年群書治要の類火災に罹りたるを見ればこれに懲りて僻地へ文庫を建てしも知るべからず、金澤へ退居は建治元年也）遂に文庫の設ありしなるべし（鎌倉大雙紙に金澤の文庫は北條九代の學問所と云ひ、鎌倉志に顯時建と之は無稽の臆説なり）蓋北條氏累葉學を好み、書を愛し、能く教傳を尊み、記錄を重んず、故に武州の遺書を聚め、（東鑑貞永二年十二月に見ゆ全文下に載す）善信の文庫を構る（東鑑承元二年正月に見ゆ全文下に載す）の類これみな當時良弼の同く心を用ゆるところにして、實時またその遺法を取るなるべし、顯時、貞顯より祖武を履み、家學を墜さず、その題署を見るに貞顯尤存するものありと。

七、國史の編纂

鎌倉時代に於ける一般の傾向が情趣を主とするものよりも質質的なものに重きを置いて居たことは既に述べたところで、その影響が學問の上にも表はれ、この時代に出來た書物等は何れも説話、紀行等の寫實的なものであつた。而してこれにも増して最もその傾向を顯して居るものは歴史の編纂が多く行はれた事である。歴史に對して深い關心を寄せて居たことは言を換へて云へば復古思想の表はれとも見るべく、その具體的現れとして文學上に於ては記述物、寫生物等の新傾向のものが生れた一方、萬葉時代の風潮を基づいた萬葉調の再現が盛んに行はれたことであつて、政治上に於ても後鳥羽天皇が承久の御企てを行はせ給ふたり、後

醍醐天皇の元弘の御事蹟等は、すべて復古への御精神の發露と見ることが出来る。これ等の時代相の反映として出來たものは有名な愚管抄である。

愚管抄は承久二年に著はれたものであつて、著者は慈鎮和尚である。全部で七卷から成り、第一、第二卷には唯歴代天皇の御即位、御退位、崩御等の事を記してあり、第三卷から第六卷までの間には、主として歴史の記述を本旨として、神武天皇から、順徳天皇に至る間の歴史に對して、著者の有するところの獨特な見解を示して居る。獨特な見解とは慈鎮和尚の哲學的觀察の謂であつて、歴史の事實に對して、著者の人世觀を織り混ぜ、因果應報の關係に依つてこれ等を說いて居る點であつて、愚管抄が他の史書に比してはるかに興味を以て讀まる點は即ち著者的人世觀が深く働いて居るからであらう。又第七卷には六卷までの記述をして過去の史實の忠實なる記録より出で、居ない點から見て甚だしく特色があり、一層興味深い點であつて、前代の著たる大鏡よりもこの書が重んぜられるのも亦これ等の特色に負ふところであらう。

愚管抄に次で有名な書に水鏡がある。水鏡は著者は中山忠親であると云はれて居り、著作の年代は鎌倉時代の初めで、平安朝時代の大鏡、南北朝の増鏡と共に三鏡と云はれるところである。而してその内容は、大鏡に表はれて居るよりも前代の事に關して書かれたものであつて、この點扶桑略記と趣を同じうして居る。故に一説には扶桑略記を和文體に書き直したものであるとも云はれて居る。

この外に和文體で書かれた史書に六代勝事記と五代帝王物語とがある。六代勝事記は高倉天皇から仲恭天皇に至る六代に涉る間の帝紀を著はしたもので、集中最も力を傾けて居るのは承久の亂に就てである。承久の亂に就てはその成敗の跡を詳細に論述し、施政の道を論じたものである。

五代帝王物語は六代勝事記の後を受けて後堀河天皇から龜山天皇に至る五代の帝紀を述べたもので、内容は前書を踏襲したものに過ぎない。二書共著者は不明であるが、朝廷の儀式や、公家の生活様式等に通達して居る點から見て、公家階級の識者であらうと云はれて居る。

前述の諸書は何れも京都に於て成り、著者も公家の識者に依つて著はされたものであつて、和漢混用の文體で、其の書振りも氣品があるが、これに反して鎌倉に於て著はされ、文體も漢文體で終始して居るものに吾妻鏡がある。

吾妻鏡は鎌倉幕府の施政日記を集めたものであると云はれて居たが、取材、文體等から推して、一日一日と書き綴られた日記ではなくして、北條氏の一門か又はこれに好意を寄する者が編纂したものであらう。それは内容が北條氏に關して都合よき物を多く撰び、悪影響を及ぼす如きものに對しては取捨て、居る點や、處々に加へられた著者の批評なるものが極めて北條氏に好意的なものである點等から察することが出来る。而して取扱はれた範囲は治承四年高倉宮の舉兵から文永三年宗尊親王が京都に送還された當時即ち鎌倉幕府の創められた時から、編年體に記したものであつて、鎌倉幕府全盛の間の記述である。

吾妻鏡が編纂の様式及びその文體等に於て、前述の諸書に比しはるかに遜色がありながらも後世の武將によく讀まれた所以は、内容が單なる史實の述でなく、鎌倉幕府の施政方針や、武士の訓育等のことが盛られてある爲に後世の武家が、政治の教科書として、又處世上の教訓書として重んじたものであつて、徳川家康の如きは特にこの書を愛讀し、これに依つて徳川幕府の施政方針を定めたと云はれて居る。

八、主要教科書

この當時の教育法は上流家庭に在つては前述の如く家庭教育に依り行はれて居たものであるが、一般の教育法は甚だ不完全なもので、主として寺院に於て僧侶から受けて居たのである。殊に武士の智育は全く僧侶に依つて支配されて居たと云ふも過言ではない。この風潮が室町時代に至つて最も盛んになり、當時の武將として有名な人々は皆僧侶に依り智育を授かつたのであつた。庶民の教育も亦寺院に依つて行はれたものであつて當時庶民間の風習として、賣買の證文等が取交はされて居たところを見ると、これ等を書き得る程度の教育は受けて居たものらしく又僧侶に依つて教育が司られて居たことを證明するものとして、この時代の教科書が何れも僧侶の手に依つて著はされたものである事である。

次に當時用ひられた教科書中主要なるものを擧げておく。

- | | |
|--------|--------|
| 貴嶺問答 | 中山忠親著 |
| 十二月往來 | 同 |
| 新十二月往來 | 九條良經著 |
| 庭訓往來 | 僧玄惠著 |
| 遊學往來 | 同 |
| 喫茶往來 | 著者不明 |
| 異制庭訓往來 | 守覺法親王著 |
| 釋氏往來 | 同 |

等であつて、是等の書籍が後代寺子屋教育にも使用されて居たことを思ふ時、既に寺子屋教育の起源はこの時代の寺院の教育に依り廢せられたものであると見るのが妥當であつて、庶民の子弟も場合に依つては自分家のをはなれ、寺院に上り切りで教育を受けたものもある様であるこれ等の點から推して寺子屋教育はこの時代にも名稱は異なるも實質は同一のものが行はれて居たと見ることが出来る。

九、一般の教育程度

鎌倉時代は一體に學問の質が低下した時代であることは、既に前述の如くである。併し乍ら教育は甚だしく普遍した。それは前節に於て詳述したところであるから再び述べないことにするが、武士は勿論、庶民階級に至るまで相當文字を解する者が出了であらうことはこの當時の著書が、大衆を相手とするものが多かつたことに依つても分る。故にこの時代の庶民階級に於ても日常の生活に必要缺くべからざる程度の文字は解したものと見ることが出来る。それは武士階級に依つて京都の文化が著しく地方に浸潤して來たので、今まで禽獸にも等しい生活をして居た庶民階級も、その生活様式が文化的になつたので、從前の文盲では生活に缺く事が多かつた爲め、自然文字を學ぶ様になり、日常必須の読み書きは出来る者が多かつたであろう。

併し庶民を教育する立場に在つた武士階級の教育程度もあまり高いものではなかつたので、其等から影響を受けるところの庶民間の教育程度は推して知るべしである。

然らばこの時代の武士が如何なる程度に文字を解して居たかと云ふに、武士として必須な程度の文字は解するものが多かつたのであらうが、少し専門的なものになると難解な者が多かつた様である。その實例として、承久の亂に當り東軍が宇治、勢多を破つて京都に將に侵入しやうとした時、後鳥羽天皇から院宣を下さ

れたが、この院宣を読み、且つ解し得る者は五千人中藤田三郎と云ふ者一人であつたと云ふことに依つて分る。この事に關し吾妻鏡に、

辰刻國宗院宣を持げ桶口河原に於て武州（泰時）に相逢ふて仔細を述ぶ。武州院宣を拜すべしと稱し馬を下り訖んぬ。共なふ勇士五千餘輩あり。此の中院宣を讀むべきの者候歟の由、岡崎次郎兵衛尉を以て相尋ねるの處、勅使河原小三郎云はく、武藏國住人藤田三郎は文の博士なるものなり。藤田を召出して院宣を讀ましむ。

と見えて居る事を以て當時の武士の學力を知る材料として居る。然し乍らこれは藤田三郎なる者は平素より好學の武士であつて、その學識も衆人に知られて居り、この時の勅使にまでも藤田の名前が知られて居た爲めで、即ち藤田の博學を證する資料であつて、この事を以て直ちに武士の無學の例とするは早計であると爲す説がある。何れにしろ當時の武士の學力は院宣等の難かしい文章を解讀し得る者は澤山は無かつたであろうが、この文章に見ゆる如く五千人に僅か一人しか無かつたと云ふが如きは信ずるに難いところである。

第十七章

皇民魂修鍊に効果的なる 和魂漢才教育（其ノ二）

第一節 時代の概況

一、復古思想の擡頭

鎌倉時代の末期から漸く擡頭して來た復古的な思潮は、弘安の役に依つて幕府の財政が窮乏を告げ、其の威令が衰へはじむるに當つて遽かに擡頭し、民心も漸く幕府を離れて皇室に集中されて來たので、英邁に渉らせ給ふ後醍醐天皇は勤王の諸將を激勵して一舉に幕府を倒壊し、王政復古の實を擧げ給ふたのである。時に紀元一千九百九十三年であつた。

然るに此の當時の公家は前代から全く其の勢力を失墜して居た爲め、天下の政權をその手に依つて運行する丈の實力を有しなかつた。これが再び天下を擾亂の巷と化せしめた原因であつて、遂に南北朝五十餘年の對立を見るに至つたのである。又この當時の武士は甚しく利己的になり、自己の勢力を張り、榮達を計るに於ては、大義名分をも忘却するの行爲を敢て行つて居たので、折角復古した王政もこれ等利己的な武士の領土慾の爲めに其の實績を擧ぐるに至らなかつたのであつた。

二、秩序の紊亂

斯くて錦旗の下に勤王の義兵を動かした足利尊氏が再び武家の主領として天下に號令するに至るや、全く

弱肉強食の世となり、武家は實力に依つて公家を壓迫し、遂に軍費捻出の爲には皇室の御領地をも侵害する如き無道が敢て行はれる有様となつた。

主領に於て既に斯くの如き有様であつたので一般の武士は多くこれに習ひ、稍々勢力を占めて來ると主君を亡ぼしてこれに代り實權を握らんとする如き風潮が現はれ、將軍の實權は管領に依つて掌られ、又地方に於ても戦亂の絶間がなく、社會の秩序は大いに亂れ、財政的に疲弊の極に達して來た。斯かる間に在つて義満、義政の奢侈が行はれ、その傾向は一般武士の傲ふところとなり、武士は實力に依つて領地を獲得する所と、その支配權を完全に自分の手に納め、良民に多額の納稅を強要して、以て自らの奢侈を計ると云ふ如き有様であつたので、地方民は益々財政的に窮乏を來し、遂には武士に傲つて實力行使し、盜賊を公然と働く様な結果となつた。此處に於て完全に社會の秩序は亂れ、良民は塗炭の苦しみを嘗め皇室の御威光さへも四邊に及ばず、公家は窮乏の極に達して世に云ふ暗黒時代を招來したのであつた。

斯くの如め實力抗争の時代であつたから、武將は常に實力の養成に努め、管領細川家の如き將士に對する訓戒を設けて、武士道の復舊を計ると共に以て自家擁護の道を講じたのであつたが、一端斯くの如く亂れた秩序は一朝一夕に收束することが出來ず、將士に戒めて自らを護らんとした細川氏も遂に家臣三好氏に依つて其の勢力を奪はれ、更に三好氏は松永氏の爲めに滅亡するとことなつた。・

斯かる變轉極りなき時相に當つて、尾張に興つた織田信長は天性の器量によく風雲を御し、遂に天下を平安するに當つて、大いに社會の秩序恢復に努め、尊王思想の普及に力を致したが業半ばにして斃れ、これに代つた秀吉は信長の遺志を繼承して大いに經綸を揮ひ、幾多見るべき成果を齎した。

三、足利氏の獎學

以上の歴史的推移の後を追つて文化の傾向を見るに、北條氏が企圖してその緒に就かざりし獎學の事を足利氏は繼承し、義満に至つて稍々世相が沈鬱に期するや、學者を招じて經書を講ぜしめ、足利學校を興し、氏満も亦大いに學問のことにつき志を傾けたのであつたが、天下が靜隱であつたのは極めて僅少の期間であつて、多くは擾亂の内に日を送る有様であつたので、學問の興隆に資する餘裕がなく、志あれども行ふの寧日が無かつた有様であつた。

四、貴族教育の不振

武士階級が上述の如き有様にある間に公家は日一日とその權勢を失し、甚だしきに至つては身公家に在りながら生活の安定さへも保せられざる如き有様であつたので、到底安閑として學問に進むことは不可能の有様であつた。故に公家、貴族等の階級に於ける文化は著しく衰微し武士階級や庶民階級の文化が天下争亂の裡にも逐次助長される如き傾向を示しつゝあるに反して、これ等特權階級は沈衰の悲運んで居たのであつた。併し初期に在つては衰微したとは云へ源親房の如き、三條實隆の如き、二條良基の如き博學高識の英才が現はれて居り、親房の如きは戰陣に在つて身を兵馬倅倉の間に置き乍らもよく神皇正統紀を著はし、大義名分を明らかにしたのであつた。

五、庶民教育の振興

公家、武家階級に於ける情態は既に斯くの如くであつたが、庶民階級に於ては、多年武士の惡政に全く疲

弊し財政上等に於ては全く窮乏の極に達して居たがこれを精神的方面から親ると新興の氣派々たるもののが多かつた。即ち平安朝末までは全く人畜の如く取扱はれたこら等の階級も、武士の勃興に依つて武士階級を支持する立場となり、武士に依つて中媒された那の文化を吸收して、鎌倉時代の中期に至つてはこれ等の階級は著しき進展を見せて居たのであつた。既に斯くの如く文化の基礎を形成して居た庶民階級は室町時代となり、武士が極悪無道の政治を行ふに當つて、これを無批判に看過しやうとはしなかつた。其處に自覺があり、進展がある。故に公家、武家等の階級が上述の如き有様である時に當つて、庶民階級は甚しき躍進を見せ、寺子屋教育の如き大衆を對照とした教育が行はれるに至つたのであつて、文化的に見るべきものゝ尠かつたこの時代に於ける唯一の光彩と云ふべきである。

次に宗教界を通親するに、鎌倉時代に興つた新宗教は室町時代に入るに及びて其の基礎が殆んど確定し、益々庶民を對照として教化に努め、遂に寺院は往古の國學の如き觀を呈するに至つた。宗教界が庶民教化の上に残した影響は甚大なものであつたが、これを宗教其物から論するときは、徒らに鎌倉時代を踏襲するに過ぎず、格別新しきものは見られなかつた。

六、切支丹の渡來

既に佛教界が固定化し沈滯の氣を見て居る時に當つて晴天の霹靂とも云ふべきは切支丹渡來であつた。この時代から西歐との交通が行はれ、諸般に亘り激甚なる衝動を與へたのであつて、從來神教、儒教、佛教に依つて支配されて來た。我國の精神界に再び動搖を見て來た

次で秀吉の桃山時代となつたのであるが、この時代は最も文化の發達した時代であつて、世に云ふ桃山文

化の黃金時代を産み出したので、幾多論すべきものが多い。

第二節 勤王思想の發達

一、復古思想と勤王

鎌倉時代に其の萌芽を發した勤王思想は、當時の風潮が甚だしく復古的であつた事に依つて一層その發達を足進した。即ち天に二道なく、臣下の身でありながら大政を掌るは天理に反するものとの觀念が著しく武將の間に醸成せられ、時偶々北條高時の專横があり、後醍醐天皇が一度び討幕の軍を起すや、勤王の諸將は崛起して錦旗の下に馳せ参じたのであつた。然るにこの當時の武將は既に鎌倉初期から中期にかけての武士の如く、名利に恬淡で大義名分を重んずるところが乏しくなり、著しく自守的になつた。これは意味を變へて云へば武士が自覺して來た結果、個性を尊重する様になり、容易に自己本位の行動を採る様になつた結果であつて、舊來の素朴から漸く智的に進出せしむとする過渡的傾向の表はれと見るべく、其の代表的人物は足利尊氏であつて、はじめ勤王の大義の下に兵を起し乍らも、自らの慾望の爲には大義名分を忘れ遂に逆臣の誇りを受けるに至つたのであるが、當時の武士を大別して、この尊氏流のものと終始一貫大義名分を重んじたものとに二別することが出来る。

二、勤王の諸將

武士が漸く功利に走り名分を忘れ様として來た當時終始一貫名利を捨て、錦旗の下に忠誠を抽んで、後代

長く國民の龜鑑として尚ばれるに至つたのは實に楠公父子の誠忠である。

正成は偉大なる抱負と、百折撓まぬ堅忍不拔の大精神とを以て朝敵に當り、天子の運命をその双肩に荷つて、百戦撓まず、遂に『正成未だ生きて在りと聞召され候はゞ聖運遂に開かるべし』と奏上して天皇の聖慮を慰め奉り、湊川の戦に臨むに當つては、その子正行を戒めて『汝幼しと雖も已に十歳を過ぎたり、猶よく我が言を記せん、今日の役は天下安危の決するところなり。意ふに我復び汝を見ざらん。汝我已に戦死すと聞かば、則ち天下は盡く足利氏に歸すと知るべきなり。苟も我的族隸にして一人の存する者ならば、則ち率ひて以て金剛山の舊址を守り、身を以て國に殉じ、死することありて他なけれ、汝が我に報する所以は此より大なるはなし』と訓戒し、遂に湊川に戰死を遂げたのであつて、弟正季と刺交はするに當り、七度生れて賊を滅さんと言ひ交した如きその壯烈無双の大精神を覗ふに足るものである。

正行も亦父正成の遺訓をよく守り、一族郎黨を集めて勤王の義兵を擧げたが、衆寡敵せず遂に四條畷に於て戰死を遂げ、忠孝兩道を全ふしたものとして我國民に仰がれたのである。

北畠親房も亦楠公に劣らぬ精忠無二の士であつて、吉野朝廷建設の第一人者であることは青史を繙く者の誰もが知るところである。又親房は後村上天皇の御即位に當つては戰陣に在りながらも神皇正統紀、織原抄等の書を著はして、大義名分を明らかにし、政治の刷新に資するところが多かつた。二書の中神皇正統紀は萬世一系なる我國體の尊嚴を明らかにし、更に大義名分を正したもので、言々區々何れも親房の肺肝を衝いて出たのもで、勤王思想の發達に資するところが多かつた。

其他菊池氏一族の忠誠、新田、名和氏等の忠誠等後世の龜鑑とするものが多かつた。

然るにこれ等勤王の諸將が歿し、足利氏が專横を極むるに至るや、朝廷は衰微の極に達し、御即位の大典

をさへ行はせ給ふことが出來ない如き有様で、後柏原天皇の御即位に際しては本願寺から後奈良天皇の時は大内義隆より、正親町天皇には毛利元就から御即位の費用を獻じて、辛うじて形式のみの大典を行はせられ、それも御即位後數年の後にあれば行はせ給ふことが出來ない如き窮乏に陥らせ給ふて居た。

三、大義名分の思想

以上述べ來つたところの南北朝に於ける諸將の勤王思想は日本武士道の精華にして、國民精神至高の發露と云ふべく、純一無難なる至誠と忠誠は前古其の比を見ざるところである。顧みるに源賴朝開府に當り、勤王の事を諸將に教へ、皇威の擴張を計つたが、これは自家擁護の一方便たるに過ぎず、北條氏が後鳥羽上皇を遠國に遷し奉つた時等、惡逆を敢て行ひながらも、社會の批判を恐れて、其の公奉は大義名分を重んずるものゝ如く表面を裝ひ、極めて叮嚀に取扱つた如き、政策の爲めに勤王を薦むるの風、露骨なるものがあつた。又この後には織田、豊臣の勤王ありと雖も、これ等も冷靜に批判する時は純忠の至誠より出でしものと云ふよりも、その裏面には大義名分に事寄せて自己の權勢擴張を計る心も働いて居たものゝ様である。後徳川時代の儒者の中には秀吉を謗つた者もある位で、到底吉野朝に於ける諸將の勤王の純一なるには比すべくもない。

四、織田、豊臣の勤王

併し乍ら信長、秀吉共に勤王思想の普及を以て政治の要旨となし、武士階級は言ふに及ばず一般國民にも尊王の事を知らしめんとして、自ら具體的に其の實を示した如き、前者の純忠には及ばないとするも社會、

風教の上に及ぼした影響は極めて大なるものがあつた。次に兩氏の尊王の事蹟と社會に及ぼした影響に就き述べることにする。

信長は天下を平定するや、皇室の衰微を嘆じて永年頽廢に任せてあつた宮闈を先づ修復し、完成に際して京都市民に二百五十石の米を貸與し、その利息を毎月の禁裡の供御の料として納め、地方の豪族中皇室の料地を兼併して居る者に對して速に返上の事を布告したので、皇室の收入も遽に増加を見るに至り、諸儀を取行はせ給ふにも事缺かぬ如き有様となつた。

次で政權を握つた秀吉もよく信長の遺志を繼承して、尊王思想の普及に努めた。その最も顯著なる例は、天正十四年聚落行幸に際し、自ら臣下の皇室に對し奉つて採るべき態度を明らかにし、諸臣をしてこれに習はしめ様と、前田玄以に命じて古來から傳へられる諸家の舊紀を調査せしめ、行幸に關する古例を明らかにしてひたすら古例に倣ふたのであつた。而して又諸將に皇室を尊崇し、秀吉の命に背かざる様起請文を奉らせたのであるが、その年一條に、

禁裡御料所、地子以下、並公家衆御知行等、存_ニ疎意間敷候、若被_ニ蔽_ニ私慾_ニ無道輩於_ニ有_レ之者、爲_ニ各達_ニ而可致_ニ諫諍_ニ候、當分の義は不_レ申、至_ニ千子々孫々_ニ無_ニ儀様に可_ニ申置之事

尙この外に皇室の御料地を新に制定し、禁裡の諸儀式の復活等に努めたのであつたが、秀吉の尊王には明らかに自己擁護の方便とした如き傾きが見へないではない。即ち自ら範を示すとて自第に萬乘の君の行幸を仰ぎ、これを機會に上述の如き起請文を諸將に書かせたる如き、而してその條には尊王の事と項を同じうして自己の命に背かざることを誓はせる如き、明らかに政策上より來しものと誇らるゝも致し方の無い事である併し乍らこれ等の事は當時の武將をはじめ、一般國民の間にも甚大なる影響を興へ、道義の念を高むると

共に皇室尊崇の觀念を大いに涵養せしめることは相當の効果があつたものゝ如くである。

第三節 武士の教育

一、武士氣質の複雜化

室町時代中特に足利氏に依つて政權が握られて居た中期以前に於ける一般社會の思想情況は智育を輕視し、實踐教育に重きを置く傾向が多かつた。殊に武士階級に在つては前代からの實踐教育を踏襲して大いにこれに努めたが、其の成果に於ては到底鎌倉時代の比ではなかつた。この時代の社會相を顧みるに、次の如き四潮流に大別することが出来る。即ち公家、南朝方、北朝方、この三潮流に更に鎌倉を中心として形成せられし潮流を合し四潮流に依つて社會相が形成されて居り、而してこれ等の思潮中最も勢力を有して居た思想の潮流は北朝方のものであつて、一般武士の思想の如きは最も名利に敏感なる尊氏流のものであつて、大義名分等は自己の利害に依つて左右する如き事を常として居た。故に尊王の觀念の如きは全く地を拂ひ鎌倉時代に賴朝が植ゑ付け、北條氏に依つて全く蹂躪せられた形であつた。併しこれは北朝を中心として一般に行はれた思想であつて、吉野朝に在つては前述の如く後世に國民の龜鑑として仰がれる勵王の諸將が忠誠を盡したのであつて、これ等の諸將は尊王の事に就ては最も將士の教育に力を傾けたところであつた。菊池氏がその家訓の中に『武茂弓箭の家に生て、朝家に仕ふる身たる間、天道に應て、正直の理を以て、家の名をあげ、朝恩に浴して、身を立せんことは三寶の御ゆるされを、かうぶるべく候、その他、私の名分己慾の爲に義を忘れ、恥を顧みず當世にへつらへる武士の心を長く離可候』とて大義名を明らかにし、勵王の事を教

へてあることに依つても窺はれる。又曩に引用した楠正成がその子正行に教訓した言葉の如き、何れも勵王思想の教育と見ることが出来る。

斯くて吉野朝の諸忠臣が亡び、世は足利氏の獨占に歸するに當つて、一時尊王思想は影を潜めたところであつたが、織田、豊臣二氏に依り武士階級を中心として尊王思想の教育が行はれ一般國民にもこの風潮が浸潤するに至つた。

二、實踐教育

足利氏の時代に於ても實踐教育は依然武士階級の重んずるところであつたが、鎌倉時代に於ける實踐教育とは大いに趣を異にするものがあつた。即ち鎌倉時代の實踐教育は武士道の精華を發揮し、武士をして常に最高の道德者たらしめんとする事に根柢を置いた實踐教育であつたので、其の教ふる所も以然嚴肅崇高な氣概に満ちて居たが、足利時代に於けるそれは全く異なる意味に於ける實踐教育であつた。當時尊氏の私慾の爲に大義を忘却した行爲は北朝に集る武士の最も多く行ふところとなり、自己の所領を擴大し權勢を張る爲には昨日まで仕へた主領にも弓を引くと云ふ如き有様であつたので、當時の將領は如何にして士卒をして主従の關係を保たしめ、自己を侵す如き破廉恥、無節操の行爲を禁ぜしむるかと云ふ事を主點とした實踐教育であつて、そのよき實例として細川氏が將士に關して發した訓戒に於て見ることが出来る。曰く主の好に阿り、人の義を掠め、恩仇を修め、是非を曲げ、功なくして賞を激し、才なくして祿を貪ることなけれ、と、又細川頼之の如きは、心利きたる從者をして服裝を變へ、名を改め、常に營中に入出せしめて、諧謔歌舞等を以て士卒の中に便佞な者があれば、これ等を士童坊とて衆人看視の中に嘲笑し辱かしめ、以て士風を刷り

新しやうとして居た如き、當時の武士階級の腐敗を如實に物語るものである。又管領斯波義將が士卒に實踐教育を獎勵して戒めた中に、「まづ弓箭といふは我身の事は申すに及ばず、子孫の名を思ひて振舞ふべきなり、限りある命を措しみて、永代汚名を取るべからず、さればとて二つなき命を、塵灰の如く思ひて死ぬまじき時身を失ふは却つていひ甲斐なき名を取るなり。例へば一天の君のおんため、及は弓箭の將軍の御大事に立つて身命を棄つるを本意といふなり。」と以て實踐教育の内容を窺はしめる。

足利時代の實踐教育は斯くの如き有様でなつたが、戰國時代に入りては、武勇絶倫の群雄が互に實力の抗争を繼續した關係上武士の實踐教育は非常に重んぜられ、而してその教育の本旨の如きも前代とは大いに内容を異にして、専ら戰爭本位の實踐教育が行はれたものゝ如くである。其の主旨とするところは、武勇を養ひ、體力を増大せしめ、沈着にして果斷の性質を養成し、忍耐を教へ、破廉恥の行爲を戒め、然諾を重んじ、約束を履行すべき習慣を養はせ、禮讓を尚び、節操を重んじさせ、一朝事ある時に充分に武士としての本領を發揮し得る様に専ら薰陶して居たものであつて、精神的のものよりも實用的のものに重きを置いたのはこの時代の社會相の然らしむるところであらう。

當時最も實踐教育を重視して居たと云ふ例證とするに足るものに次の如き話がある。北條氏康は智勇兼備の良將であったが、或時其子氏政が食事を攝つて居る有様が、如何にも粗野で且つ穀物を粗末にして居るので、これを見た氏康は斯くの如くして長するに於ては北條氏の滅亡も近きに在りとて、大いに氏政を戒めたのであつた。

又實踐教育が單に武士の間のみでなく、武家に於ける女性の間にも徹底して行はれて居た事を實證するものに、この當時の女性に烈婦が多く現はれて居るところを以てもその一半を察することが出来る。即ち山内

一豊の妻の如き、細川忠興の妻の如き、又大政所の如き、何れも當代を代表する烈婦であつて、これ等婦人が男性の背後に在つて活躍した事に依り家を興したのもこの時代の特殊性が多分に表はれて居り、當時實踐教育が最も重んぜられて居たことを證するものと云ふべきであつて、社會教育、學校教育等が全く不振の情態にあつた當時家庭教育として實踐教育に最も力を傾けられたのは特筆すべきである。

三、自 力 の 鍛 練

精神教育に於ける自力の鍛錬に至つては前代より引續き盛んに行はれたところであつて、前代同様禪の教義に依り主として精神陶冶を行つて居たものゝ如くであつて、此處に興味深きことは足利尊氏が後醍醐天皇の御冥福を祈らんとして禪寺天龍寺を建立した事で、尊氏は單に天皇の御冥福を祈るのみならず、當時武士階級には禪定に依る内觀の修業が盛んに行はれて居たので、一方に於ては將士に禪定の修養を行はせる一つの道場として建立したものもあるらしい。以て當時武士階級に禪定が盛んに行はれて居た事を推察出来る。斯くて尊氏は天龍寺の開祖には武士階級の歸依を一身に蒐めて居た高識の僧夢窓國師を以てし、自らも亦深く國師に歸依して其の教を受けると共に部下の將士にも専ら教訓を受けさせたのであつた。又更に興味ある點は、夢窓國師が尊氏を評した言葉であつて、次の如く稱揚して居る。

尊氏は仁徳を兼ね給へる上に、猶大なる德あるなり。第一に御心強くして、合戦の間身命を捨て給ふべきに臨む御事、度々に及ぶと雖ども、笑を含んで怖畏の色なし、第二には慈悲天性にして、人を惡み給ふことを知り給はず、多く怨敵を寔有ある事、一子の如し。第三に、御心廣大にして、拘借の氣なく、金銀土石も平均に恩召して、武具御馬以下の人々に、下給ひしに、財と人とを御覽じ合せず、御手に任せて取給ひる。

しなり。八月朔日などに、諸人の進物ども、數も知らずありしかども、皆人に下し給ひし程に、夕には何もありとも覺えず。

これは幾分過褒もあるであらうが、以て尊氏の人と爲りを知ることが出来、當時の武士や將領が鎌倉時代から繼承した禪定の獎勵の爲め、恬淡であり、生死に臨んでも自若として事に處したであらう事が察しられる。

四、禪 定 の 目 的

當時禪定が武將の間に最も重んぜられし事實として、上述の如く尊氏が夢窓國師にその教を受けたのみならず、三代將軍として足利幕府の基礎を固めた義満も義堂和尚に師事してその教を受けたのであつた。和尚がある日義満に向つて云ふには、「萬一變あれば天下を棄ること永平長老の平民に勧めたるが如くすべし、以て安樂長久ならん」と教へたる如き、又管領細川頼之が通幻禪師に師事して、深く禪定の修業を積み、遂にその奥義に達したのであるが、頼之の述懐の詩に、

人生五十愧無功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅掃難去、起尋禪榻臥清風。

と心境を述べた如き、この境地に到達するには到底一朝一夕の努力で得られるものでない。この外にも當時の武士は深く禪定の修養に努めて居たのであつた。斯くの如く武士教育として禪定の重んじられた事は教育の理想が奈邊に在つたかを物語るに難くない。

併し乍ら此處に注意を要すべき點は、この時代の禪定は鎌倉時代に最も武士が獎勵した禪定とはその趣を大いに異にする事である。鎌倉武士は禪定に依り意志の強固ならむ事を冀ひ、事に當りて動ぜざる膽力を養

成しやうとしたのであつて、禪宗の教義を受けるに當つても眞に安心立命の境地を開拓する事を以て目的として居たので、最も精神の活動に重きを置き、その形式の如何は深く論じないところであつた。つまり禪宗の教義を聽き禪定を行ふことを以て自力鍛錬の一方便として居たのであつたが、室町時代の武士は、安心立命を求め、餘命を全ふして現世を安樂に生き様と冀ふ功利的な願望が多分に含まれて居た様である。そのよき例として義満が深く禪宗に歸依し、禪定に通じながらも、彼の抱く思想は飽くまで現世享樂に在り、朝廷や、國民の疲弊をも顧みず、自らの快樂を求めるが爲に巨大なる財寶を使つて、金閣寺を作り、奢侈を極めた如き、又義政が義満に倣つて東山に銀閣寺を建てた如きこれを實證するものである。上將軍に於て斯くの如き有様であつたので諸將のこれに倣ふものが多く、ひたすら現世の快樂を冀つて居る點で、武士道が地に墮ち、大義名分が頽れたのも、この現世享樂の弊風に影響を受けるところが多く、禪宗の教義を受け、禪定を重んずるのも結局は上述の如き願望からの方便であつた様で、鎌倉時代と大いに趣を異にするところである。

五、信仰心の養成

室町時代の武士教育中最も重きを置かれて居たものは信仰心の養成に就てどあつた。延元三年菊池武茂が子々孫々にまで固く守るべきものとして戒めた起請文が、其の大部分は信仰心に關するものであることはこの間の消息を如實に物語るものである。菊池家の起請文は全八章から成るものであつて、その内前二章には五倫五常を遵守することを戒め、他の五ヶ條は盡く信仰に關するものである。

一、已前の二箇條の道を守候はん事は、當世難義の事に候と雖も、釋迦牟尼佛の正法を護持し奉、その志

至誠に存候間、條々發願に若しあやまりおかし候罪過に依天罪を受候と雖も末代當ニ正法破滅之時ニたとひ一日一夜にても、正法を護持し奉らん信心を、此身におこし候、功德を隨喜し候に依先在家正直の願を立候所也、此願あきらかに三寶龍天の照鑑あをぎ奉候護法之志より外は釋尊正法至ニ于慈尊出世一斷絶なくして、法界衆生を濟度して同證法性之身。

一、正法を護持し奉る發願者、今生の名利榮華をなぐくすてゝ後世菩提のみちを一すぢにもとめたてまつらん僧侶を、清淨の信心おこして、守護歸敬申候べし。

一、公法出仕、或私の交衆等の外は、心をおこして、名聞榮華を嗜みこのむべからず候。爲ニ在俗之身ニ問聊徒然をなぐさめんために、俗塵のわざを行はんをばのぞく、當世不實の者の振舞、井文武ニ道にはづれ、佛法興隆の爲ならずして、法にもれて國家のついへたらん事をば爲ニ護持正法ニかたく停ニ止之。

一、釋尊正法壽命をつぎたてまつらんがために、自殺生守於ニ領内ニ六齋日の殺生をなぐく禁斷せしむべく候。

一、舍兄肥後守子々孫々まで、いましめを定置れ候て、正法護持之志至誠にまし／＼候はゞ武茂隨喜仰信の心を發候て、子々孫々までに誠を定置候て、且爲レ君爲レ家眞俗同心に正路を守て、如來正法を護持し奉べく候。

一、聽聞正法の深恩を爲レ奉ニ報謝、生々正法紹隆しまし／＼候はん時は、必一世むまれ值奉て、正法に信心を起し、結ニ師弟之縁ニ共可レ奉ニ護持正法ニ候仍發願超請文如レ件。

これに依つて當時の武家が佛法に深く歸依し信仰の心厚きものがあつたことが分る。

又敬神の觀念に至つても篤きものがあり、北畠親房が神皇正統紀に著はした敬神思想の如き又一條兼良、